

フォーラム2日目
2022年1月30日（日）

Day2. パネル2「特別養子縁組における子どもの出自の取り扱いをめぐって」

パネルディスカッション2

「特別養子縁組における子どもの出自の取り扱いをめぐって」

課題提起：

潮谷 義子（共同代表／スペシャルオリンピックス日本・熊本 理事長、前熊本県知事）

パネリスト：

阿久津美紀（目白大学人間学部児童教育学科 助教）

石川美絵子（社会福祉法人日本国際社会事業団（ISSJ） 常務理事）

ロング朋子（ベアホープ 代表理事）

コーディネーター：

徳永 祥子（立命館大学 准教授）

Day2. パネル2「特別養子縁組における子どもの出自の取り扱いをめぐって」

課題提起

潮谷 義子

(共同代表／スペシャルオリンピックス

日本・熊本 理事長、前熊本県知事)



皆様こんにちは。課題提供の役割を担いました潮谷です。まず「特別養子縁組における子どもの出自の取り扱いをめぐって」という、その背景の中にある課題、これを少し述べさせていただきたいと思います。一つは、近々の例の中で申し上げますと、改正民法が2021年の4月1日施行で、特別養子縁組をめぐる対象年齢の引き上げをいたしました。従来は6歳だったんですけれども15歳まで、縁組がもし進行中であれば最大18歳までです。特別養子縁組に関わる中身が変わってきました。従来の対象から年齢が上がったということが出てきているというのが一つあります。

それからもう一つは、いわゆるAIDというかたちで言われております、非配偶者間の人工授精、妊娠から出産というケースも増えてきています。精子の提供者は匿名ということでもあります。明確な数字はわからないんですけれども、1万は超えているのではないかと、言われています。それから体外受精ということで、海外で非配偶者間との間で精子を得ての出産トラブルもわが国では起きてきている状況もあるということです。それからまた2016年になりますと、養子縁組斡旋法が出てきたということで、私たちは今出自の問題をめぐる状況、環境が大きく変わりつつあったということを認識していかなければならないと思っています。

そういった前提の中で少し課題を出させていただきたいと思います。1974年に国際養子縁組をした男性が、私どもの社会福祉法人慈愛園に、自分の実の親と会いた

いという申し出がありました。それは2019年の出来事で、突然始まったわけです。再会希望に至る背景を尋ねましたとき、自分は養子としてアメリカに渡ったんだけど、養子夫婦がものすごく教育もさせてくれて、大学も出て、そして養親の家業でありました不動産業、これを継いで経済的にも安定していました。この養親のお二方は養子の息子に対して、あなたが知りたいときにはいつでも自分のルーツに関わる書類があそこにあるよ、というその在り処も教えてくださっていた。でも全然自分のルーツを訪ねたいという思いはなかった。しかし養子の両親が亡くなってしまった。既に52歳の男性がそういった背景の中で実母と会いたいということを言ってきたわけです。

私たちは子どもが自分のルーツを知る権利があると同時に、一方で養子として出した親たちのところにも、プライバシーに関わるような様々な状況があると。こんな状況の中で、一体その再会希望をどのように汲み上げていけばいいのかという、大変重い課題を突きつけられたわけです。それで知る権利ということと、プライバシーということで、悩みながらでもありましたけれども、しかし彼の会いたいという希望を採り上げることにいたしました。そして実の親に経緯を話して会うということを選択するのかどうかということを行いました。未婚で出産して、小学校に入る前にこの子どもの処遇をめぐって私どもの乳児院の中で、施設ですずっと育つこともできる。それから養子縁組ということもできる。特別養子縁組と

Day2. パネル2「特別養子縁組における子どもの出自の取り扱いをめぐって」

海外の養子縁組と、そういう方法があるからどれを選択するか？ということを実の親に聞きましたときに、実の親は、海外に、ということを書いて、それでこの養子縁組が成立しました。当時はアメリカの大使館ではなくて、アメリカとの領事館とのやり取りの中で成立したわけです。

そのときから、もう自分の気持ちの中には、あの子はどうしているだろう？という思いがずっとあって、だから自分はこういう事実を新しい家族の者に全く話してないけれども、しかし自分はそのこどもに会いたいという意思表示がありまして、再開する機会を私たちは作っていったわけです。雨の中で 52 歳の、本当に体格のいい男性が、私みたいに細いお母さんで、このお母さんを見たとき、お母さん、産んでくれてありがとうと言ったんです。もう私たちは、そこにいた者たちは涙でした。小柄なお母さんの首に抱きついて、そう言ってくれました。

私たちはこのケースを通して、お母さんも一緒に、このこどもが乳児院の中で育ったケース記録を広げながら、こうだった、ああだったという状況を共有していったわけです。そのときに、乳児院にはケース記録がきちんと残っていましたが、養護施設の方は、乳児院から養護施設に措置移管があったんですが、養護施設のほうは、熊本を度重なって襲った災害、大雨と地震、この中でケースの行方が分からなくなってしまっていたという状況がありました。乳児院での中でも状況をこの子にずっと話して、自分が思っていた赤ちゃんのときの育ちと随分違っているということとか、自分を養子に出した実母と実母の家族が度々施設に訪問してこの子と面会していたというところをずっと読み上げていったときに彼は、自分は養子に行くときに親から捨てられて行ったんじゃないというそのことをとても確信して、ありがとうと言っておりました。

そこで課題として私が言いたいことは、こどもに関わるケース記録の保管、これを今は施設に措置されている場合はどこでもケース記録を残していると思うんですけれども、先程申し上げましたように、天変地異の中でそのケースがそのまま保存されていく保障はないということになります。ケース記録に対して、これはものすごくその子のライフストーリーのはじまりというところから存在感として大事なものですけれども、この保管を今の日本の状況の中でどのように考えていけばいいのかということが提案の中の一つであります。

それからケース記録の書き方は多分それぞれのところで違うと思うんですけれども、こういった特別養子縁組に関わるようなケースの場合は、何を残さなければならぬのかという、最低限度の情報の共有と言いましょか、そういったことをやるべきではないか。各施設に任せたケースレコードの作り方から、養子縁組ということ

を前提にして、項目としてどのように整理をしていくのが大事なのかということが突きつけられているんじゃないかと、私はそういうことを非常に感じさせられたわけです。

それからもう一つは、開示をどのようにやっていくのか。私はこの人のときの乳児ホームの園長をしておりましたので、開示の責任ということでは一緒になって見ていったと。それからそののち、こどもホームに行ったときの知っている保育士と一緒に、というかたちで関わりを持ってきたわけですが、保存、保管、開示のあり方、これをどういうふうにやっていくのか。そして日本は今までずっと責任の所在を施設に任せておいてきているわけですが、それでいいのかという、そういう提案を一つ皆さんで考えていきたいと思います。

この国際養子縁組に関してそういったことを申し上げて、もう一つは、真実告知の大事さ。これはその通りなんですけれども、私は真実告知については大きな失敗をいたしました。その失敗を通して、真実告知は大事、しかしその真実告知ということに対して専門性が要求されているということを実感したんです。それは何だったかと言いますと、国際養子縁組で私がたまたまアメリカに行く機会があって、その女性と会ったとき、自分はどうしてここに来たのかということを知られたとき、私は真実告知と、頭の中で単細胞みたいに思っていたので、当たり前前に話したんです。

そしたらそのあと養親の方から、言ってほしくなかった、と言われました。もうびっくりしました。でも本人は、ショックを受けてと言われました。真実告知というのをするとき、一体養親がどのように養子のこどもに伝えたかというようなプロセスを踏んでいくことと、養

Day2. パネル2「特別養子縁組における子どもの出自の取り扱いをめぐって」

親とのコミュニケーションを通して、そして今まで伝えてきた事実を通して、私たちは、真実は真実として伝えたとき、どんな反応が起きてくるのか。そこを丁寧に考えていくという、フレーズとして真実告知ではなくて、その子の人生にとって真実告知というのがどのようなかたちに響いていくのかということに触れていかなければならないと、私の失敗の中からものすごく学ばされて、ここには専門性が必要で、単に真実を告げればいいということではないというのを感じさせられたところです。

それからまた別の事例ですけども、特別養子縁組をしたいと言って、私どもの施設に夫婦でボランティアで通っていた人がいたんですけども、どんなに考えてもこの中から自分のこどもにふさわしい、自分たちがもらいたいという子がいないと彼らは言っていたんです。ところが、たまたま未婚のお母さん、これは実の親たちがすごくサポートしていたんですけども、特別養子縁組に出したいという希望を持っていました。この未婚妊婦の親は度々面会するぐらい関わりは深かったんです。

でも、ちょうど陣痛が始まったとき、この家族は法事のため、来れなかったんです。来ていた特別養子縁組をしたいと言っていたその夫婦は、奥さんのほうが看護師だったんです。それでちょうど来ていたので、立ち会うという気持ちで行ってこないか？と打診しました。それがよかったかどうかは別ですけども行ってくれました。陣痛に立ち会う中で、そのお腹のこどもたちを、自分たちは養子をしたいということを決意したんです。

そのときにおじいちゃん、おばあちゃんが、地域住民の皆さんたちに「うちにずっとこどもがいなかったことを地域の皆さんが知っている、だけどこのこどもを育てる、私たちの家族が育てるということ、それは私たちが育てる責任があるから、近所の人たちの噂話の種にしないでほしい」と。その集落におじいちゃん、おばあちゃんが回ったという、そういう経緯がありました。特別養子縁組という、その周辺の中で私たちが考えていかなければいけない課題に、家庭だけではなくて、地域社会の中にこの子が将来どういう人間的な立場の中で生存していくのか、育っていくのかという、そこまで特別養子縁組の中で私たちは、考えねばならないということではな

いんですけども、視点が必要ではないかと思ったところ です。

それからご承知の通り、熊本は「こうのとりのゆりかご」があります。今年の1月、県外から10代の未婚のお母さんが出産し、こうのとりのゆりかごを利用した。詳細な報道が、マスコミ、地元紙含めていろんなところでされておりました。この「こうのとりのゆりかご」に少し触れさせていただきます。2004年に設置されました。この中で、数としては開設されたそのときに71名、2019年で125ケース。トータルとしては割に多い数が利用されております。熊本は確か2ケースで、そのほかは熊本という地域まで、出産して間がないのに車で乗り継いで、あるいは列車で乗り継いでという、そんな姿があります。同じ女性として考えましたときに、大変な危険が伴っている。さらに申し上げますと、孤立出産、いわゆる病院ではなくて自宅で、自力で、というようなケースが非常に多いという感じであります。

そんな状況を考えていきますと、大変気がかりと言いますか、先生たちは一生懸命にこの受け入れに対して、孤立出産、内密出産に対して思いを込めながら対応されています。「こうのとりのゆりかご」を利用した背景で多いのが生活困窮、未婚、不倫、育児不安、あるいは世間体、それからパートナーが認めないというような問題や、祖父母の反対、戸籍が汚れるといったような理由等々があります。

「こうのとりのゆりかご」で内密出産、匿名出産に関しては資料を入れておりますので、こういう状態にあるんだなということを見ていただきたいと思います。出自が不明という課題が残ってくるわけです。今出自に関わるよりも、その親と子を助けるほうが先ではないかという論議もあります。しかし出自というのは、私はやはり存在感に関わる、人権に関わるということを考えてまいりましたとき、こうのとりのゆりかごのドクターたちの善意ということとは別に、私たちはこの問題をしっかりと考えていかなければならないのではないかと。ドイツでは既に「こうのとりのゆりかご」のような設備をしたところがたくさんあって、その経過を評価しながら、こどもたちの出自をきちんと国で直接関わっていくというような、法的な整備もなされているという状況があります。

Day2. パネル2「特別養子縁組における子どもの出自の取り扱いをめぐる」

様々に意見がありますが、今出自が不明という課題がすぐあるということを私たちはこのとりのゆりかごの周辺の中から直視していかなければならないのではないかと、思うところです。

基本的人権で考えていけば、出自が不明というのは憲法上に保障されている保障がそこには得られていないということにもつながっていきましますし、児童の権利に関する条約の第7条の第1項には、出自を知る権利ということがきちんと定められているわけです。それから2016年、2017年、この児童福祉法改正のプロセスの中でも出自の問題の大事さや記録を残しておくことの大事さ。そういったものが言われているわけです。法律的にも私たちはこの出自というのが本格的に採り上げられていく期を迎えていると、そんな思いがあります。以上いくつかの実例を通しながら課題を提案させていただいたところです。

実は出自をめぐる問題はいろんな角度の中から私たちは問いかけることができます。今日登壇して下さっている皆様方との話し合いの中で、問題がバラけないように、できるだけこの短い時間の中で、きちんとした課題認識の中で論議を深めていこうというような思いがあって、大変僭越でしたけれども、課題提供をさせていただいたところです。

それと最後のところに、出生に関する日本の文化を問うと、大きなことを書いています。絶対に人間の価値は生きているから価値があるんです。それと、こどもたちというのは、その平等な価値を持って生まれてきているんです。ですからさっき申し上げましたように「このとりのゆりかご」を利用せざるを得ない背景には、社会的な人権侵害、偏見、そういったものがものすごくあると気がつきます。どんないきさつがあっても、どこで生まれても、私たちはその生命を寿いでいく役割をしっかりと持っていかなければならない。そんなふうに思います。

特にそのことの大事さは、今シングルマザーが増えてきておりますし、それから性的少数者の方々の中でも、自ら育てる環境の整備を望んでいる方々がいます。そういったことを考えたとき、特別養子縁組、里親制度、そういう中でこどもを育てるというチャンスもあるわけで

すので、まずは一人一人のこどもたちの命を寿いでいくという文化を日本の中にしっかりと根づかせていくということが、私どもに課せられている大きな役割ではないかと思っています。これまでとこれからの違い、それをしっかりと変えていく。そのエネルギーを持続けていきたいというのが私の願いです。以上で私の提案を終わらせていただきます。ありがとうございます。

Day2. パネル2「特別養子縁組における子どもの出自の取り扱いをめぐって」

第4回 FLECフォーラム

2022年1月28日～30日

早稲田大学大隈講堂

フォーラム2日目 1月30日(13:00～15:00)

パネルディスカッション

「特別養子縁組における子どもの出自の取り扱いを巡って」

「課題提起」 潮谷義子

I 事例を通して

1. 国際養子縁組をした52才男性から実母との再会希望

(1) 再会希望に至る背景

(2) 子の知る権利とプライバシー

(3) ケース記録の保存、保管、開示のあり方

「どこで・いつまで・責任の所在」

(4) 真実告知

「生きる力にもなり、トラウマにもなる」←専門性が問われる

2. 出産の立ち会い経験で特別養子縁組を決意

地域社会…祖父母の存在

3. 「こうのとりのゆりかご」2021年11月利用ケース

(1) 誰にも知られずに出産したい…

「内密出産」公には身元を明かさない、子への身元開示同意(年齢による制限)

※別表参照

(2) 出自を知る権利は「子」の権利

・憲法上の出自の権利の消失…基本的人権11条、13条

・「児童の権利に関する条約」7条第1項

・ライフストーリーワークの出発点としての出自

(3) 望まない妊娠・予期せぬ妊娠の背景を考える

・2006年5月10日運用開始以降、2020年3月までに預けられた155事例からの検証結果
に見えること…「母親の生活困窮・未婚・不倫・世間体・戸籍に入れたくない」等の理由

・孤立出産の割合が6割と高い

II 出生に関する日本の文化を問う

1. どこで、どんな背景で出生しても命の価値は変わらない

2. 生まれた命を寿ぐ(ことほぐ)文化の形成を目指すことが求められる

Day2. パネル2「特別養子縁組における子どもの出自の取り扱いをめぐって」

パネルディスカッション2

「特別養子縁組における子どもの出自の取り扱いをめぐって」

課題提起：

潮谷 義子（共同代表／スペシャルオリンピックス日本・熊本 理事長、前熊本県知事）

パネリスト：

阿久津美紀（目白大学人間学部児童教育学科 助教）

石川美絵子（社会福祉法人日本国際社会事業団（ISSJ） 常務理事）

ロング朋子（ベアホープ 代表理事）

コーディネーター：

徳永 祥子（立命館大学 准教授）



Day2. パネル2「特別養子縁組における子どもの出自の取り扱いをめぐって」

徳永：

立命館大学の徳永です。今日はコーディネーターとして司会進行をさせていただこうと思います。まず潮谷先生、ありがとうございます。潮谷先生の30年に及ぶ児童福祉施設での経験、そして熊本県知事として2期勤められた様々な経験の中から、本当に生のご経験、先生が感じられたこと、課題だと思ってずっと取り組んでこられたことというのを本当に端的に私たちに共有してくださったと思います。

ここからは、先生が何十年も取り組まれてきたことが今でも変わらないテーマであること、そしてそれが古くて新しいテーマで、今まさに私たちが取り組むべきテーマであるということを改めて考えさせられた、本当に気づかされるご講演をいただきましてありがとうございます。ここからはどちらかというと現場で実践をしていく中で、またその実践とともに常に連動していく制度や法律などについても現場や研究の各分野から3人の先生方に発表をしていただこうと思います。そのあとディスカッションをしていければなと思っています。

それではまずディスカッションの前に3人の方々、順番に発表していただくんですけれども、最初紹介にありましたように、目白大学の阿久津美紀先生に発表していただこうと思います。阿久津先生は児童養護施設であるとか児童自立支援施設などの資料整理、皆さんももしかしたら聞き慣れないタームかもしれないんですけど、アーカイブスという専門をずっとご研究されていて、様々な福祉施設の記録であるとか、海外に養子縁組されたごもさんの記録を探すアーカイブスの分野の専門家としてご活躍されています。それでは先生、お願いします。



徳

～各パネリストより報告～
(報告概要は後掲スライド参照)

徳永：

今3人の先生方からそれぞれのお立場から今見えている世界、現状とか課題、あとは諸外国の状況についてご発表いただきました。最初の潮谷先生から最後のロングさんまで共通して出てきたのは、最低限の情報をどこで、誰が、どのように保管するのかというところ。そして情報はあればいいというわけではなくて、これをどう安全に開示するのか。そしてどこまで開示するのかということも含めて、その当事者の方が何歳であっても、またどのようなニーズ、タイミングを持っているかということを見極めながら、今そこが安全安心であるということをお大前提としながら、どんなふうに解釈するのを手助けしていくか。ここは対人援助の部分にはなってくると思いますが、そのような幅広い制度から実践に渡る問題提起がなされたと思います。

ここで大まかに分けると、日本でこのような情報保管であるとか、開示について議論していくときには、まず今後法律のようなものが必要になって、そこに規則がくっついて、制度がくっつき、その下に、今日主に実践についてご発表されたと思いますが、実践が連なっていくのではないかなと思っています。そういう中で、まずはお三方にそれぞれ4人の発表が終わってお聞きになった上で、まず法律のところは今日はあれですけれども、真ん中をつなぐ制度のところ、どのような制度が今の日本に求められているのかについてお聞きしたいなと思います。いかがでしょうか？どなたからでも。

阿久津：

じゃあ私から。制度という、今皆さんからの実践面でのお話とか聞いていて、出発点となる情報をもっときちんと残す制約みたいなものは必要かなと聞いて感じました。そこが出発点になって実践につながっていくと思うので、そこが何もないければ、今私がアメリカに養子縁組された方の記録とか情報を探するとき、情報が何もないとそこで終わってしまうので、そこをきちんと残していく法律だったということになってくるとは思うんですけど、その部分はすごく重要かなと、聞いていて出発点として感じました。

Day2. パネル2「特別養子縁組における子どもの出自の取り扱いをめぐって」



徳永：

ありがとうございます。一つ追加なんですけれども、諸外国は数十年経てば国立公文書館に移管されたり、保管を司る機関が法的に決まっていたり、韓国では中央養子縁組院というものがあるわけなんですけれども、日本で今後制度設計していく上で、最低限の情報を皆さんに提供できる、そしてここにあるよということが分かれば、当事者の方たちがそれぞれのタイミングでアクセスしてることが、そういう権利が保障されていくわけですけど、そういうのはどのような制度設計が必要というか。

阿久津：

海外の状況を見ていますと、国が一元的な情報管理、方針を示して、そこに自治体が連なって、その下で実践という制度が多いので、国がまず制度であったりきちんとした、罰則までは行かないですけど、きちんと残していくために必要な枠組みを示す必要があるんじゃないかなと思っています。反対に私からも実践家の方々にお聞きしたいんですけど、どういったものがあれば記録ってきちんと残っていくと、実践していると思いますか？またほかの民間斡旋機関の方たちとの情報交換の中で、どういったものが必要かなと、もし実践を通して思われていることがあったらそれぞれお聞きしたいなと思います。

石川：

私たちの団体、非常に小さい団体なんですけれども、ケースの記録を今データベースに入れていて、これをクラウドに上げることを今考えているんですが、現状としてはバックアップはとってあっても、事務所の中にあるんです。民間の団体はもしかすると紙からシステム化って進んでいるかもしれないんですが、結局はパソコンの中にあるとか、そんなに多重に別のデータセンターに入

れているみたいな、大きなところはあまりないと思います。逆に児相さんとかですとシステムはきちんと整っているんだろうなと思うんです。

ですので、国で一元的に管理してほしいと思っているんですけどどこから手をつけるかというときに、システム化されていって、それが安全に保管されている、安全性が担保されているということが大事というか、初めになるのかなと思っています。紙のものもいろいろありますから、紙というか、赤ちゃんのときの服とか母子手帳とか、一元化はもしかすると最初は難しいと思うので、そういったものは斡旋の団体が持っているけれども、ベースラインの情報は一元化されて、それがきちんと安全に保管されるのはどうかな、と考えています。

ロング：

国で一元化にデータベースとか、っていうことになる、ある程度様式的なものが必要になってくるかなと思っていて、その部分の阿久津先生のご質問だったのかなと思うんですが、同時に、この様式に書いて、と言われても、先程お話したようにケースワーカーたちの通常の記録の書き方と、この特別養子縁組の出自、こどもが知りたい記録を残すという意味での記録の書き方に大きな差異があるわけです。このことは現場の人間からしてみると再トレーニングが必要で、再認識が必要で、そこまでパッケージとして提供していただかないと、きちんとしたかたちでの情報はないだろうなと思います。何か項目があって、それを穴埋めして、なんか情報を保管したような気になってしまうと、それは残念だなというふうに感じるので、そこではないかたちで残すためには、その様式を使ってどう書くかまできちんとトレーニングできるパッケージが必要だなと思っています。

石川：

どういったものをどうやって残すとか、細部がそんなに頭の中で固まっているわけではないんですが、ISSJではとにかくとれるだけ情報をとって全部残すということをやっています。残す記録と開示する記録ってやっぱり同一ではないと思っていますので、たくさん収集した中で何をどう開示するかということがまた別問題である

Day2. パネル2「特別養子縁組における子どもの出自の取り扱いをめぐって」

と思うんです。ですので、そこも最初からいろんな考え方があってと思うんですが、開示するもののフォーマットが決まっていて、そこに埋めていって一元管理はちょっとしんどいなという気がします。

記録のためのデータベースがありますが、ワードみたいにパーツと文章を書いていくようになっているんです。基本情報は項目としてあるんですけども、日々あったことをダーツと書いていく。開示するときもその中から何と何を、というふうに考えているんですが、やっぱり記録するときに、最後の開示の段階を想定しておくことは大事です。そこに連なる1本のフォームというか、形式化していくのはこんなんじゃないかなと思います。

ロング：

イメージとしては、一元化する部分については、基本情動的なところを国で一元化して保管して、先程おっしゃったみたいなメモがダーツと書いてあるような方式で残してあるので、そういうものについては各民間機関とか斡旋機関とかで重層的に保管するというようなイメージだったんですけど、そもそもその一元化の部分においてもデータベース化されたものを項目立てするのは難しいんじゃないかというイメージですか？



石川：

ありがとうございます。例えば一元化するところにそれを入れていくっていうことはありかもしれないなと思うんですね。でもやっぱりアクセスとかいろんなものが制限、制約されていて、誰でも見られるような状態にはなっていないということが必要なのと、それから記述でどんどん入れていくとしたら、開示するときはアーキビストの方がいてくれれば一番いいんですけど、きちんと開示する範囲と項目を決めて開示してくれるとか。前に何かの映画で見たときは、ある人が開示してくれると

ころに行って、もらう紙は2枚ぐらいだったんです。ですので、そこは厳選された情報がきつと2枚に凝縮されていると信じていたんですが、たくさん残すけれども、基本はそんな感じかなというふうに思いました。

徳永：

ありがとうございます。実に想像できるようなご指摘だったんですけども、先生からは、一元化してどこかが、国がまずはベースラインを決めて保管するというところ。そして石川さん、ロングさんからは、結局ベースラインとして開示するのは、恐らく固い情報になると思うんですね。例えば諸外国で言えば養子縁組オーダーのようなもの書かれているようなもの。それが1で、2番目としては、いわゆるエピソードであるとかお洋服であるとか、様々な写真。写真も一部PDF化して1番のほうの記録に入れたらいいと思うんですけど、それには入り切らないようなものとか、直筆が載っている母子手帳の本体であるとか、そういうものについてはもしかしたら、母子手帳は養親さん使われるのかな？でもそういうものも含めて、それは各エージェンシー、各機関でとっておいて、例えば1にアクセスした当事者の方が2にもこういう記録があるよ、という情報が得られれば2にアクセスする、というようなことで、2では自分のところが斡旋した養子さんなので、もうちょっと手厚く記録を開示するということができるんじゃないかというようなご指摘だったと思うんですが、いかがですか。なんとなく勝手に整理しちゃったんですが、そんなだったら安心して託せるんですかね？

ロング：

最初、私はそういうイメージだったんですけど、今の石川さんのお話を伺って、全部書いてあるログみたいな、パーツと書いてある記録も全て一元化されたところに入れておいて、開示するアーキビストがそれを全て何十ページと読んで開示する。そこは民間斡旋機関ではなくて、というイメージでいらっしゃいましたか？

石川：

それはこれから制度を作っていく中で議論するところ

Day2. パネル2「特別養子縁組における子どもの出自の取り扱いをめぐる」

かなと思っています。どちらがいいのかというのはそれぞれあるかと思うのです。ただ、民間のところだけあって、安全性が担保できないというリスクも考える必要があるかと思うので、そこもきちんとできるのであれば、どちらでもというわけではないのですが、両方のやり方はあるかなと思います。

徳永：

膨大な、何十ページに及ぶ記録がある中で、恐らく当事者の方が知りたいことってそれぞれの時期によって変わってくるし、日本の場合、先程触れていただきましたけど、戸籍制度があります。実は諸外国では成人までシールしておく、隠しておく情報が割と簡単に、と申し上げたらあれかもしれないですけど、かなり早い段階で子どもさんが目にする可能性があるわけです。なので、そこはオープンになっているにも関わらず、その背景となるエピソードや、もちろん自分のアイデンティティに関わることで、そして養子縁組を、もし否定的に捉えている方でも、少しでも肯定的に捉え直すことができるような、様々な温かいソフトな情報、エピソードというのが今のところ国の中で機関間格差であったり、地域間格差がある状況で、そういう中でどんなふうに記録を補完するというのを、もちろん一部国であるとか、地方自治体に動いていただいて、いずれのかたちで管理していくという必要があるにせよ、開示するにあたってどんな対人サービス、タイ人支援が求められているのかということについても少しお伺いしたいんですけれども、いかがでしょう？

もうだいたカバーはしていただいていると思うんですけども、もしそういう国や中立的な第三者機関があるとして、それでもどこまで開示するのか、誰が開示するのか、ってすごい課題が残されていると思うんです。そのへんについてはどのような、制度設計、対人援助のサービス支援の設計があるとお考えでしょうか。

阿久津：

私のほうからまたすいません。開示については、これは日本国内ではなくて海外の話になるんですけども、海外でも同じ実母から生まれた兄弟であっても、その開示

を判断した人によって開示の量が違ったりとか、情報量がちがったりという課題が上げられていて、恐らくこういった問題というのは今後日本でも用意に想像ができるので、実践を積み重ねていって、横で共有していく。こういった情報は開示できるけど、できないっていうふうに、本当に第三者の個人情報で当事者と重なる部分というのが必ずあって、その部分がたぶんそれぞれで悩まれるところだと思うんですけど、そこはある程度決める必要はあると思うんですけど、実践の積み重ねで共有していく部分もあるのではないかなと思っています。

また、先程聞いてて思ったんですけど、データベースというのが、ベースとなる情報のデータベースが沈降してて、そこに記録が、固い情報だけが乗ってればいいんだっていう理解が進むと怖いかなと思っています。先程言ったようなデータベースにできないような、洋服であったり、母子手帳であったり、そういった部分は各幹旋団体が管理して、あくまでも統一的なデータ情報を集める国の機関は入り口であるべきで、そこに行けば次の道標になる、というイメージを持たれるほうがいいかなというふうに、先程先生方のお話を聞いていて感じました。

徳永：

ありがとうございます。例えばイギリスのメイキングコネクション、バーナードスの機関なんかだと、アーキビストとソーシャルワークで同じぐらい、15人、15人ぐらい雇用されて、共同体制でいかに安全に開示するか。開示の範囲はアーキビストが決めて、対人援助、寄り添ったり一緒に読み解いていく支援はソーシャルワーカーがしているわけです。こういうような支援全体を見通したときに、各エージェンシーでやれること、やりたいこと、いろいろあると思うんですけど、いかがお考えでしょう？

石川：

いろいろやり方はあると思いますが、実践しているときに思うのは、開示者が判断すべきではない。そこは絶対だと思うんです。別の人が判断したものを開示する人が開示するということにしないと、開示者が全ての責任を負うとか、負担を抱えるというのは、制度としてはあ

Day2. パネル2「特別養子縁組における子どもの出自の取り扱いをめぐって」

るべきではないと思います。日本の中では誰がどう判断するかというのがこれからの議論だと思うので、アーキビストの人がたくさんいて、その人たちがすぐにでも、これができます、っていう状態であればいいかと思うんですが、まだ誰が関わってくるかというところもこれからの議論だと思います。ただ、やっぱり絶対的に専門性は必要で、訓練も必要で、そこがないと当事者を飛ばすような話になってしまう気がしていて、上手く言えないんですけども、当事者のための実践であるということを念頭に置いて、専門性をどう育成していくかなと思います。とりとめもなく、すいません。



ロング：

発表の中でも申し上げたんですけども、基本的にこれからは養子自ら出向いて行って、そこで情報を収集するという、その前の段階として、養父母が養子に対して、真実告知というふうに呼ばれていますけれども、情報の開示だと思うんです。出自に関する情報の開示を家庭内の中で、日々の生活の中で行っていくという役割を担っていく時代になっているのではないかなと考えます。そうすると、開示者が養親になるわけですから、そこに対してどういう情報を伝えるのか。それで、先程の石川さんのお話を聞いて難しいなと思ったのが、開示者が何を開示すべきかを判断すべきでないとなったとき、その養親さんたちが開示者の場合には、じゃあ誰が判断するのかな？ってなると思うんです。

私たちはそこに寄り添って、という言い方をしますが、でも、ケースワーカーたちがそこに一緒にいて、この子の特性や親御さんの性格もずっと関わってきていてそれを知っている中で、じゃあ何をどういうふうに伝えていこうかというのを一緒に考えて告知をしていく、出自

を開示していくという取り組みができたらいいなと。まだそこまでは行ってないんですけど、希望としてはそんな思いがあります。

ただ、諸外国がアーキビストを揃えて、ということなことをされているのは、諸外国の斡旋機関って結構大きなところではなくなったりすることもありあって、日本でももちろん多くの斡旋機関、ピアホープもそんなに大きくないですけども、かなりこじんまりしたかたちでやっているの、閉じるときに情報を全部どこかに残していくわけです。そうすると、今私が考えていたような支援というのは継続的にできないことになってしまふので、潰す気はないんですけど、もしものことを考えると、やはり重層的に情報は管理されているべきで、入り口は、先生のご意見だと、最初入り口が国の一元管理のところっておっしゃったんですけど、逆もあるかなと思っているんです。斡旋機関のほうにずっとつながっているけれども、そこで情報がもらえなくなっちゃったときに行くところが国のところだったりするのかなと考えたりもしています。

徳永：

恐らく最初阿久津さん、石川さんがおっしゃったのは、どちらかというと成人後の想定で、今ロングさんがおっしゃったのはむしろ未成年のうちからできる、自然な私たちのライフストーリーワークというかそういう感じだったかと思うんですけど、いかがですか？私の理解で合ってますか？

阿久津：

合ってます。未成年の人と成人者というのは、法律が施行される前と後の養子縁組所とか斡旋団体が閉鎖されているところとかも含めて、この議論は様々な視点で考えていかなきゃいけないと思うんです。閉鎖する気がなくても閉鎖してしまった団体さんもあったり、あと個人でやられていた養子縁組斡旋の方もいらっしゃるって、そういう方が何百というケースを扱っていて、その記録もその人が亡くなったらもう終わり、ではなくて、その記録こそ国とか自治体が責任をもって残していく努力をしないとイケないのではないかなと思いました。そうで

Day2. パネル2「特別養子縁組における子どもの出自の取り扱いをめぐって」

ないと実践の方につながっていかないのかなとは感じています。

石川：

阿久津先生のご意見と同じで、養親さんの家庭での真実告知とかライフストーリー等、別の機関が情報開示を行っていくというのはやっぱり別に考えていくべきだと思いますので、制度化するという話はそちらのほうかなと思っています。

徳永：

だから、今整理されたのは、未成年者と成人の方へのサービスと、入り口がティーンエイジャーとか、国の制度設計によりますけど、成人後に国のデータベースから入ってきて、各養子縁組機関や児童相談所につながるケース等も、ずっと小さいときからライフストーリーワーク受けてきて、その上で、養親からの開示を受けつつも、さらに自分で自力でアクセスしたい。養親の力を借りずに、特に再会支援を含むルーツ探しであるとか、ライフストーリーワークの続きをしたいとなったとき、開示は必要ないけど、逆に直接エージェンシーにつながったりだとか、その前提条件として国のデータベースがあればそこから入ってきたりだとか、そういうものがあると思います。

あともう一つ、そういうスムーズなケースといったらおかしいですけど、想定できることと、あとは今議論に上がりました閉鎖される団体がある場合です。その人たちの知る権利であるとか、ルーツをたどるときに誰かサポートしてくれる人をどのように得たらいいのかはまた別の課題として残るわけです。入り口の、国のところのデータが固いデータに限られたとき、各閉鎖したエージェンシーから国のほうにデータが移管されていけば、そこにソーシャルワーカーやアーキビストが配置されていけば、閉鎖されたエージェンシーで縁組された方についてはそこで請け負うのか、今そこをまさに ISSJ さんが担ってくださっているわけですが、そのへんがこれから、もちろん諸外国でも入れ替わりは結構あります。いろいろな民間機関、チャリティが立ち上がってはまた吸収合併されたり、そういうことが全然起こりうるので、

そういうことにも耐えうる制度設計にしていける必要があるのかなと今お聞きしていて思いました。

ロング：

今民間斡旋機関のことが中心に語られていますけど、高年齢児、小学生とかも特別養子縁組できる時代になったと考えると、こどもたちが乳児院から来て、養護施設に移って、その前に自宅で過ごしているかもしれないと考えると、その情報もきちんと国が管理すべきかなと思うんです。なので、乳幼児、新生児に関してはもちろん民間斡旋機関が、というかたちにはなと思うんですけど、高年齢児の場合のそれ以前の問題のケースについてもきちんと耐えうる制度設計が必要かなと考えています。

徳永：

以前に社会的養育で暮らしていたお子さんの場合は、恐らく児童相談所や児童養護施設や乳児院に記録があるわけですけど、児童相談所の記録も割と 20 代では溶解処分ということに日本の場合はなります。そこも年数との戦いにもなるかなと思いました。そういう切れ目のない支援、切れ目のない情報提供であるとか、自分のルーツを辿れるということが一つ必要なかなと今改めて思いました。誰が責任を取るのか、どこが責任をもって保管、管理、開示するのかということと、今日恐らく今回のテーマについては養子さんの権利を保障する、というところがメインだったと思うんですけども、養子縁組に関わる人って、実は養子を取り巻く養親、そして産みの親というこのアダプショントライアングルの 3 者が関わっているわけです。この記録へのアクセスとか保管という意味では、その 3 者について恐らく今後制度設計が進んでいけば、必ずこの 3 者に目を向けて制度設計をしていかなければいけない時代が来ると思います。

その 3 者というのは、産んだお父さん、お母さんの親族や、またはその子孫を含むというふうに、例えばイギリスでは既に議論がされています。おじいちゃん、おばあちゃん、ひいおじいちゃん、おばあちゃんが養子縁組で育ったようだ。その子孫の人たちがアーカイブに記録してきて、自分のおじいちゃん、おばあちゃん、自

Day2. パネル2「特別養子縁組における子どもの出自の取り扱いをめぐって」

分のお父さん、お母さんに子育てについてよく理解したい。自分が受けてきた子育てに多大な影響があるはずだから理解したいということで記録にアクセスするわけです。そういうことも含めて記録があればいいというだけではなくて、それをどんなふうに当事者のために活用していくかが問われていると思うんです。それも含めて、もし最後にお三方お一言ずつ、これからの制度設計に期待すること、ここは必ず押さえてほしいな、当事者のためにはここは忘れないでほしいな、というところも含めて共有していただけたらと思います。

阿久津：

では私から。そういった意味では記録の開示だけではなくて、そのときだけじゃなくてそのあとも続くような絶え間ない支援が必要だと思うので、そういった支援体制が確立されていくといいと思いますし、そういった研修ですとか、充実した制度、そういったものを用意できるといいのではないかなと思いました。ただ、もうこの養子縁組に関する真実告知であたり開示の議論というのは、ここ 10 年ぐらいで活発に行われてくるようにだんだんなってきていて、10 年前はそれこそ開示しないほうがいいと言う人もたくさんいらしたぐらいなので、今からいろいろな方々に議論に入っていて、まだ本当に議論をして制度を作っていくような段階なのではないかな、というように、皆さんに関心を持ってこの問題に注目してほしいなと思っています。

石川：

今、徳永先生にアダプショントライアングルというものを提示していただきましたけど、当事者や養子の方だけではなくて、実家族の方とか養親さんもアクセスできるようにするということはとても重要だと思います。実親さんは、もしかしたら開示は嫌かもしれないです。そこは尊重すべきと思うんですが、年齢を経ていろいろ変わってくるんです。今私たち支援している中で、もうご高齢でがんの末期の方とかもいらっしゃるんですけども、いろいろ心情も変化していきます。ですから、その変化に耐えうるというか、変化に対応できるようなシステムでなければいけない、体制でないといけないだろう

なと思います。

記録を作って保管して、開示して終わる、というのではなくて、何回も来るかもしれません。その度にご本人の理解や解釈も違うかもしれないし、実親さんとの交流もどこから始まっていくかもしれない。そうしたそれぞれの家族が生きていくプロセスに寄り添うような、抽象的になっちゃうんですけど、そういったことが可能になるような体制になるといいなと思います。

ロング：

今お話を伺いながら、本当そうだなと思いましたけれども、議論をしていくというところでは本当に多くの方のご意見を聞いていきたいなと感じていますが、同時にスピード感を忘れず動いていただけるとありがたいなと感じてます。私たちは日々すごく試行錯誤しながら、これでいいんだろうか？こどもたちのためにこれでいいんだろうか？という不安の中で記録を書いているわけなんですけれども、全ての議論が終わるまで待って、完璧な制度設計を作ろう、というようにすると、このままだところしている間にもこどもたちはどんどん産まれ出てきて、どんどん成長しているわけです。そしてきちんと取り扱えなかった記録が、そのまま情報が消えていくような状態になるということを考えると、スピード感も求めたいな、というところです。

徳永：

ありがとうございました。最後になりますが、最初に潮谷先生、本当に熱意のあるご講演いただきましたので、先生からもぜひよろしくお願いします。

潮谷：

実は計画の中になかったんですけど、論議を聞きながらやはり思いましたことは、出自に関する制度設計ということは今後どのようなかたちでスタートラインを切っていくかというは大変重要だと思うんです。それで、早急に社会的養護の 4 回目のフォーラム、ここから国に対しても、現状こういうようなことに取り組む時期に来ているのではないかなという、そういう発言をしていくことが必要ではないかなという感じがいたしました。皆様、

Day2. パネル2「特別養子縁組における子どもの出自の取り扱いをめぐって」

制度設計に対しての中身もいろいろおっしゃいましたけれども、それより国において、まずこれをどういうふうに考えていくのかということ、これはものすごく大事だと思いますので、ぜひそういう方向で動く必要があるのではないかと思います。

それから、これは私の大変個人的な意見ですが、社会的養護の施設の中で、措置で存立しているところがたくさん日本ではあるわけですが、少なくとも措置を受けている施設というのは、施設入所のその時点からケースレコードをきちんと残していく。そのケースレコードに何をどのようにつけていくかというのは、これは専門的に学んでいくことが必要だと思うんですが、自分たちの成長、発達の中で、身体的な発育だとか、心理的なものだとか、そういったことと同時に、いつ一步を踏み出したとか、そういったようなことも含めて残していくのが、私たちが開示を求められたときに、養子に行った人たちがすごく喜ぶといったら弊害がありますけれども、僕はそんなに胃腸が弱かったんですね、お尻が真っ赤になるぐらい下痢をしたとかっていう、その記録を読んであげたとき、そんなに弱かったんですか？とか、すごく発熱しやすかったとかっていう、大きくなった自分が全然感じるができなかったそういったエピソードを聞いたときに、本当に自分の成長の、嘘偽りのない状況をケースレコードの中から知ることができるというのは、やっぱり大事だなと。

自分の命の大切さが分からない人が他の人の命の大切さを分かるのは難しいと思うんです。ですから少なくとも措置施設の場合は、ケース記録をきちんと残していく。これは国に義務づけもしてほしいなと思います。そんざいに自分たちのところに措置されたこどもを、記録も残さないで、ということではなくて、親に代わって社会的養護の役割を担っている施設としての大事な役割の中にそうしたものを課していくことも私は必要ではないかと思っています。

まずは一番大事なことは、このセッションを通して、ぜひ出自に関する制度設計、この論議をスピード感をもってやっていきたいと思いますということをとりまとめてくださるとうれしいなと、そういうふうに思っているこのこと上がってきました。以上です。



徳永：

ありがとうございました。今日 2 時間に渡ってお付き合いいただきましたが、最初に潮谷先生がおっしゃったように、生きていてこそ価値がある。これを生きていて価値があるところでも自身が感じられるような記録の保管とか開示というのが、養子縁組だけではなくて、社会的養育、またはこども人口一般、日本社会がそのようなことを目指せるような制度が作られるといいんじゃないかなと私自身、非常に今日改めていろいろ勉強させていただきました。本日は 2 時間、皆さんありがとうございました。以上になります。

Day2. パネル2「特別養子縁組における子どもの出自の取り扱いをめぐって」

特別養子縁組における子どもの出自の
取り扱いをめぐる
—情報管理とアクセス支援の視点から—

2022年1月30日
目白大学 阿久津 美紀

1 日本の養子縁組に関する記録(2)

◆民間のあっせん団体が保管している記録

養子縁組あっせん法(令和元年9月14日施行)

◇規則第7条(帳簿)

- ① 児童に関する情報
- ② 児童の父母等に関する情報
- ③ 養子縁組の経緯及び養子縁組が成立した後の状況
- ④ 養親希望者に関する情報

→養子縁組あっせん事業に係る業務の全部を廃止するまで保存しなければならない。(法第18条)

→あっせんの許可の取り消しや事業が廃止になった場合都道府県知事又は他の民間あっせん機関に引き継がなければならない。(法第19条)

現状、団体ごとに作成される記録の内容、記録管理体制、支援体制は異なる。

アーカイブズとは

- ◆ 組織や施設によって作成され、その後、その組織や施設によって保存・保管される記録をアーカイブズ(永続的な価値のある記録)という。
また、その記録保管している建物のこと。媒体は問わない。
⇒業務に従事する専門職(アーキビスト)
- ◆ 海外では、裁判所の養子縁組記録が国立公文書館に移管され、保管されるケースもある。

1 日本の養子縁組に関する記録(3)

◆ 民間のあっせん団体が保管している記録

法令・指針→具体的にどのような情報を記録すべきか、実父母の個人情報をどのように提供するか、定めていない。

◆令和3年3月26日、厚労省からの通知

「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんを受けて養子となった児童に関する記録の保有及び当該児童に対する情報提供の留意点について」

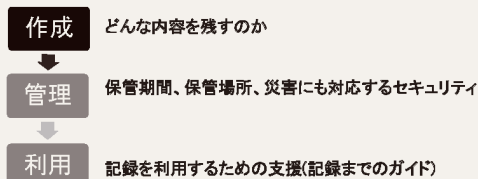
<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000759370.pdf>

・出自を知る権利を担保するために、養子となった児童に関する記録の保有及び当該児童に対する情報提供の留意点を提示。

→当事者が求める情報は、各人違う。(同じ人でもその時々で違う)
基礎的な情報だけでなく、写真や手紙などの情報を求める可能性

はじめに一養子縁組記録を巡る現状一

子どもの出自を保障する「記録管理」の3段階と課題



⇒「記録を残す」だけでなく、保管してきた記録利用を見据えた議論が展開

[illegible]

←通知で示された児童の実父母に関する「記録すべき情報」は、基礎情報。

←通知で示された児童の実父母に関する「記録が望まれる情報」を知りたい人もいる。

どこで養子縁組されたかに限らず、どの子とも同じような情報を入手できることが望ましい。

『民間あっせん機関による養子縁組のあっせんを受けて養子となつた児童に関する記録の保存及び当該児童に対する情報提供の取組等について』
<https://www.mnhw.go.jp/cntent/11900000/000759370.pdf>

1 日本の養子縁組に関する記録(1)

◆行政が保管している記録⇒戸籍謄本

- ・戸籍謄本 保存期間150年（平成22年以前のは80年）
本人確認できる身分証明書によって、直系親族（父母、祖父母、子ども、孫）の戸籍が取得可能。

◆裁判所が保管している記録⇒家裁の調査報告書、審判書など

- ・裁判記録(調査記録) 保存期間5年
 - ・審判書 保存期間30年
- 養子縁組をした家庭裁判所で、閲覧、謄写の手続きをおこなう。

◆児童相談所が保管している記録⇒児童記録票(綴)

- ・児童記録票は養子縁組が成立した事例は、永年保存。（「児童相談所運営指針」、平成30年）
開示請求することで閲覧可能。

様々な視点から記録される子ども(養子)

- 日本でも養子縁組に関する様々な記録が作成される。
⇒様々な視点(家庭裁判所調査官、児童相談所のSW、あっせん団体の方など)で書かれた記録は、子どもが自分に関する情報を知る貴重な情報源。

- どれか一つの組織の記録が長く残れば良いのではなく、残せる限りの記録を残す。

⇒当事者ごとに、知りたい時期・情報は異なる。
知りたいタイミングで知ることができる体制を整える。

Day2. パネル2「特別養子縁組における子どもの出自の取り扱いをめぐる」

2 海外における養子縁組記録－韓国

- **韓国** →国内外の養子が約26万人(総人口5,182万人)
KOREA ADOPTION SERVICES, "KOREAN ADOPTION SERVICES(事業概要)"を参照

2012年 養子縁組特例法

- 第21条
養子縁組機関の義務として、父母がわからない場合には、父母等の直系尊属を探す努力義務

- 第36条
養子となった者は、中央養子縁組院または養子縁組機関が保有している**養子縁組情報の開示を請求することができる**

民間団体バーナードス(Barnardo's)の場合

- ◆ 1867年設立、イギリス全土に90以上の孤児院などの施設を運営。
- ◆ ケアリーバー約37万人、養子縁組約6500人の記録を管理、提供。
- ◆ Making Connection部門では、アーキビストとソーシャルワーカーを配置。
→記録の公開にアーキビストとソーシャルワーカーが立ち会う。

⇒海外の記録管理体制、記録の提供などから、こういった部分が真似できるか、独自の体制を確立すべきか。

2 海外における養子縁組記録－韓国

韓国の中央養子縁組院

- 2012年養子縁組特例法によって、設立。2013年からデータベースプロジェクトを開始。
- 現在、児童権利保障院(National Center for the Rights of the Child)が業務を担う。
→**養子縁組特例法と公共記録管理法の適用**
- 18歳で開示される(18歳以下でも養親の同意があれば開示)

業務

- ①養子縁組情報の開示、来朝の提案(ONA登録による家族捜索、オンラインプラットフォームを通じた家族捜索支援等)
- ②養子縁組に関する記録の永年保存
(複製の情報などの養子縁組記録を収集しデジタル化、永続的な保存のために統合管理システムに登録等)
- ③養子縁組に関する研修(養父母や養子縁組機関で働く人への研修等)
- ④養子縁組後の支援(養子の知る権利の保障、養親家族員のネットワーク構築、海外養子等へ韓国文化の紹介等)
- ⑤統合した養子縁組マネジメントシステム(養子の権利向上、公的サポートネットワークの構築等)
- ⑥養子縁組に関する国民意識の向上のためのプロモーション(メディアを使い、国民意識を向上させる等)

→閉鎖された民間の養子縁組あつせん団体の記録も収集。

ご清聴ありがとうございました。

阿久津 美紀
✉ m.akutsu@meijro.ac.jp

3 海外における養子縁組記録－イギリス

イギリス、スコットランド

1930年の子どもの養子縁組法The Adoption of Children (Scotland) Act 以降の記録は公的に保管。

◆裁判所の養子縁組記録

- ・出生証明書のコピー、養父母による請願書
- ・生まれた母親の同意(時には生まれた父親の同意)、関係する養子縁組機関の名称など
→残された情報には差異がある。

- ◆養子が16歳以上の場合記録へのアクセスが可能。養子から書面での同意を得た場合。
- ◆裁判所の養子縁組に関する記録は裁判所で25年間保管→国立公文書館へ移管。
- ◆100年間は一般に非公開。

3 海外における養子縁組記録－イギリス

イギリス(スコットランド以外)

- 養子縁組と子ども法(The Adoption and Children Act) 第60条
→成人した養子(18歳以上)への情報公開を規定。
- 養子縁組機関から里親(養父母)に公開された情報や裁判所からの養子決定に関する文書の写し等。

【養子縁組に関する記録のセキュリティ】

養子縁組に関する記録は安全な状態で保管されなければなりません。紙の記録は施設されたキャビネットに保管する必要があります。電子記録はパスワードで保護する必要があります。(イギリス、ランクスチャー)

Day2. パネル2「特別養子縁組における子どもの出自の取り扱いをめぐる」

第4回FLECフォーラム 養子縁組後の相談支援 一窓口相談から見た現状と課題一

2022年1月30日
社会福祉法人 日本国際社会事業団 (ISSJ)
社会福祉士・常務理事
石川美絵子

日本国際社会事業団とは

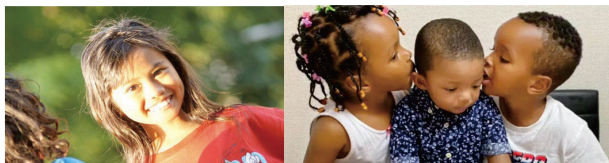
- 英語名：International Social Service Japan (ISSJ)
- ソーシャルワーカーによる相談支援事業
- 1952年 活動開始（日米孤児救済合同委員会）
- 国際福祉ネットワークISSの日本支部（本部：スイス・ジュネーブ）
- 1959年 社会福祉法人として認可

<主な取り組み>

- 養子縁組支援
- 外国につながる子どもと家族の相談支援

組織

スタッフ14名
（社会福祉士6名、精神保健福祉士2名、
保育士1名、心理士1名、外国籍ソーシャル
ワーカー2名）
理事6名 監事2名 評議員7名



養子縁組後の相談窓口（2020年12月3日開設）



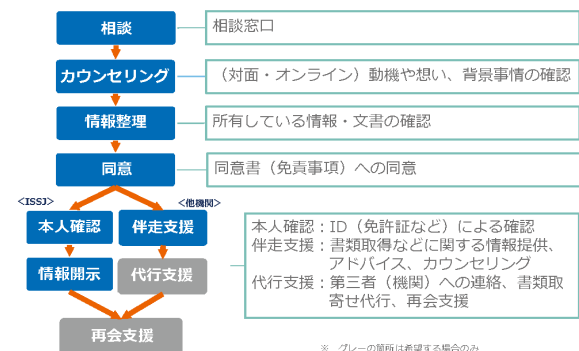
<https://www.issj.org/post-adoption/>

主な支援内容

1. 記録へのアクセス支援（他機関ケースの場合）
2. 情報の開示（ISSJケースの場合）
3. 実家族へのコンタクト（希望者）

※ 2および3（ISSJケース）については、以前より実施

相談のプロセス



相談者概要（2021年1月～12月）

相談者数	相談者年齢	相談者居住地
33件	未成年 1	国内 15
	19～29歳 6	国外 18
	30～39歳 6	
	40～49歳 3	
	50～59歳 5	
	不明 12	
あっせん機関	相談者属性	
ISSJ 5件	養子： 23	
(約15%)	養親： 5	
ISSJ以外 28件	養子の子： 2	
	生み親家族： 1	
	その他： 2	

主な相談内容

- 生み親に会ってみたい（養子）
- 養子縁組前の自分のルーツに触れたい（養子）
- なぜ養子に出されたのかを知りたい（養子）
- 生み親（きょうだい）の写真を見たい（養子）
- 養子に出されたきょうだいの近況を知りたい（養子の実きょうだい）

ISSJの養子縁組事業における本事業の位置づけ

- 支援のフレームワークがない中での試行錯誤の開始
- 先行事例の積み上げ
- 実践の継続

<ISSJでの言葉の使い方>

ルーツ探し

「自分は誰か」という問いと共に、自らのアイデンティティに向き合うプロセスと定義。必ずしも、実家族との再会を目的とするものではない。再会に至った場合でも、その後の交流も含め、生涯続くものであると捉えている。

Day2. パネル2「特別養子縁組における子どもの出自の取り扱いをめぐって」

気づき

- 「生み親に会いたい」はニーズ表明の1つの切り口
- ルーツ探しに関心を持つ年齢はさまざま。結婚や親になる、養親との死別など、何らかのライフイベントをきっかけに開始されることがある
- 「過去」に遭遇する「現在（いま、ここ）」が安全であることー入手できた記録を読むときにも支援は必要
- 記録と語りー意味付けや解釈の手助け
- 真実告知やルーツ探しが順調でも埋められない（心の）空白
- 記録には、客観的事実だけではなく、当事者・関係者の想いやエピソードが大切
- 養子が生まれた当時の社会、流行、地域特性、世界的出来事などの情報も記録を補完する

Thank you!

社会福祉法人 日本国際社会事業団
〒113-0034 東京都文京区湯島1-10-2 御茶の水K&Kビル3F
電話：03-5840-5711 FAX：03-3868-0415
email：issj@issj.org URL：http://www.issj.org/

支援の難しさ

- 相談者との信頼関係構築が困難な場合（ルーツ探しへの動機・想いを十分に聞き取れず、アセスメントができないーワーカーのスキル・相談者の拒絶）
- 相談者の要望（期待）に応えられない、情報不足のため支援が進まない
- 情報を得られない当事者のフラストレーションケア（連絡が途切れることが多い。）
- 相談者に発達などの課題がある場合
- 開示が困難な養子縁組の理由
- 養親子間の葛藤
- ルーツ探し支援には高いスキルが求められるが、事例検討や実践共有の場に乏しく、向上の機会が少ない

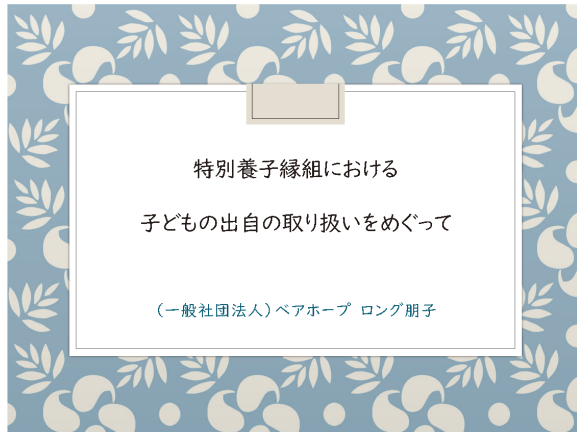
望ましい制度のあり方

- どの団体であっせんを受けても、当事者が得られる情報の量と質が保たれること
 - 記録内容および管理方法の標準化
 - 開示方法および範囲の標準化
 ⇒ 請求者の期待値コントロールのためにも必要
- 個別性（請求者の状態、葛藤、情報の侵襲性などへの配慮）があること
- 実家族・養親・養子がそれぞれ記録にアクセスできること
- 上記について、法制度で定められること

今後の検討課題

- 持続可能な記録の管理方法
- 記録作成および開示における専門性、トレーニング
- 養子縁組家庭での真実告知やライフストーリーワークの支援
- 発達性トラウマの理解・ケア・支援
- 成人した養子への支援のあり方
- 技術的対応ーSNS、遺伝子検査など

Day2. パネル2「特別養子縁組における子どもの出自の取り扱いをめぐって」



ケース記録について

ケース記録とは、通常ある支援を行う為に必要な情報や根拠となるアセスメント及び実際に行った支援について記録するもの

- 支援内容を決定するために不必要な情報は収集しない
- 基本的に支援内容を決定するために必要な事柄のみを記載する

例えば、子どもが生まれた日の天気や、実親の出産時の様子、直接ケースに関わりがなかった親族の情報などは含めるべきでないと判断される。

事業について

ベアホープは、キリスト教主義に基づく福祉事業者として、「すべての子どもが愛ある家庭で育つことが出来る社会を実現する」ことを願い、2014年4月より事業を開始しました。

そして、「すべての社会的養護下にある子どもたちに、家庭を提供する夫婦が増えるために、社会意識の変革を促す」ことを設立からの中期目標として掲げ、活動しています。

ベアホープ：7つの基本方針

- 1 子どもの利益**
子どもたちの権利を守り、最善の利益を追求します。
- 2 公益性**
子どもの幸せを守り、新しい家族のカタチをつくる使命をもちます。
- 3 セミオープンアダプション**
縁組二者（養親、子ども、実親）の思いと願いを丁寧に伝えます。
- 4 多機関連携**
多くの機関と協働し、よりよい支援の提供を目指します。
- 5 フォローアップ**
養子が育っていく過程のうちに、必要に応じて支援します。
- 6 知る権利**
子どもが自分の出自について知り、思いを伝える権利をもちます。
- 7 愛と尊重**
人はすべて神様から愛を分与されていることを信じ、実践します。

©2021 BeareHope

ストーリーのはじまり

子どもの人生のストーリーは

- 養親があっせん機関に申し込みをする前から始まっている
- 実親が「妊娠相談」「養育相談」等で、あっせん機関に関わる以前から始まっている

⇒ 妊娠（養育）葛藤相談窓口での相談受理時には、「妊娠に葛藤をおぼえる女性」が支援対象であるために、養親縁組が決定していない子どもの将来のための記録をつけることはしない

特別養子縁組ソーシャルワークにおいて「記録」されるものは、ストーリーを描くべきものなのかという議論が必要？

真実告知について

多くの民間あっせん機関や児童相談所は、子どもに特別養子であることを告知することや、ライフストーリーワークに取り組むことを推奨している。

- 特別養子であることは、戸籍に記載された確定日からわかる
- 親子間で隠し事をするのは健全ではない
- 子どもが出自を受け入れる過程で孤立すべきでない

現在養子となつて問もない子どもや、これから養子縁組される子ども達が、自身が養子であることすら知らない状況は考えづらい

ベアホープでの取り組み

当初ベアホープでは2重の記録を作成していた

- 通常のケース記録
- 子どもに将来伝えるための記録

ケースワーカーの負担が大きく、継続が困難になった

対策として：

- ①養親へ対し、子どもに関する情報を2段階に分けて伝える
- ②告知の状況を「養育報告」（子が16歳まで）で確認する
- ③真実告知を継続的に行う為のフォローアップ体制の強化
- ④裁判所の調査記録を閲覧謄写出来ることを伝える
- ⑤子ども自身がベアホープへアプローチできるような配慮

⇒養子自らが記録や情報を探す時代から、養父母に対して養子であることを伝える義務を課す時代へ

狭義の出自・講義の出自

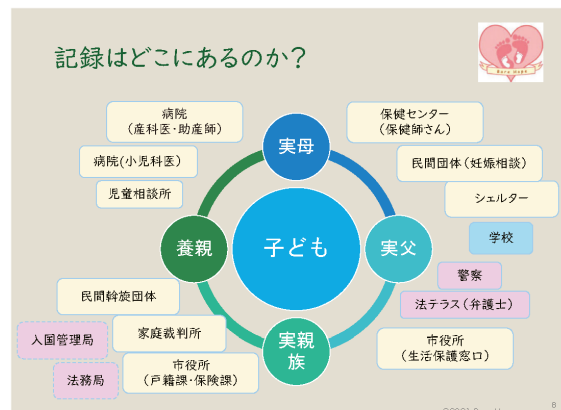
ドイツの内密出産からみてきたこと

狭義の出自：子ども自身が「養子である」ということを知ること。実親の名前や、いつから養親の子として養育されているのかを知ること。

⇒日本においては戸籍制度によって、既に担保されている

広義の出自：養子が養子としての自己を受容し、自己肯定感を獲得していくプロセスで必要だと考えられる情報

⇒この情報を、「誰が」「どのように」保管し、開示していくのか、が課題。



Day2. パネル2「特別養子縁組における子どもの出自の取り扱いをめぐって」

情報の保管について



- ・相談先のケースワーカーが縁組当時のワーカーか否かによっても、子どもに伝えられる情報量に差がでるのではないか
- ・養親と子どもの関係が不安定な場合にも、情報へのアクセスは可能であるべきなのではないか
- ・子どもの年齢要件が緩和されたことから、子どもの情報を管理する機関が多様化していく中で、統一された記録保管を担保できるのか
- ・長期にわたる子どもの記録保管を一民間機関が担う事は適切なのか



子どもに必ず伝えるべき情報（最低ライン）を明確にし、その情報を公的機関で保管した上で、広義の出自を知る権利の保障を現場でめざしていくという、情報の多元的管理が必要



Day2. シンポジウム「女性支援・母子保健と社会的養護の連携と協働」

シンポジウム「女性支援・母子保健と社会的養護の連携と協働」

シンポジスト：

堀 千鶴子（城西国際大学福祉総合学部 教授）

大谷 恭子（一般社団法人若草プロジェクト 代表理事、弁護士）

佐藤 拓代（公益社団法人母子保健推進会議 会長）

山中八寿子（鳥取こども学園子ども家庭支援センター「希望館」所長）

大神 嘉（母子生活支援施設百道寮 施設長）

平田ルリ子（社会福祉法人慈愛会 清心乳児園 園長）

コーディネーター：

村木 太郎（大正大学地域構想研究所 教授、一般社団法人若草プロジェクト 理事）

※シンポジストの大谷様は、急な体調不良にてご欠席のため、大谷様の内容は、村木太郎様が代理で発表



Day2. シンポジウム「女性支援・母子保健と社会的養護の連携と協働」

コーディネーター

村木 太郎

(大正大学地域構想研究所 教授、
一般社団法人若草プロジェクト 理事)

大正大学地域構想研究所の村木でございます。今日はよろしくお願いいたします。私は長いこと厚生労働省で働いたあと、大学の研究所に勤めながら、障害者とか若年女性の支援に関わっております。この若年女性、特に困難な問題を抱える若年女性の支援には性の問題が必ずついています。一つは、性暴力とか性虐待、あるいは性搾取といった性被害の問題。それからもう一つが、このセッションのテーマであります、妊娠、出産とその後の育児の問題です。この問題というのは最近大きく問題になっています児童虐待とか、その背後にありますDV、ドメスティックバイオレンスの問題とも非常に密接に関連しているわけであります。

今回のテーマであります妊娠、出産、育児の問題というのは大変多面的であります。対象も当事者が女性と、それからそのこどもの両方になります。必要な支援も福祉的なことだけではなくて、医療保健的なことだったり、あるいは教育とか住宅とかいろいろなことが関わり合ってきます。そこに例えば性被害からの立ち直り、DVからの立ち直りとか、あるいは女性の親とかパートナーとの関係調整だとか、それから刑務所や少年院からの社会復帰とか、あるいは薬物依存の問題とか、いろんな問題が関わってきて非常に複雑さを増している気がいたします。

関わってくる主要な支援だけを考えてみましても、若年女性に対する支援に加え、母子に対する保健福祉、それから生まれてくる子供の育児支援と母子関係などに課

題が生じた場合の社会的養護。こうしたものが重要になってくるわけです。逆に支援の対象となっております女性自身がかつて社会的養護の対象になっていたということも比較的よくある例になっています。

このように非常に複雑な関係ですが、生じていることは一つだし、当事者も親子という一つの塊なんですね。なので、支援がばらばらであってはいけないだろうと思います。どうやって一つの課題、一つの当事者に対して、みんなで連携をして、本人たちのための支援を行っていくのか、ということがとても大事だろうと思っております。そこでこのセッションでは、それぞれ違う分野から、違う角度からこの問題に携わっておられる女性支援、あるいは母子保健、社会的養護、こうしたことに関わっている皆さんにお集まりいただき、どういうふうに連携、協働していくのかということを論じたいと思います。

セッションで私が議論したいと思うことは二つあります。

一つ目は、最初 10 分間ずつ皆さんにご説明をいただいて、その中でそれぞれの支援がどういう考え方でどうしているのか。ほかの支援との連携、協働というのはどういうふうに進めていきたいと思っているのか、そういうことについて、視聴者の皆さんも含めて、お互いに確認をするということをしたいということです。

それから二つ目は、ディスカッションではもう少し突っ込んで議論をしていきたいのですが、一般論で議論してもなかなか難しいでしょうから、テーマを設定いたし

Day2. シンポジウム「女性支援・母子保健と社会的養護の連携と協働」

ました。それは、予期しない、あるいは非常に厳しい状況下での妊娠ということをテーマにして、連携とか協働のあり方を探ってはどうかと思っています。それぞれの役割、何ができるのか、何ができないのか、ほかの支援に何を期待するのか、連携、協働を進めていくためにはどういったことが大事なのか。そういったことを議論できればと思っています。

それではまず皆様方からご発表をいただきたいと思っています。時間は各 10 分間ありますので、時間のほうをよろしくお願いいたします。

Day2. シンポジウム「女性支援・母子保健と社会的養護の連携と協働」

シンポジスト

堀 千鶴子

(城西国際大学福祉総合学部 教授)



皆さんこんにちは。城西国際大学の堀です。私からはまず、ほとんど知られていない女性支援、特に婦人保護事業について、現状と課題、そして課題を抜本的に改革するために新法制定への動きについて説明して、新たな法制度の下での女性福祉の確立ということが他分野との連携の前提になるということについて、皆様の理解を深めていただければと思っております。

本日参加されている多くの方は、なぜ女性支援と社会的養護という連携、協働がテーマなのか、訝しく思われる方もおられるのではないかと思います。先程村木コーディネーターのほうからもありましたが、女性支援の現場からは社会的養護との関わりですとか、あるいはもっと事前に支援につながっていたら、といったケースが見られることが少なくありません。例えば平成 28 年度 1 年間の婦人保護施設入所者の社会的養護経験者 6.3 パーセントという結果が出ています。ここからはこども時代に社会的養護を経験して、さらにそのあと、婦人保護施設につながるというライフコースの中で、福祉の利用を繰り返さざるを得ない困難な状況を抱えている女性たちの姿を見ることができるかと思います。

また婦人保護施設利用者たちの入所前の生活については、例えば経済的貧困による性産業への流入、乳幼児期からの性暴力、面前 DV、人として大事にされた経験に乏しいですとか、社会や家族からの孤立、居場所の喪失、そして若年での予期しない妊娠、出産などがあることが、報告されています。女性たちはこども時代から家族や学校から排除され、暴力にさらされるなど、非常に多様で

複合的な困難を抱えて、支援を必要としている状況にあることが伺えるわけです。

そうした中で婦人保護施設側からは、もっと早く支援につながりたい、という声が聞かれています。こちらは 2016 年のシンポジウムの記事で、参考資料ですのでのちほど読んでいただければと思うんですが、もっと早くつながりたいという言葉には二つの意味があると私は思っています。一つは、生育過程においてもっと早く支援につながっていれば。これは主に家庭福祉領域とのつながりを指しているかなと思います。そして二つ目には、婦人保護事業にもっと早くつながっていれば。例えば児童福祉の制度の間になる 18 歳以上の若年女性ですとか、軽度の知的障害女性の性被害とか、制度の間にいる困難な問題を抱えた女性たちにとって、現行の婦人保護事業というのは非常に利用しにくいものになっている。それをもっと変えたい、ということがこの言葉には含まれているのではないかなと思います。

婦人保護事業についてあまり知られていないかと思うんですが、極めて不十分ではありますが、女性支援を実態的に担ってきたのが婦人保護事業という領域です。婦人保護事業とは、昭和 31 年の売春防止法を根拠法として、売春する恐れのある女性、法的には要保護女子と言うんですが、その保護・更生のために創設された事業であって、売防法第 4 章に規定されている、厚生労働省が所管する福祉事業です。売防法自体は売春業者の処罰、それから売春に従事していた女性たちを保護して更生させることを目的とする法律です。しかし売春した二十歳以上

Day2. シンポジウム「女性支援・母子保健と社会的養護の連携と協働」

の女性のみが補導処分の対象となるなど、そこには女性差別的なものも内包しています。

人権擁護といった福祉的支援という理念がそもそも売防法には欠如していますし、福祉とは相容れない法律と言う事ができるかと思います。そうした福祉法ではない売防法に規定されていることが、婦人保護事業が社会福祉事業として理解されない、認知されない大きな要因ではないかと思います。その後 DV 法などにも婦人保護事業が一部組み込まれて、現在では複数の根拠法によって婦人保護事業の対象は規定されています。ただそれらの中でも根本的な根拠法が売春防止法であって、それに基づいた制度が設計されていることで、様々な制約、課題が生じています。

婦人保護事業の実施 3 機関は、婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設です。全体像の図ですけれども、被害女性と最も早く関わるのは婦人相談員。全国で約 1,500 名いますが、都道府県には設置義務はありますが市区は任意設置のため、配置されていない地域もあって、非常に地域差が生じています。福祉事務所に配置されている婦人相談員には特定妊婦との関わりも多い、ということが聞かれるところでもあります。

婦人相談所は都道府県に設置義務があって、DV 法の配偶者暴力相談支援センターを兼ねている、という状況があります。そのために、婦人相談所の一時保護所というのが必置であるんですが、ここはシェルターとして活用されていて、外出禁止、通勤通学禁止、通信機器の使用禁止といった制約があるために、若年女性から一時保護所の利用が敬遠されることも多いと指摘されています。婦人保護施設は任意設置のために全国で 47 カ所、非常に規模の小さな福祉施設です。婦人保護施設を利用するためには、婦人相談所の一時保護所を経由しなければならないというルールがあります。成人女性を対象としているにも関わらず、施設入所前に一時保護所を経由するという、売防法に基づく制度の名残りというふうに考えることができるかと思います。こうした一時保護所を前提とする入所の仕組みというのは利用者にとって非常にハードルの高いものになっており、結果として婦人保護施設の利用にもつながらない、という悪循環も指摘されています。

こうしたルールのため行き場のない若年女性を民間団体がアウトリーチしてもその先につなげられない、という声も聞きます。婦人保護施設は空室化していて、施設は使ってもらいたい。民間団体も利用したい、という希望があるにも関わらず、現在の仕組みの中では利用が困難なことも少なくないです。こうした仕組みは売防法の更生的な発想から制度が作られているところに起因していると考えられます。

そして全国で唯一、慈愛寮という婦人保護施設が、妊娠婦のみを入所対象としています。それ以外の施設では妊娠中の女性が入所できるところ、こどもとともに入所できるところ、対象女性（単身）のみしか入所できないところというふうに、施設の対象者もその地域によって異なっています。

婦人保護事業は、このように 3 機関を中心に、民間団体、福祉事務所、母子生活支援施設、児童相談所など、他領域と連携、協力しながら女性に対する支援を行うことが想定されています。

あまり時間がないので利用者の状況はさらっとだけ報告したいんですが、婦人相談所及び一時保護所の利用者は、全体で見ると暴力の問題が 8 割を超えています。ただ暴力だけではなくて、帰宅先なしですとか、人間関係ですとか、あるいは妊娠、出産を含む医療関係といった様々な困難を抱えた女性が婦人相談所を利用しています。こういった統計は主訴ですので、女性たちが抱える問題は複合的であると言えるかと思います。そして年齢別の一時保護を見ると、18 歳未満ではこども、親親族からの暴力。恐らく親というふうに思われますが、これが約 3 割。ほかの年代としてさらに特徴的なのが、暴力以外の家族、親族の問題。あるいは妊娠、出産を含む医療関係が多くなっています。18 歳から 20 歳未満では、こども、親、親族からの暴力だけで 5 割ということで、若い世代では、家族からの暴力を含む家族不和によって居場所をなくしていることが伺えるかと思います。

一時保護の同伴家族の状況ですけれども、あまり知られていないかと思いますが、婦人相談所の一時保護所にはこどもが入所しています。一時保護所に措置された女性は 3,994 人だったわけですが、令和元年度、ほぼ同数の 3,561 人もの同伴家族がいて、そのうちの 97.8 パ

Day2. シンポジウム「女性支援・母子保健と社会的養護の連携と協働」

ーセントが 18 歳未満のこどもです。乳幼児が 57.1 パーセントを占めています。にもかかわらず、婦人保護事業ではこどもは本来の対象者ではなく、同伴児と位置づけられていますので、こどもに対する支援は地域によってばらつきが生じています。

こうした婦人保護事業の課題として、法制度的な側面を紹介したいと思います。のちほど調査研究のページも見ていただければと思いますが、この婦人保護事業の課題、もちろん様々ありますが、法制度的な課題から考えると、売防法に基づくため要保護女子の保護・更生が目的であって、法律に福祉事業としての支援理念がないままに、あるいは権利擁護とか自立支援も明記されていないままに制度設計がなされていることが挙げられます。さらに現代的な課題に則した見直しも全くされていないままに、非常に利用しにくい事業となっている。そして、売防法は単身女性を想定していますので、同伴児童の位置づけがない。売防法に基づき制度設計された婦人保護事業では、支援機能は十分に果たされていない、という状況が生じています。

こうした実態から厚生労働省では、2018 年に、「困難な問題を抱える女性の支援のあり方に関する検討会」を開催して、19 年 10 月に中間まとめを公表しました。これは厚生労働省のホームページでも公開されています。この中間まとめの中では、新たな法的枠組みの構築が必要と明言されています。つまり売防法から脱却した、新たな女性支援に関わる新法の必要性が明確化されています。これは画期的なこととして、検討会のメンバーも高く評価していました。そして新たな制度の下で提供される支援のあり方で、もちろん重要な点はたくさんあるんですが、今日の関連で言えば、未成年の若年女性に対する広域的な情報共有や連携、それから同伴児童の支援対象としての位置づけの明確化が盛り込まれてもいます。

そして関連する制度との連携、調整する仕組みづくりが盛り込まれています。本日のシンポジウムのように社会的養護、母子保健と連携、調整を推進することが非常に重要であって、その仕組みづくり、それから実効性などがもとめられているわけです。特に女性支援と母子保健との関わりというのは重要なんです、なかなか見え

てこない。例えば厚生労働省の子育て世代包括支援センターの体制強化の図。このあとの報告に掲載されていると思うんですが、そこに婦人相談所や婦人相談員、婦人保護施設というのは出てきません。現行の売防法の下での婦人保護事業というのが、そうしたことに関わる女性支援として認知されていない、そんな状況があるかなと思います。

こうした中間まとめを踏まえて、一刻も早く支援法、新しい法律の制定が求められているわけですが、この 2 年間コロナ色の中でなかなか進んでこなかったということがあります。そうした中で、いくつかのメディアで紹介されましたが、この 1 月 12 日に、女性支援のための新法制定に向けた超党派勉強会が「女性支援新法制定を促進する会」の主催で開催されました。本日のコーディネーターの村木さんとは促進する会で一緒に活動させていただいて、このあとにも報告していただけたと思うんですが 12 日の勉強会では福祉法として女性支援法の制定についての要望書を提出し、早期の制定を議員たちに求めました。出席された上川前法務大臣からは、今通常国会に提出して成立させたい、との発言がありまして、その場が非常に盛り上がったものです。皆さんもぜひ注目していただければと思います。

以上、非常に簡単で、にもかかわらず時間超過してしまいましたが、婦人保護事業を中心とした現行の女性支援の課題について、簡単ですがご説明してきました。何度も繰り返しましたが、現行の売防法に基づく支援体制ではもはや社会福祉事業として支援機能が十分果たされていない。新たな法的枠組み、理念の下での社会福祉事業として女性福祉を確立する必要が求められています。それは少女、女性、そしてそのこどもの最善の利益のためのものであって、徹底的に利用者の立場に立ったものでなければなりません。そのためには社会的養護や母子保健の分野との調整、連携も積極的に図っていくことが必要と考えられます。そしてそのためには、互いに関連する他分野理解を図ることも欠かせないことであって、ぜひ女性支援の動きに今後注目していただければと思います。私の報告としては以上になります。ご清聴ありがとうございました。

Day2. シンポジウム「女性支援・母子保健と社会的養護の連携と協働」

2022年1月30日 第4回FLECフォーラム
クロージングシンポジウム

女性支援に関する法制度の現状と課題

城西国際大学 堀 千鶴子



本報告の内容

- 1 女性支援と社会的養護との関わり
- 2 婦人保護事業の概要
- 3 婦人保護事業の現状と課題
- 4 新法制定への動き

「もっと早くつながりたい」とは

- ①生育過程において、もっと早く支援につながっていれば
→子ども家庭福祉とのつながり
- ②婦人保護事業にもっと早くつながれられていれば
→制度の狭間にいる困難な問題をかかえた女性に対する支援
→婦人保護事業の利用しにくさ

1 女性支援と社会的養護との関わり

- 婦人保護施設入所者の社会的養護経験（平成28年度）
16.7%
- （「婦人保護事業等における支援実態等に関する調査研究」平成30年）

2 婦人保護事業の概要

1. 根拠法等
 - ①売春防止法(昭和31年制定)
 - ②配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(13年制定/16年・19年・25年改正)
 - ③人身取引対策行動計画(平成16年12月)→人身取引対策行動計画(2009・2014)
 - ④ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年制定/25年改正・26年改正)
2. 対象女性
 - (1)「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の施行に当たって婦人保護事業の実施について(局長通知)
 - ① 売春経験等を有する者で、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者
 - ② 売春経験は有しないが、その者の生活歴、性向又は生活環境等から判断して現に売春を行うおそれがあると思われる者
 - ③ 配偶者からの暴力を受けた者(事実婚を含む)
 - ④ 家庭内暴力の経験、生活の困窮等正常な生活を営む上で困難な問題を抱えており、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者
 - ⑤ 人身取引被害者(婦人相談所における人身取引被害者への対応について(局長通知))
 - ⑥ ストーカー被害者(「ストーカー行為等の規制等に関する法律」の一部を改正する法律」の施行に当たって婦人保護事業の実施について(局長通知))
3. 実施機関等
 - ①婦人相談所(配偶者暴力相談支援センター)及び一時保護所
 - ②婦人相談員(都道府県婦人相談所・市福祉事務所等)
 - ③婦人保護施設(都道府県・社会福祉法人)
 - ④その他、①の一時保護の委託先として母子生活支援施設・民間シェルター等

婦人保護施設入所までの過酷な生活歴

経済的貧困(結果としての売春、性産業への流入、ネットカフェ生活等)

乳幼児期からの性暴力やDV等の暴力被害

性的被害への無理解、二次被害

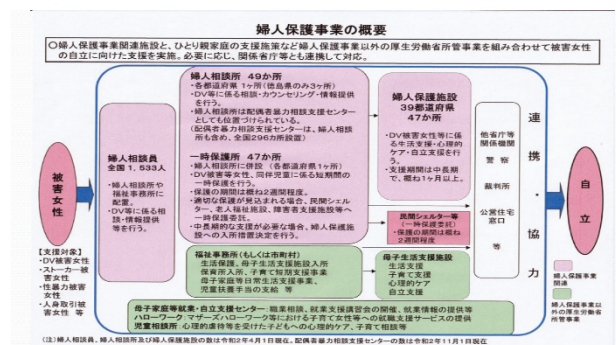
知的障害・精神障害・精神疾患による家族や社会からの除外

両親間のDV、愛着障害等親との葛藤による居場所の喪失

人として大事にされた経験に乏しい

社会や家族から除外され孤立した状況における若年での妊娠・出産

出典: 全国婦人保護施設等連絡協議会作成リーフレットより



Day2. シンポジウム「女性支援・母子保健と社会的養護の連携と協働」

婦人相談所における一時保護の理由

- 「夫等からの暴力」を理由とする保護が全体の69.1%を占めている。
- 「夫等」「子・親・親族」「交際相手等」の3つを合わせて、全体の83.0%を暴力被害が占めている。



○調査結果からの考察

- 3

婦人相談所における一時保護の理由（年齢別）

- 18歳未満は、全体の9%。保護理由では、子・親・親族からの暴力29.4%。夫からの暴力及び暴力以外の家族関係の問題がそれぞれ14.7%である。
- 18歳以上20歳未満は、全体の4.8%。保護理由では、子・親・親族からの暴力30.3%。夫からの暴力22.0%の順で多い。
- 20歳以上40歳未満は、全体の52.9%と最も多い。保護理由では、夫からの暴力22.3%、同居関係・居住先なし10.1%の順で多い。
- 40歳以上は、全体の41.4%。保護理由では、夫からの暴力70.3%。同居関係・居住先なし11.1%の順で多い。
-
- | 年齢層 | 割合 (%) | 保護理由 (%) |
|------------|--------|--|
| 18歳未満 | 9% | 夫からの暴力 29.4%, 同居関係・居住先なし 14.7%, 子・親・親族からの暴力 14.7%, その他 41.2% |
| 18歳以上20歳未満 | 4.8% | 夫からの暴力 30.3%, 同居関係・居住先なし 22.0%, 子・親・親族からの暴力 10.1%, その他 37.6% |
| 20歳以上40歳未満 | 52.9% | 夫からの暴力 22.3%, 同居関係・居住先なし 10.1%, 子・親・親族からの暴力 11.1%, その他 56.5% |
| 40歳以上 | 41.4% | 夫からの暴力 70.3%, 同居関係・居住先なし 11.1%, 子・親・親族からの暴力 11.1%, その他 8.5% |



婦人保護事業の課題—法制度的側面から

- ①売防法に基づく婦人保護事業の法的理念：「要保護女子」の「保護更生」、福祉事業としての支援理念が欠如。

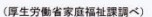
- ・人員配置一機拠法が増加し、対象者が拡大しているにもかかわらず、昭和33年当時と、婦人保護施設の直接処遇職員の数には、変わっていない。
- ・婦人保護施設を利用の前提としての、一時保護所入所
- ・ナショナルスタンダードの欠如一地域格差
市区婦人相談員の配置のバラツキ

- ②「同伴児童」の位置づけ

売防法に基づく婦人保護事業では、もはや支援現場は限界を迎えている。

一時保護同伴家族の状況(令和元年度)

- 57. 1%が乳児・幼児。31. 5%が小学生。同僚家族の97. 8%が18歳未満の児童。
- ほとんどのが婦人相談所一時保護所または一時保護委託先において保護女性と一緒に保護。
- 年齢の高い男子を伴う場合は、一時保護を委託するケースが多い。



困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会 中間まとめ 【令和元年10月11日公開】

表 1 個人経験事業の現状と課題

- [illegible]

3 婦人保護事業の現状と課題

- 先駆的ケア策定・検証調査事業

「婦人保護事業等における支援実態等に関する調査研究」平成30年
より

第3 婦人保護事業の見直しに関する新たな制度の基本的な考え方

- (1) 困難な問題を抱える女性を支援する制度の必要性
- 性差に起因して社会的に様々な困難な問題に直面する女性を対象とし、人権の擁護と男女平等の実現を図ることの重要性から、包括的な支援制度が必要。
- (2) 新たな枠組みの必要性
- 女性が抱える困難な問題は、売春防止法を根拠とした従来の枠組みでの対応は限界。法制度上も売春防止法ではなく、新たな枠組みの構築が必要。
- 新たな枠組みにおいては、新たな理念を示す
- 売春防止法の第4章の廃止のほか、その他の規定の見直しも検討すべきだが、時間を要するのであれば、新たな枠組みの構築を急ぐべき。

Day2. シンポジウム「女性支援・母子保健と社会的養護の連携と協働」

(3) 新たな制度の下で提供される支援のあり方

- 若年女性への対応、**性被害からの回復支援**、など**多様化する困難な問題を抱える女性を対象**として、専門的な支援の包括的な提供。
- 行政・民間団体を通じた多機関における連携・協働を通じた、**早期かつ、切れ目ない支援**。
- 婦人相談所（一時保護所）、婦人相談員及び婦人保護施設の名称を見直し。利用者の実情に応じた必要な支援を柔軟に担える仕組みや体制。
- 施設入所だけでなく、通所やアウトリーチなど、**伴走型支援**。**未成年の若年女性に対する広域的な情報共有や連携**。**同伴する児童についての支援対象としての位置付けの明確化**。

(4) 国及び地方公共団体の役割の考え方

- 国及び地方公共団体の役割や位置付けの明確化。
- 基本的な方針のもと、都道府県と市町村の各々の役割や強みを活かし、地域の実情に応じた支援体制の計画的な構築。

(5) 地方公共団体と民間団体の連携・協働のあり方

- 地方公共団体等と民間団体の連携・協働。

(6) 教育啓発、調査研究、人材育成等

- 教育、啓発、調査研究、人材の養成、確保及び資質向上の推進。

(7) 関連する他制度との連携等のあり方

- **関連する他制度に基づく支援との連携・調整等を推進する仕組みづくり**、法的なトラブルを抱えている場合の専門的な相談窓口への連携等。

4 新法制定への動き

2022年 1月12日

女性支援のための新法制定に向けた超党派勉強会 開催

終わりに

・ 婦人保護事業を、困難な問題をかかえた女性に対する社会福祉事業（**女性福祉**）として再構築

・ 「支援が必要な女性・少女、その子ども」の最善の利益のために、新たな法律・理念に基づく制度・施策の必要性

Day2. シンポジウム「女性支援・母子保健と社会的養護の連携と協働」

シンポジスト

大谷 恭子

(一般社団法人若草プロジェクト 代表理事、弁護士)

※シンポジストの大谷様は、急な体調不良にてご欠席のため、
大谷様の内容は、村木太郎様が代理で発表

次は、若い女性とか少女たちを支援している民間団体の立場から、若草プロジェクトの大谷代表にプレゼンを行っていただく予定だったんですけども、体調を崩したということで急遽欠席になりまして、実は私、若草プロジェクトの理事も兼ねているものですから、代わりに説明をさせていただきます。ただし言われたのが今日の昼間なので、あまりスムーズに行かないかもしれません。そこはご容赦をいただきたいと思います。なおここからは、コーディネーターとは別人格の、若草プロジェクトの村木が説明をいたしますので、そういうことでご容赦をいただければと思います。

若草プロジェクトは6年前に活動を開始しました。きっかけはこの写真になります。真ん中にいるのは昨年お亡くなりになられた瀬戸内寂聴さん、われわれの精神的なバックボーン、第一の応援者でありました。ついでに言うと、左側のこの着物姿がとても弁護士には見えませんが、実は弁護士の大谷恭子、若草プロジェクトの代表理事であります。それから右側の、大きい口で笑っているのが村木厚子、私の連れ合いになります。私と厚子と2人で、大谷さんに間に立ってもらって、瀬戸内寂聴さんのところに行って、右にありますけれども、女の子が心配だね、SOS が出せないでいるよね、なんとかしたい、ということで、この若草プロジェクトを立ち上げました。

どんな状況だったのかというと、皆さん新聞やテレビでもいろいろご覧になっておられると思いますけれども、

例えば SNS を使って誘拐とか性被害とか、それから援助交際とか、神待ちとか泊め男という言葉をご存知でしょうか？それから JK ビジネスとか、AV 被害とか薬とか、いろんな問題が今出てきていて、どうもこの少女たち、10 代の後半から 20 代ぐらいまでの少女たちが危ない状況にあるんじゃないかと考えています。ただ、社会の見方、もっと端的に言えば中高年男性の見方って、これに非常に冷たいんです。それは、性モラルの低下じゃない？とか、自己責任だろ、もうちょっと気をつけたほうがいいんじゃないの？ということを思ったり、あるいは発言したりする人が結構多い。

でもこの問題に詳しく関わっていくとどうもそうじゃないということがよく分かってきました。この危なっかしい彼女たちの背後にいろんな生きづらさがあります。それは虐待だったり貧困だったりいじめだったり孤立だったり、とりわけ性被害、暴力、虐待、あるいは風俗等の性搾取、こうしたものの影響が非常に深刻になっていると感じております。

どんなことをやっているのかというのは、今日は時間がないのでごく簡単に申し上げます。つなぐ、学ぶ、広めるという三つの軸で、特につなぐということを中心に行っていて、その中でも直接少女たちを支援するために LINE 相談をやっています。これはのちほど少しお話しします。それから若草ハウスという、シェルターというか、行きどころのない女の子たちに泊まってもらうところを持っています。それから、まちなか保健室

Day2. シンポジウム「女性支援・母子保健と社会的養護の連携と協働」

というのは、学校の保健室みたいに、ちょっと具合が悪いか、人が恋しいとかそういうときにぶっと寄れるようなところがほしいよね、そこでいろんな相談を受けられるといいよね、ということで、新しく東京の秋葉原とか神田の近くに作ったものです。

もう一つは、今日の話題とは直接関係ありませんけれども、私たちは間接支援、支援現場の支援とか応援団の応援と言っていますが、そういうものに力を入れています。企業といろんな支援をされている現場を結んでいくということを、若草メディカルサポート基金とか、TsunA がーるとか、こういうかたちでやっております。そのほか学ぶということで、連続講演会、今は残念ながらコロナ禍の下で休止しておりますけれども、その代わり若草チャンネルという YouTube 上のチャンネルを始めました。それからシンポジウムを開催しております。

こうした活動をしていたんですが、実はコロナの下でこの状況がどんどん厳しくなっています。簡単に統計資料でお話をいたします。DV が 1.5 倍になっていて、家庭にはいられない、毎日お父さんとお母さんがケンカしているということで家を出てしまうという女の子たちが増えています。それから稼ぐ面で、女性の雇用、就業が大幅に減りました。特に非正規労働者、中でも飲食店とか観光とか、そういったところで働いている女性がすごく大きな影響を受けています。解雇だったり給料が大幅に減ったり、そういうところでアルバイトでなんとか生活していた若い女の子たちがさらに厳しい状況に置かれています。

自殺が増えました。男性の自殺はあまり変わっていないんですけれども、女性の自殺が急増しています。中でも主婦とか、それからわれわれの関係では高校生の自殺が増えています。これは私どもの LINE 相談に寄せられている悲鳴です。コロナで 1 カ月ほど仕事が休みでお金がない。コロナで家にいなければならず、家ではケンカばかりで居場所がない、逃げ場がない。死んでしまいたい。こういったことが多く寄せられています。深刻な状況だというのが分かってきました。

彼女達の状況を簡単にお話しますと、まず成育環境が非常に劣悪。それから今の生活環境も非常に厳しい状況にある。社会とのつながりが希薄だ。それから先程申し

上げた性被害の問題。低年齢化とか新しいタイプの課題が生じている。それから今日議論をしたい早すぎる妊娠、出産と、周囲の無理解、困難な子育て。こういう状況がいっぱい出てきました。

彼女たち自身も非常に自己肯定感が低い。私なんかどうせ、死んでしまいたい、そういう希死念慮が多いということも一つの状況です。

もう一つは、精神疾患がすごく多いんです。疾患とまで行かなくても、何らかのメンタル面のケアが必要な子たちが大変多い。例えば依存症であったり、あるいは拒食症であったり、多重人格であったり、そこまで行かなくても精神的なトラウマとかメンタル不調を抱えている人たちが大変多いです。ある施設にいる人たちについて話を聞くと、20 人のうち 90 パーセントが精神科に通って、メンタル面のケアを受けていたと教えていただきました。

それからもう一つは、これも意外に知られていないんですけれども、彼女たち、特に性的な被害に遭っている子たちの中に軽度の知的障害とか発達障害とか、そういった子たちが多くいます。社会の中で受け入れられずに、例えば風俗業界とか、そういうところだけで自分たちの存在価値を認められたという子たちがどうもたくさんいるようです。

ただ一番難しいのは、支援になかなかつながらず、相談に来てくれないということなんです。相談に来ていいんだよという情報を知らない。周りにいるのは自分たちを利用しようとする大人ばかりで安全な大人とのつながりがない。自分だけそうだから、とてもじゃないけど人には言えない。逆にみんなそうだと思っていたから、当たり前のことだから、自分が相談なんかできない。もう一つは、親を悪者にしたくない。親から虐待を受けていても親を悪者にしたくない、あるいは悲しませたくないということで相談につながらない。三つ目は、どうせ言ったって理解してもらえない。頭ごなしに叱られるだけだ。親や学校や友達にばらされる。立派な大人というのは信用できない、という言い方をしています。

もう一つ、私たちの支援が風俗とか JK ビジネスに負けている。大体相談って、例えば婦人相談所でどかっと座って、何か相談したいことがあったら私たちのところ

Day2. シンポジウム「女性支援・母子保健と社会的養護の連携と協働」

に来なさい、あるいは電話をかけてきなさいとなっています。それは彼女たちは絶対行きません。新宿や渋谷で風俗とか JK ビジネスのスカウトマンがいっぱいいて、そういう子たちを捕まえている。そういう人たちは、困ってる？ 今日泊まる場所ある？ お金ある？ うちに来なさい、ちゃんと泊まれるよ、稼げるよ、大変だね、と聞いてくれる。あなたがうちでとても大事なんだよ、うちで稼いでよ、と必要とされる。そういう状況で、本来支援に必要なものが全部風俗とか JK ビジネスにあって、支援の現場が負けているという状況があります。それが一番リアルなのが、性風俗を通じて承認欲求が満たされる、という状況です。

支援の制度について、このへんは先程堀さんもお話されましたけれども、私どもが苦しんでいるのは、児童福祉制度が 18 歳で終わってしまうということなんです。そこから放り出された、もちろん大学在学中は対象となるとかいろいろなものはありますけれども、基本的に 18 になって放り出された 18、19、あるいは 20 過ぎの女の子たち、性としては女だけれども、まだまだこどもを残している子たちを支援する仕組みがない。あるとしたら婦人保護施策で、これは売春の恐れがある女子等の保護、更生ということで、特に若い女性たちは行きたくない。この狭間にあるところを、私たち若草プロジェクトとか、あるいは東京にあと二つぐらい、BOND プロジェクト、colabo という団体があり、なんとか支援をしようとしているけれども、民間なので非常に脆弱です。また、東京だけではなくて地方でこの問題が広がっているのに、そこに対応できていないという問題があります。こどもの貧困の問題、児童虐待の問題というのは、これはもう皆さんご承知だと思いますので飛ばします。

それで最後に今回のテーマであります、社会的養護と母子保健と若年女性支援とどう関わっていくのか、どこがポイントになるのかを整理してみました。これは先程私が話すことになって 30 分ぐらいで考えたので、間違っているかもしれませんがどうぞ容赦ください。まず社会的養護、もう少し広く見て児童福祉全体との関係で言うと、堀さんも言っていましたけれども、制度の外のこどもたち、一つは発見されないこどもたち、それから、1 回児童相談所に来たけれども、措置を受けずに家庭に

戻された子たち、それから社会的養護を卒業した人たち、そういう人たちをどういうふうにケアをしていくか。

もう一つは、少女たちの妊娠。10 代後半、あるいは 20 代はじめの人たちの妊娠、出産、育児の問題、これを児童福祉の方たちと連携をしていきたい。

もう一つは母子保健、あるいは医療ですけれども、これは特に性的被害に遭った子たち、あるいは希望しない妊娠をした子たちへのケアの問題。これは医療の問題、あるいは保健の問題と、もう一つはメンタルケアの問題と両方がありますけれども、ここがポイントです。もう一つは、大体そういう子たちは劣悪な環境の下で妊娠、出産、育児をいているわけで、そこをどう支援していくか。

それから三つ目は、もう少しぼやっとしたことですが、これも、こうしたことも含めて命の教育、性教育よりももっと広い意味での命の教育を今の日本の社会の中でどうやって中学生、高校生、あるいは大学生、そういった子たちにしていくのか、女性も男性も含めてしていくのか、ということが大変重要と思っております。以上が私からのプレゼンテーションになります。

Day2. シンポジウム「女性支援・母子保健と社会的養護の連携と協働」

若草プロジェクトの活動



若草プロジェクトはこんなふうにはじまった



私たちが、やり残していることは何かねえ..

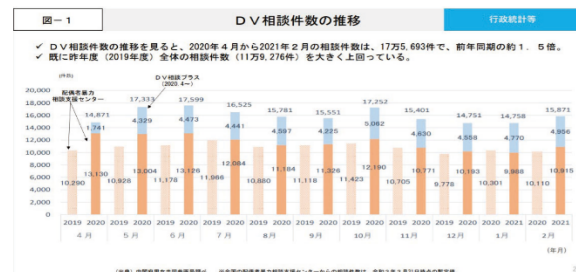
女の子が心配だよねえ..
SOSが出せないでいるよねえ..

支援団体もみんな苦勞しているし、
何とか横につながれないかねえ..

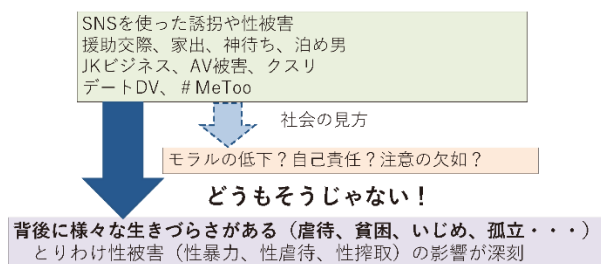
コロナ禍の中で

コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会報告書
(令和3年4月28日より)

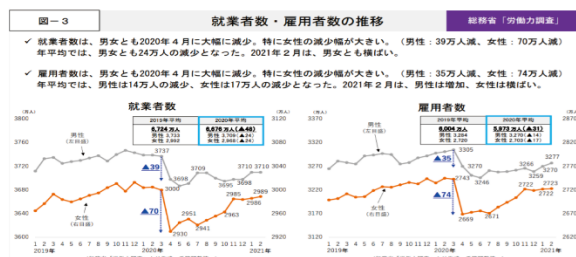
DVは1.5倍に



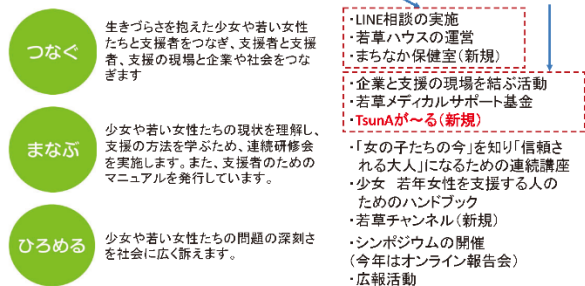
少女たちが危ない



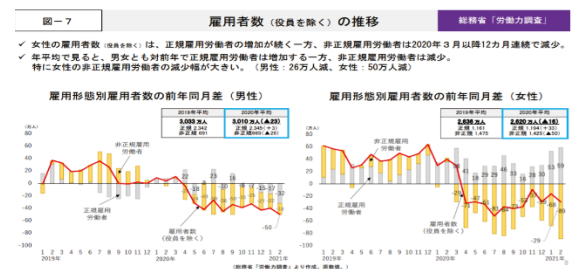
女性の雇用・就業が大幅に減った



若草プロジェクトの活動

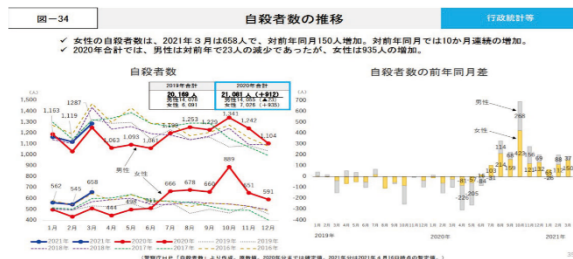


とりわけ女性の非正規労働者に大きな影響



Day2. シンポジウム「女性支援・母子保健と社会的養護の連携と協働」

女性の自殺は急増した

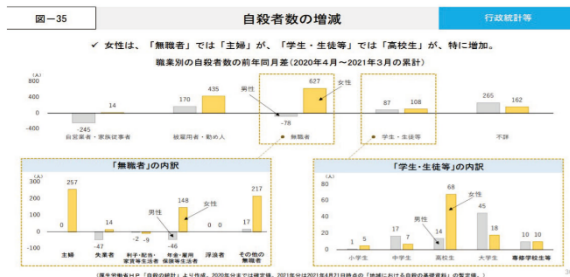


与党PTの法的枠組み骨子より

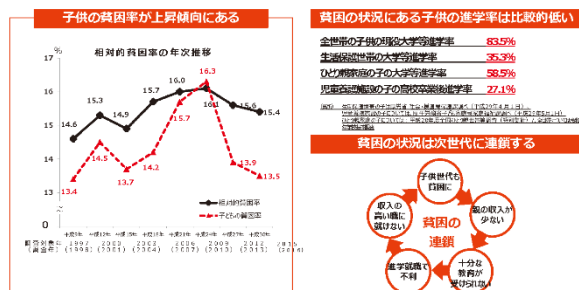
- **基本理念**
 - 多様な、複雑化・複合化する多様な課題への相談から保護・自立支援までの専門的な支援を包括的に提供する体制を整備
 - 行政・民間団体が一体となって早期かつ切れ目のない支援を実施
 - 人権の擁護、男女平等の実現
 - **対象者**
 - 性暴力・性犯罪被害者(性被害含む)、子姦姦せぬ妊娠・特定妊婦、DV・ストーカー、人身取引被害者、家族虐待被害(家族からの性被害含む)、生活困窮等様々な多様な問題を抱えている又は抱える恐れのある女性
 - 被害者女性が同伴する児童
- 国及び地方公共団体の責務、基本方針及び基本計画、支援機関・支援措置、民間支援団体の活動に関する助動、ホステル生活第3章及び第4章の準止計画を規定

(与養性暴力・性犯罪被害者支援体制の充実に関するPTの活動様相のみ書き下し)

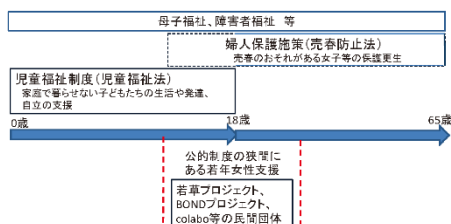
自殺は「主婦」や「高校生」で急増



子供の貧困と貧困の連鎖



生きづらさを抱えた少女たちを支える制度



新たな「女性支援法」制定への動き

2012年 婦人保護事業等の課題検討会(厚労省)
2016年 性犯罪・性暴力被害根絶のための10の提言(与党PT)

2018年7月 困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する
検討会(厚労省)

2019年10月 困難な中間まとめ

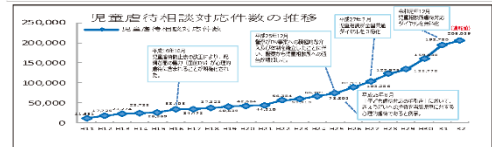
2021年5月 困難な問題を抱える女性への支援の新たな法的
枠組み(与党PT)

2021年6月 女性支援のための新法制定に向けた超党派強合
(検討会有志の呼びかけで与野党国会議員が参集)

議員立法に向けて検討中

児童虐待の相談件数は年々増加している

- 令和2年度における児童相談所の児童虐待相談対応件数は、205,029件（速報値）。平成11年度に比べて約1.8倍。
- 心理的虐待の割合が最も多く（59.2%）、次いで身体的虐待の割合が多い（24.4%）。
- 相談経路は、警察等（51%）、近隣知人（13%）、家族（7%）、学校等（7%）からの通報が多くなっている。

[illegible]

平成30年度 児童虐待相談対応の内訳



内訳											
児童養護施設 2,441件			乳児院 736件			里親委託等 651件			その他施設 813件		
25年度	24年度	23年度	25年度	24年度	23年度	25年度	24年度	23年度	25年度	24年度	23年度
1,626件	2,004件	2,536件	1,617件	1,739件	1,728件	7,100件	7,218件	7,126件	4,026件	4,016件	4,016件
25年度	24年度	23年度	25年度	24年度	23年度	25年度	24年度	23年度	25年度	24年度	23年度
2,039件	2,178件	2,410件	2,310件	2,476件	2,716件	753件	8,298件	8,376件	6,646件	7,218件	7,398件
25年度	24年度	23年度	25年度	24年度	23年度	25年度	24年度	23年度	25年度	24年度	23年度

※平成23年度の相対対応件数、一時保護件数及び施設入所件数等は東日本大震災の影響により、値相異を除いて算出した数値。

Day2. シンポジウム「女性支援・母子保健と社会的養護の連携と協働」

被虐児童の安心安全な居場所はどこにあるか

- 家庭外措置は全体の3%
- 施設入所の数は横ばい
- 里親委託は約2倍
(H20年282人→H29年593人)
- 家庭復帰した子たちのその後は？

Day2. シンポジウム「女性支援・母子保健と社会的養護の連携と協働」

シンポジスト

佐藤 拓代

(公益社団法人母子保健推進会議 会長)



佐藤です。よろしくお願いいたします。まず私のところの公益社団法人母子保健推進会議ですけれども、これは母子保健法ができるときに集まった団体が、その後の母子保健の推奨の方も進めていこうということで作りました。昭和 40 年が母子保健法ですので、それ以降の団体で市町村に対する支援や、あるいは教材の開発とか、そういうことをやっているところです。もう一つ私は、母子保健と医療と言いますか、小児科と産婦人科と、それからあと新生児科と保健所長等の保健所行政 23 年間やってきていますので、妊娠期からのこども虐待予防というのをずっとやってきて、その延長線上での妊娠 SOS という、匿名で相談できる窓口を、大阪母子医療センターという私の前の職場で始めて、そこから大阪府外が 7 割だったということで、横の連携をとということで、全国妊娠 SOS ネットワーク代表理事というのもやっているところです。よろしくお願いいたします。

まず母子保健事業なんですけれども、母子保健法は行政サービスで無料ですので、保健師さんがいてどこでも家庭訪問は無料でしてくれます。こういう素晴らしい国というのは、フィンランドのネウボラ、相談できる場という意味でネウボラの場合は日本語で解釈されていますけれども、それと同等の素晴らしい国です。しかし行政によって頻度に違いがあります。母子保健法に書いてあることは、母性ならびに乳児および幼児の健康なんです。母子保健法という、思春期、更年期までやっているとお思いになるかもしれませんが、そもそもが母子保健事業に書いているような保健指導、健康診査というのは、

母性から幼児までという、ここに法律上は限られています。幼児期以降は 100 パーセント学校に行きますので、それまでがどこにも属さないかもしれない。ここに力を注ごう、というのが母子保健事業の第 1 条に書いてあるところです。

第 3 条は、その健康が保持され、かつ増進されなければならない、と書いてあるんですけれども、母子保健法のこういことがどんな内容で書き込まれているかというと、第 4 条は、母性は自ら進んで妊娠、出産、または育児についての正しい理解を含め、2 項のところでは、乳児または幼児の、保護者は自ら進んで育児についての正しい理解を含め、増進等に努めなければならないと書いてありまして、どちらかというと妊婦健診とか、乳幼児健診とか、そういったような、こちらから捕まえてどんどん支援していくというよりは、こちらが呼び出しをして支援していくという、そんな姿勢の法律でした。

それが、第 5 条に書いてありますように、平成 28 年なんですけれども、この施策が乳児および幼児に対する虐待の予防、および早期発見に資するものであることに留意し、ということで、第 3 条のこの目的が母子保健事業の中の大きい虐待予防として資するものになったということが書かれています。また同じ 28 年の法律改正の中で、母子健康包括支援センター、子育て世代包括支援センターですけれども、それを市区町村が設置するということになっています。ですから、母子保健事業そのものは平成 28 年のときから、こども虐待予防と言いますか、それからポピュレーションアプローチでの子育て世

Day2. シンポジウム「女性支援・母子保健と社会的養護の連携と協働」

代包括支援センター、利用者目線に立ったという、学校に行く前に予算を投入するという、そこに大きく方向転換したと言えます。

そして今やられているサービスなんですけれども、市町村の方たちが家庭訪問とか、あるいは乳幼児健診等をして、厚労省の地域保健・健康増進事業報告に上げています。直近が令和元年度なんですけれども、妊娠した方がほとんど妊娠届出を市町村にします。11 週以内が 93.5 パーセントで、赤ちゃんが生まれてからが 0.21 パーセントですので、赤ちゃんを産んだあとで届出をしたか、あるいは陣痛が来て、飛び込みで受診したあとに届出をした、あるいは海外で出産した方というのがこの 0.21 パーセントに含まれています。だけど妊娠届出をしない人というのは、全数がこのところからは把握できないです。その把握できないこどもたちの状況が虐待死亡事例等の報告です。あとでまた言いますが、このところで出てきます。

妊娠届出しますと、14 回分の妊婦健診の受診無料券というものをもらいます。妊娠届出あたりの平均受診回数が 12.2 回。14 回分のうち 12.2 回ですから結構使っているんですが、でもお金のない方たちが、妊娠届出しようと、妊娠したかもしれないと医療機関に受診すると、100 パーセントお金が取られるんです。健康保険適用では全くないんです。そこで 1 万円以上お金が取られるということで、本当は 14 回分の妊婦健診の受診券ももらえるんだけど、そこにたどり着かないという人たちが、虐待死亡事例の検証報告の中からは大きく見えてきます。

そしてまた、この妊婦健診のときに、特に子育て世代包括支援センターが始まってから、こどもができるということはセックスがあつての大前提ですから、そのことも含めて相談をしていただく個室での面談というのがすごく重要になってくるんですけれども、そこで妊娠中に赤ちゃんが生まれるまでに家庭訪問をするという仕組みで動いていますけれども、生まれたこどもに対して 4 パーセントちょっとしか行っていないです。ここのところがもうちょっと行けるようにしなければならないんじゃないか、ということが来年度以降の子育て世代包括支援センターと、市区町村、こども家庭総合支援拠点、そっちは児童福祉法ですけれども、そこでもって一体的に市

町村が整備するものとして、ここが一つの大きい焦点になっているところです。

赤ちゃんが生まれて産婦訪問を助産師さんたちが、市町村に雇われてがほとんどなんですけれども、80 パーセント以上行っていて、新生児訪問は 28 日以内です。産婦さんは 1 年以内なので、ですから生まれてから 28 日以内というのは生まれたこどもの 4 分の 1 ぐらいしか家庭訪問をしていないという実態がここから見えてきょうかなと思います。あと未熟児という、2,500 グラムない赤ちゃん、今 1 割生まれてないです。ですから、その小さく生まれた赤ちゃんのうちの特に小さいほうに、半分ぐらい家庭訪問に行っています。

これまでが母子保健法による事業だったんですけれども、赤ちゃんが生まれてから、3 から 5 か月児健診まで、本当は赤ちゃんが生まれて新生児を抱えて家に帰って、そこが一番心配事が多い時期なんです、そこに対する家庭訪問等は、例えば産婦さん訪問のときの新生児訪問が 4 分の 1 しかされていないんですけれども、もっとここにもサービスが必要であろうということで、平成 21 年に乳児家庭全戸訪問事業というのが、児童福祉法による事業ですけれども、始まっています。母子保健法は保助看法とか専門職、保健師、助産師、看護師、医師等によるもので、児童福祉法はそういう国家資格を持っていないかもしれない人たちも行っているというような事業なんですけれども、誰でもが 1 回行くというこんには赤ちゃん訪問事業は非常に国民から受けがよくて、95 パーセントもの家庭を家庭訪問して、カバーしています。

これがざっと見た妊娠、出産、子育てと現行のサービス支援です。ここのところをもうちょっとなんとか、住民に身近な母子保健サービスと、それから妊娠期からの子育て支援を切れ目なく進めていこうということで、どうやって展開していくかというのが今の大きい課題になっているということです。

特定妊婦は皆さんご承知のところなんですけれども、要対協で支援する虐待されているこどもたち、もしくは要支援児童のハイリスクのこどもたちとともに、家庭訪問する対象となっているんですけれども、特定妊婦の次ですけれども、医学的ハイリスクと社会的ハイリスク、特定妊婦とこれはオーバーラップしているんですが、実は医

Day2. シンポジウム「女性支援・母子保健と社会的養護の連携と協働」

学的ハイリスク、社会的ハイリスクの数そのものは出ていないんですが、こどもの虐待数は年 1 回、児童相談所、市町村で報告されています。特定妊婦ははっきりとした時期、確定で把握する時期というのはあまりありませんで、実は数が非常にばらばらで数千レベルです。もっといっぱい妊婦さんたちがいると思うんですけども、医学的なリスクを抱えている人たちもいるというのは、今の皆さん方の産婦人科関連では大きい課題になっています。

ですから、特別な親子から全ての親子へ支援が、というのは、私が言ってきた、スクリーニングで乳児健診でチェックするだけではない支援を初めからしていかなければならない、という話です。そして母子健康包括支援センターが 28 年の 6 月に母子保健法に位置づけられ、翌年 4 月 1 日に施行されて、これについては母子保健そのものはあまりメニューを持っていませんで、子育て世代包括支援センターという名称で、通知でもって名前がそのように書かれたわけですけども、使う事業といたしましては、その次のスライドに出てくるような児童福祉法の子育て支援事業とか、子育て支援事業に関してのもっといろんな情報を集めて提供してくださいね、というのが書いています。

子育て世代包括支援センターの体制強化は、ここにあるように、どちらかというとワンストップ型の、子育て世代包括支援センターが市町村にあるんですけども、それにいろんな支援をしていくんですが、こんな事例の対応の支援ということで、コロナ禍でいろんな経済的不安がある中で社会福祉士等を必須事業として位置づけて展開してくださいね、というのが書かれているところで

です。保健というのは 100 パーセントを対象に予防的支援を行います、福祉というのは必要性があって言ってきたところに公的なサービスを提供するものであるわけです。ですから、誰にでもサービスを行うのと、困り事がある人にするというのは全く違うという話です。そして先程から言っている、0 日死亡の虐待死亡事例の検証報告の中で、母子保健サービスの入り口の妊娠届出にまでたどり着いていない人たちがここではっきり見えてきて、しかも赤ちゃんを 0 日死亡で殺している人

たちは医療機関で出産している人たちが 0 人です。これは第 17 次報告でようやく妊娠 SOS という匿名で相談できるような、そういう危機的妊娠に対応できるものが報告書の中に初めて書かれたということで、私は非常にうれしくて、これを皆さん方のところに情報提供しています。ですので、妊娠の受け止めと必要な対応としては、誰にでも相談ができるような、妊娠したかもしれないというレベルと、匿名で相談できるような妊娠 SOS、その二重の体制が必要ではないかと思います。

しかし、その中でも匿名で相談できるものとして、一般社団法人の全国妊娠 SOS ネットワークというのが 2015 年から立ち上がっているんですけども、ここがいろんな研修をして、情報提供もしています。あともう一つ言いたいのは、母子健康手帳を発行したとしても、そのあと殺されているこどもがいるということです。1 か月以上で 12 人殺されているこどもがいるんですけども、1 か月から 1 歳未満 10 人のうち、8 人が母子健康手帳をもらっている。1 歳以上の 2 人は 2 人ももらっているということで、合わせると妊婦健診を受診している人、母子保健サービスの入り口にしっかりたどり着いている人が 12 人中なんと 9 人いるというすごい事実で、ですから本当に誰にでもサービスを提供するような人たちにでも、ちゃんとしたサービスに結びついていくと言いますか、そういう背景を持っている人たちがいるんだ、ということを念頭に置いていただかないといけない時代に入ってきている、ということが言えます。

ですので、時間が足りなくなって申し訳ないんですけども、医療の現状ですけども、まず妊婦健診は自由診療であるので、病院によって費用が大きく違います。出産育児一時金の 42 万円もらってても、そこから足が出る。東京では 100 万近くまでいくような医療機関もあるというのがみんなの常識です。そしてまた人工妊娠中絶は、胎児が母体外において生命を保持することができない時期に行うもので、これは医療の進歩によってどんどん長くなってきています。今は満 22 週未満というように早くなってきています。これが 12 週未満だったら十数万費用が掛かりますし、また 12 週以降だったら 30 万、40 万という、人工妊娠中絶の費用もかなり掛かるという大きい問題があります。

Day2. シンポジウム「女性支援・母子保健と社会的養護の連携と協働」

そしてまた、そういう人工妊娠中絶をしたあとの支援というのも非常に少ないということで、特別養子縁組を選択する女性、支援の手順ですとか、それから関係機関連携について課題と考える医療機関は多いと考えられ

ていて、何らかの手引き等、医療機関に対してのメッセージも必要ではないかなと思います。以上で私の話を終わります。ありがとうございました。

Day2. シンポジウム「女性支援・母子保健と社会的養護の連携と協働」

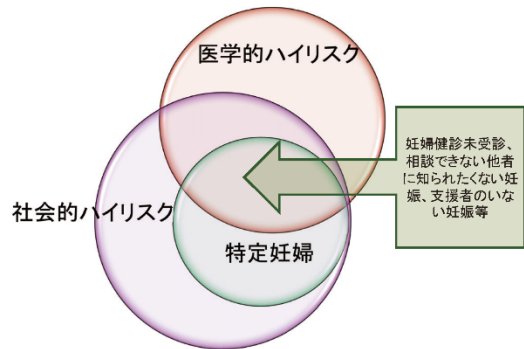
2022年1月30日 第4回FLECフォーラム

クロージングシンポジウム

「女性支援・母子保健と社会的養護の連携と協働」

母子保健、医療の立場から見た現状と課題について

公益社団法人母子保健推進会議 佐藤 拓代



5

母子保健事業

- 保健は行政サービスで無料。しかし、行政により頻度に違いがある。
- 【母子保健法】
第一条 この法律は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母子保健に関する原理を明らかにするとともに、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、もって国民保健の向上に寄与することを目的とする。
第三条 乳児及び幼児は、心身ともに健康な人として成長してゆくために、その健康が保持され、かつ、増進されなければならない。
第四条 母性は、みずからすすんで、妊娠、出産又は育児についての正しい理解を深め、その健康の保持及び増進に努めなければならない。
2 乳児または幼児の保護者は、みずからすすんで、育児についての正しい理解を深め、乳児又は幼児の健康の保持及び増進に努めなければならない。
第五条 国及び地方公共団体は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持増進に努めなければならない。
2 国及び地方公共団体は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持増進に関する施策を講じるに当たっては、当該施策が乳児及び幼児に対する虐待の予防及び早期発見に資するものであることに留意するとともに、その施策を通じて、前三条に規定する母子保健の理念が具現されるように配慮しなければならない。

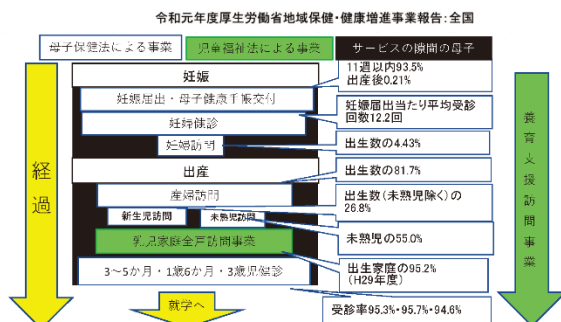
2

特別な親子から全ての親子への支援へ

- 全国どここの自治体でも専門職により母子保健サービスが提供され、メニューは充実してきたが、少子化、核家族化、孤立した余裕のない子育てなど、親子を取り巻く環境の変化には追いついていない
- 母子保健の課題は、戦後まもなくの栄養・感染症の問題から、昭和後期の疾病・障害の早期発見・対応、平成早期の発達障害の発見・支援、そして現代の子どもの虐待に代表される親子関係の問題の早期発見・対応と変遷している
- これらの課題に対して、母子保健はスクリーニングと、そこで把握された母子への支援を行っており、これは、事業実施者側の目線でのアプローチといえよう。しかし、親子関係の問題などでは、親子の生活は日々変化し、一時のスクリーニングでは把握に限界があり、支援の対象とされた親は問題のある親として指摘された思いを持ち、支援を拒否することがある
- 誰にでも困難があるという認識のもと、ポピュレーションアプローチで親との信頼関係を構築し、母子保健に加え子育て支援のサービスを行い、点ではなく面としての利用者目線での支援を行う、子育て世代包括支援センターの取組が市町村で始まっている

6

妊娠・出産・子育てと現行のサービス・支援



3

【改正母子保健法】平成29年4月1日施行

第二十二條

旧母子健康センター
市町村は、必要に応じ、母子健康包括支援センターを設置するように努めなければならない。

平成28年6月3日付雇発第0603第1号通知「児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について」で子育て世代包括支援センターとされた

第2項

母子健康包括支援センターは、第一号から第四号までに掲げる事業を行い、又はこれらの事業に併せて第五号に掲げる事業を行うことにより、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことを目的とする施設とする。

7

特定妊婦

児童福祉法第25条の2

地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、…構成される要保護児童対策地域協議会を置くように努めなければならない。

児童福祉法第6条

養育支援訪問事業を行う対象者の中に、「出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦」を「特定妊婦」

4

母子健康包括支援センターの事業

第二十二條第2項

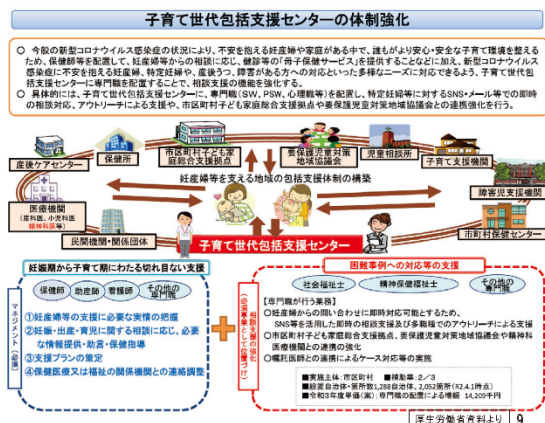
- 一、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する支援に必要な実情の把握を行うこと。
- 二、母子保健に関する各種の相談に応ずること。
- 三、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導を行うこと。
- 四、母性及び児童の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整その他母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関し、厚生労働省令で定める支援を行うこと。
- 五、健康診査、助産その他の母子保健に関する事業を行うこと（前各号に掲げる事業を除く。）。

第二十二條第3項

市町村は、母子健康包括支援センターにおいて、第九條の相談、指導及び助言並びに第十條の保健指導を行うに当たっては、児童福祉法第二十一條の十一第一項の情報の収集及び提供、相談並びに助言並びに同条第二項のあつせん、調整及び要請と一体的に行うように努めなければならない。

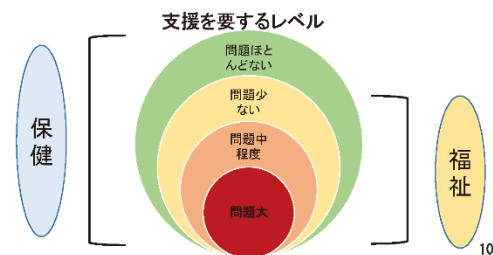
8

Day2. シンポジウム「女性支援・母子保健と社会的養護の連携と協働」



保健とは 誰にでも
健康を守り保つこと: 各種辞書より

福祉とは 困りごとがある人
幸福、さいわい。現代では、特に、公的配慮による、社会の成員の物的・経済的な充足をいう。: 各種辞書より



厚生労働省「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」第17次報告

心中以外の虐待死
0日死亡事例の実母の妊娠期の問題

0日の死亡児 9人(全体57人の15.8%)

・予期しない/計画していない妊娠	4人(44.4%)
(第3次～第17次全例815人では27.6%)	
・若年(10代)妊娠	1人(11.1%)
(第3次～第17次全例815人では17.1%)	
・母子健康手帳の未発行	7人(77.8%)
(第3次～第17次全例815人では20.2%)	
・妊婦健診未受診	6人(66.7%)
(第3次～第17次全例815人では26.5%)	

○第1次～17次の0日死亡165人の出産場所は、医療機関0人

第17次報告：現地調査（ヒアリング調査）を行った事例

【事例2】

妊娠届出未提出及び妊婦健診未受診の実母が、自宅のトイレで本児を出産し、出産直後に死亡させた事例

概要・37歳の母の第5子。父方祖・

被害者37歳の母の第3子。父が祖父と母、父と4人の子の8人家族。事件後、父が避妊に協力せず育児・家事にほとんど関与しない、出産の約3か月前に妊娠がわかり、自殺を考えるほど追い詰められていたが、他者に相談すること等はなかったことが判明。

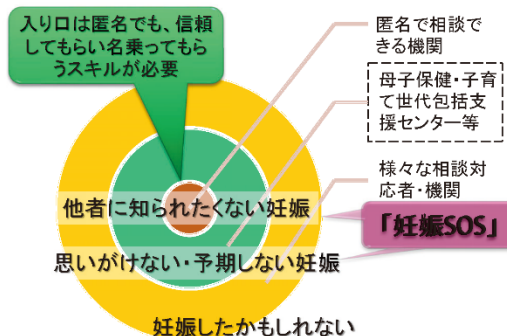
合計4事例からの対応策が5つにまとめられた。

「⑤予期しない妊娠に伴う、妊娠届未提出及び妊婦健診未受診の妊婦の把握」のなかに

「…出産に関する母の意思決定を支える支援として、**妊娠SOS**のような相談機関が、母の精神的な危機を把握し、適切な支援に向けて誘導する機能を発揮することが期待される。…**妊娠SOS**のような相談機関に関する情報の周知の徹底が重要である。…産後は子どもの権利を最優先した養育体制の整備等が取り組まれている。

初めて「妊娠SOS」に言及

妊娠の受け止めと必要な対応



13



厚生労働省「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」第17次報告

予期していない妊娠/計画していない妊娠20人(35.1%)

「予期していない妊娠/計画していない妊娠」があった20人のうち、年齢不明の3人を除いた17人と関連する問題として

○0日の死亡児 4人	
母子健康手帳の未発行・妊婦健診未受診	100.0%
○1日以上1か月未満の死亡児 1人	
母子健康手帳の未発行・妊婦健診未受診	100.0%
○1か月～1歳未満 10人	
母子健康手帳の未発行・妊婦健診受診	10.0%
母子健康手帳の発行・妊婦健診未受診	10.0%
母子健康手帳の発行・妊婦健診受診	80.0%
○1歳以上 2人	
母子健康手帳の発行・妊婦健診未受診	50.0%
母子健康手帳の発行・妊婦健診受診	50.0%

Day2. シンポジウム「女性支援・母子保健と社会的養護の連携と協働」

母子保健の現状と課題

- 全国どの自治体でも保健師等の専門職により母子保健サービスが提供されている
- これまでは、妊娠届出や乳幼児健診等で問題のある親子を把握して支援するハイレスクアプローチが中心であった
- 子育て世代包括支援センターの展開で、利用者目線に立った切れ目のない誰にでも支援を行うポピュレーションアプローチが広がってきている
- 妊婦の背景にはDVや貧困などさまざまな背景があることから、公的機関との接点(特に初産婦にとっては最初の接点)である妊娠届出面接を、カウンターではなく個室で行うなど相談しやすい環境で、信頼関係を構築することが重要である
- 予期しない妊娠であるかもしれないという視点を持ち、医療・福祉との連携による子どもの最善の利益と、女性自身の選択による人生を歩む支援を行う必要がある

17

医療の現状と課題

- 妊婦健診及び分娩は、各種健康保険対象ではなく自由診療
- 人工妊娠中絶は母体保護法に定められた事由(妊娠の継続又は分娩が身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのある、暴行若しくは脅迫によつて又は抵抗若しくは拒絶することができない間に姦淫されて妊娠した)の場合に、自由診療で行われている
- 人工妊娠中絶は、胎児が母体外において生命を保持することのできない時期に行うもので、この時期は厚生労働省通知で、1953年に妊娠8ヶ月未満、1976年に満24週未満、1990年から満22週未満
- 医療現場で中絶や、出産せざるを得ない時期の女性への支援が一般的に行われているとは言いがたい
- 特別養子縁組を選択する女性への支援の手順、関係機関連携について課題と考える医療機関は多いと考えられ、何らかの手引き等が必要ではなかろうか

18

Day2. シンポジウム「女性支援・母子保健と社会的養護の連携と協働」

シンポジスト

山中八寿子

(鳥取こども学園子ども家庭支援センター
「希望館」所長)



はい、皆様こんにちは。今日は母子保健と社会的養護の現状と課題ということで、かなり大きなテーマをいただいているなと思っていますが、私は鳥取市で保健師として採用されまして、そのあと退職前の11年間、児童家庭相談、平たく言えば虐待対応部署にいました。それから今、このこども家庭支援センター、「希望館」に勤めておりますので、その間経験したことだとか、思うところを今日お伝えしたいと思います。

鳥取県ですけれども、一番人口が少なく、55万弱です。子育て王国鳥取ということで取り組んでおります。鳥取県は19市町村ありますが、子育て世代包括支援センターは全市町村が設置しております。こども家庭総合支援拠点は11市町が設置しております。この鳥取県ですけれども、東、中、西と3カ所児童相談所があります。そしてまた児童家庭支援センターも3カ所、それぞれ1カ所ずつあります。先程先生がお示しされたのでここは割愛したいと思いますけれども、母子保健というのはまず妊娠から関わるということで母子保健のほうを先にスライドに入れさせてもらいました。次に、児童福祉法や児童虐待防止法ですけれども、平成16年の10月以降順次施行になっておりますけれども、それまで虐待対応というのは児童相談所が行っていましたけれども、市町村も児童家庭相談の窓口になりました。また、要保護児童の通告先としても追加になっております。すごく画期的なところですよ。

そしてとても重要なのは、要保護児童対策地域協議会を設置して運営しましょう。これはすごく大きな意味を

なしております。そして平成28年から29年4月、施行ですけれども、ここがまた大きな転換となっております。児童福祉法、虐待防止法、母子保健法の改正ということで、先程から出ていますけれども、母子健康包括支援センターの全国展開、これを努力義務でやっております。また、市町村の児童等に対する必要な支援を行うための拠点、いわゆる子ども家庭総合支援拠点の整備をしましょうということも謳っております。

子育て世代包括支援センターで母子保健事業を展開しておりますけれども、佐藤先生からもありましたけれども、ポピュレーションアプローチを母子保健で行います。ですので、全ての妊産婦、乳幼児に関わる仕組みになっております。そして希望者または支援を必要とされる妊産婦、乳幼児のアプローチとして、妊婦教室があったり、サロンがあったり、離乳食、幼児食があったり、あとは親子教室、これは発達の相談支援になります。あと鳥取市の場合は、5歳児発達相談ということで、必要だと思われる子どもさんが受けておられる状況です。

このような中で母子保健はいろんな事業を展開しながら、その中で、いわゆるハイリスクアプローチということも可能で、家庭訪問をしたり相談支援をしたりということで、保健師は理由をつけて家庭訪問することが可能ですので、家庭訪問で安否確認したいな、でも泣き声通告があって、泣き声がすごいですね、どうですか？みたいなどころではなかなか訪問しづらいというところは、予防接種はどうですか？というようなところから訪問し、子育ての困り感を聴くことが可能になっております。で

Day2. シンポジウム「女性支援・母子保健と社会的養護の連携と協働」

すので、母子保健は妊娠期から子育て期までポピュレーションアプローチを行いながら、必要とされる妊産婦、乳幼児に関わる仕組み。この中から虐待防止に資するということが十分行われている状況です。

鳥取市においては、この集団健診において、子ども家庭相談支援部署、いわゆる子ども家庭総合支援拠点のほうがこの健診にも相談というところで関わっております。この母子健康手帳交付、ここが一番行政とのつながりの窓口第一歩となりますので、ここをとっても大事にして関わっているという状況です。

これがイメージ図ですけれども、妊産婦、乳幼児を中心に置いて、母子保健がポピュレーションアプローチを行いながら、特に必要とされる特定妊婦であったり、要保護児童に対して子ども家庭相談支援部署、いわゆる子ども家庭総合支援拠点が一緒になって、一体となって関わっている、という仕組みです。その中でいろいろな関係機関が連携をしながら、要対協として関わるということです。先程堀先生が言っておられました母子生活支援施設というのは入っていないというところですが、連携はやっているという状況です。

そしてその中で、いろんなポピュレーションアプローチで関わりながら、サービスを提供しながら、支援を行いながら関わっているという状況です。これは子育て世代包括支援センターですけれども、妊産婦、乳幼児、全てに関わりますけれども、いろんな関係機関と連携を取りながら、必要に応じて支援プランを策定しますよということで、妊産婦等にきめ細かい支援を継続的に提供し、安心して妊娠、出産、子育てを行えるよう支援をしているところです。

次に子ども家庭総合支援拠点について説明したいと思います。これは児童福祉法に規定されておまして地域の全ての子どもの相談に応じる、子ども支援の専門性を持った機関、ということです。在宅支援を主につなぐということです。原則として18歳未満の全ての子どもに関わります。切れ目なく継続的に、ということで、個人ではなくチームで関わる、というのがこの拠点の重要なところと認識しております。

その中で、この3番ですけれども、要対協の調整機関として運営するというのが重要なところです。これを

もう少しイメージ化しますと、このピンクが母子保健、ポピュレーションアプローチです。それからオレンジ、より濃いオレンジというところで、妊産婦、乳幼児というところで概ね6歳まで関わります。そしてここはいわゆる妊産婦、乳幼児の特に支援が必要で関わるというようなところで、概ねの役割はありますけれども、一体となってやっているということです。そして児童相談所の連携もとっていて、そのときに要保護児童対策地域協議会においていろいろな情報共有をしながら支援を行う。そこがすごく有効に機能しているかなと感じております。

鳥取県はこういうふうに関連して支援していますというところで書いていますけれども、虐待の重症度で、下の方が重たいというところですが、ピンクが子育て世代包括支援センター、明るいオレンジが子ども家庭総合支援拠点、児童相談所ですが、この黒い点々の中が要保護児童対策地域協議会です。この判例のCケースというのは一月に1回ぐらい様子を見ながら支援するというところ。それからB2が、市町村が主担の中等度のケース。B1が児童相談所が主担の中等度のケース。Aが、概ね入所ですけれども、ここは要対協として把握しているところです。具体的にどういうふうに関わっているかというところですが、ピンクが母子保健で、ここが子育て支援で、サービスとして提供しています。そしてより支援が必要な家庭には、子育て短期支援事業、養育支援訪問事業等を提供していますというところで、包括と拠点とで一体的に関わっているところです。

もう少し具体的に、この養育支援訪問事業や子育て短期支援事業というところでは、いわゆる虐待に至らないようにということで、重要な事業だと認識しております。この養育支援訪問事業ですけれども、無料ですし、子育て短期支援事業は、鳥取市の場合は平日日帰りステイということで、赤ちゃんができたけれど、平日昼間はパートナーが仕事に出ていてなかなか見れない、1人で見るのがしんどい、というようなとき、ちょっと日帰りで預かれるという事業も展開しております。これは所得に応じた利用料をいただいております。

次に、要保護児童対策地域協議会、ここは拠点を設置して運営しているところですが、虐待を受けている子どもや様々な問題を抱える要保護児童の早期発見や

Day2. シンポジウム「女性支援・母子保健と社会的養護の連携と協働」

要保護児童の適切な支援を行うための、いわゆる法定協議会です。ここには守秘義務が課せられています。これがすごく重要です。鳥取の場合は個別支援会議、実務者会議、代表者会議と三層構造です。実務者会議は二月に1回会議しています。メンバーとして市の子ども家庭支援部署、母子保健部署、教育委員会、児童相談所、県の女性支援部署、それから県域の警察署と当センターが入っています。ケースの進捗状況であったり、拠点と児童相談所以外の部署が入るとケースの共有や困難ケースの支援について話し合いをしています。

具体的にどういふふうに関わっているかをもう少し図式化すると、いろいろな相談内容、悩みがあります。それを、いわゆる母子保健サービスであったり子育て支援サービス事業であったりというところで、下支えをするんですけれども、その中で要対協が関わりながら支援していきます。関わっていきませんが、特定妊婦、要支援児童、要保護児童ということになれば、社会的養護というところでも担っていくというようなイメージです。

次に、私どもの児童家庭支援センター子ども家庭支援センター「希望館」ですけれども、これは児童福祉法に規定されている、措置権限のない、児童相談所と同じような相談支援を行うところなんです、より地域に開かれた行政ではないというところが売りだなと思っております。見ていただいて分かると思いますけれども、これは継続的に相談を受けているんですけれども、学齢期、それから高校生の相談が多いということで、内容も性格、行動とか不登校の相談が多い状況です。

そのような中で子どもさんを見ていると、愛着形成のあたりがなかなか難しかったかもしれない、というのを感じることもありまして、早い時期から情動的な関わりの支援を行うことで、子どもも親も困り感が軽減されるのではないかと、というふうに考えまして、行政が行っている5歳児の発達相談の事後の相談支援として、この児家センの相談に来られませんかという形で鳥取市に相談して、この5歳児地域支援事業というものが展開できるようになりました。新しい事業ということで、行政と連絡、連携、調整をしながら行っているという事業です。

母子保健と社会的養護というところの連携における現状と課題ですけれども、母子保健と子ども家庭福祉分野、

社会的養護の連携ですけれども、市町村の母子保健分野である子育て世代包括支援センターと、子ども家庭福祉分野であるこども家庭総合支援拠点が、協同、もしくは一体となり、児童相談所との両輪で子どもとその家庭を支援していくとき、子どもの最善の利益のために、要保護児童対策地域協議会を活用し、関係機関が有機的な連携を図りながら支援をしていくことが必要だ、と考えております。

そのような中で、今鳥取県の市町村の体制としましては、拠点は57.9パーセント、半分以上設置しております。人口は少ないですけれども、3箇所児童相談所があります。児童相談所には保健師の配置であったり、警察の職員の配置だったり、あと県内1箇所ですけれども、市町村支援児童福祉司の配置もしております。あと児家センが3箇所あります。現状としましては、鳥取県東部圏域においては、関係機関連携は比較的良好に行われているかなと思っております。ここに至るまで県の取り組みとして、かなり研修とか会議を県主催でしてくださっています。その中でも、今西日本こども研修センターあかしのセンター長であられる小林美智子先生にも来ていただいて、児童相談所の職員も、市町村の保健師もそこで研修を受けている、というようなこともやりました。子どもの虐待防止ネットワーク鳥取、CAPTAと言いますが、そこが主催で研修していたり、あと市町村保健師協議会でも、産後ケアのことで研修をしています。

課題としましては、先程先生方からもありましたけれども、若年シングルでの妊娠された方というのは、なかなか行き場所がなかったりとか、頼れる人等の存在がなかったり、なかったりというのを感じています。それと、人との関係性というところにおいて、支援がなかなか受け入れられない状況を感じております。大人を頼ることが難しく、仲間内でなんとか頑張っているという状況を感じます。思うところは、やはり誰でもいいので、一人でも頼れる存在があると違うのかなと考えております。

それと、子育て短期支援事業と一時保護では、状況を見ながら児相が一時保護してくれますが、親御さんは児相には関わりたくない、虐待している親と思われたくない、悪い親と思われたくないということで、本当は一

Day2. シンポジウム「女性支援・母子保健と社会的養護の連携と協働」

時保護のほうが適切なんだろうと思うんですが、子育て短期のほうを利用をしたいと言われる親御さんもあります。しかし、一時保護は無料なんですけれども、子育て短期支援事業になると有料になりますので、生活保護や市民税非課税世帯でシングルになると、減免がありま

すけれども、利用料の自己負担が高くて、少し苦しい状況かなと思います。あと、親子ショート、このあたりも早く進めていかないといけないのかなと思っております。ということで、以上ごく雑駁でしたけれども説明を終わります。

Day2. シンポジウム「女性支援・母子保健と社会的養護の連携と協働」



流れ

- 母子保健と子育て世代包括支援センター
- 市区町村子ども家庭総合支援拠点
- 母子保健と子育て支援
要保護児童対策地域協議会の関わり
- 母子保健と社会的養護の連携、現状と課題



1. 母子保健と子育て世代包括支援センター

母子保健法(昭和41年施行)

(目的)

第一条 母性並びに乳児、及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母子保健に関する原理を明らかにするとともに、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、もって国民の健康の向上に寄与することを目的とする。

母子保健法の一部改正(平成28年6月3日施行)

第一章 総則

(国及び地方公共団体の責務)

第五条 国及び地方公共団体は母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する施策を講ずるに当たっては、当該施策が乳児及び幼児に対する虐待の予防及び早期発見に資するものであることに留意するとともに、その施策を通じて、前三条に規定する母子保健の理念が具現されるように配慮しなければならない。

児童福祉法・児童虐待防止法・母子保健法関連

平成12年11月施行

児童虐待防止法成立・・・児童虐待の定義と住民の通告義務

平成16年10月以降順次施行

児童虐待防止法・児童福祉法の改正

・・・市町村が児童家庭相談の窓口・要保護児童の通告先としても追加

児童相談所と市町村の役割明確化・要保護児童対策地域協議会の設置

平成21年4月施行

児童福祉法の改正

・・・要保護児童対策地域協議会の機能強化として要支援児童、特定妊婦が追加

乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業の法定化及び努力義務化

平成23年7月 通知

妊婦・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健・医療・福祉の連携体制の整備について

平成28年・29年4月施行

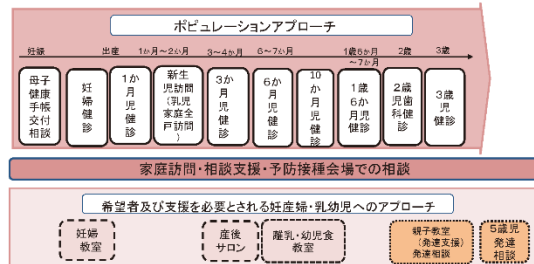
児童福祉法・児童虐待防止法・母子保健法等の改正

・・・児童福祉法の理念の明確化・母子健康包括支援センターの全国展開

・・・市町村の児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備

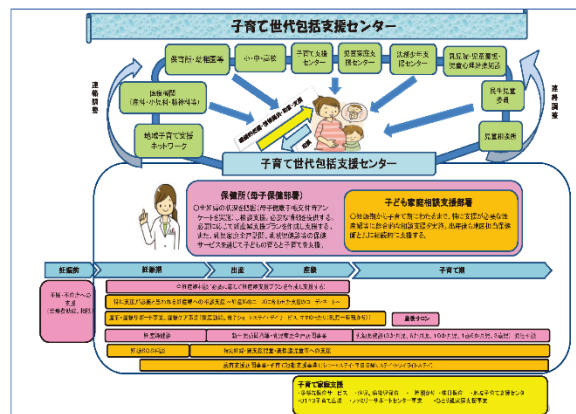
・・・児童相談所の体制の強化・里親委託の推進 等

子育て世代包括支援センター (母子保健事業を展開)



母子保健は

妊娠前から子育て期まで、ポピュレーションアプローチ(全妊産婦と乳幼児に関わり)を行いながら必要とされる妊産婦乳幼児に関わる仕組み



Day2. シンポジウム「女性支援・母子保健と社会的養護の連携と協働」

子育て世代包括支援センター

妊娠初期から子育て期にわたり、妊娠の届け出等の機会に得た情報を基に、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、必要に応じて個別に支援プランを策定し、保健・医療・福祉・教育等の地域の関係機関による切れ目のない支援を行う。

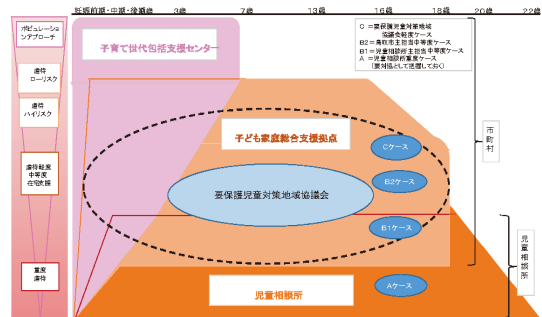
* 必須業務

- 1) 妊産婦・乳幼児等の実情を把握すること
- 2) 妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行うこと
- 3) 必要に応じて、支援プランを策定すること
- 4) 保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整を行うこと

妊産婦等にきめ細かい支援を継続的に提供し、
安心して妊娠・出産・子育てが行えるよう支援する。

9

「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」、「児童相談所」の関わりと
「要保護児童対策地域協議会」



2. 市区町村子ども家庭総合支援拠点

3. 母子保健と子育て支援 要保護児童対策地域協議会の関わり

市区町村子ども家庭総合支援拠点

平成28年6月 改正児童福祉法

市区町村は全ての子どもの権利を擁護するため、地域のリソースや必要なサービスと有機的につないでいく「ソーシャルワークを中心とした機能を担う拠点(市区町村子ども家庭総合支援拠点)」の設置に努めるものとする。(児童福祉法10条の2)

子ども家庭総合支援拠点の機能(定義・意義・役割)

- (1) 地域の全体的子ども・家庭の状況に「定着」を軸に「交流」
 (2) 地域の全ての子ども・家庭の状況に対応する子ども支援の専門性を持った機関・体制(状態
 感得対応のみでない。全ての子ども・家庭の相談を受け持つ。子ども支援のための専門性
 (3) 地域の資源を有機的につなぐ(ソーシャル・ネットワーク)を在家庭
 ・家庭児発関係地域協議会の主担当担当として要対協を活用する。
 原則として18歳までの全ての子どもとその家庭及び妊産婦等を切れ目のない継続的に支援
 (4) 個人ではなく、チーム(組織)で支援する体制
 (5) 支援手段が相互4つの業務

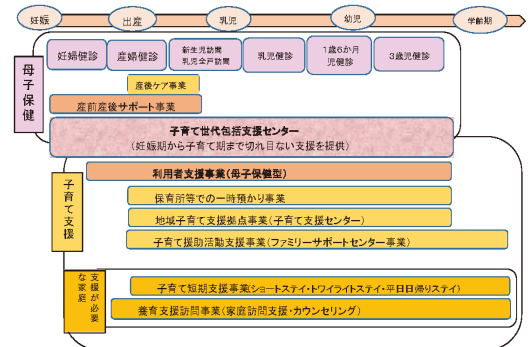
【業務】
コミュニティを基盤にしたソーシャルワーク機能を行い、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、その福祉に関し必要な支援に係る業務全般を行うとともに、その支援に当たっては、子どもの自立を保障する観点から、妊娠前から子どもの社会的自立に至るまでの包括的・継続的支援に努めること。

- ① **子どもの発達支援活動に必要となる情報**の収集を行う、インフォーマルなリソースも含めた地域全体や社会資源の情報等の情報の把握等を継続的にし、それが主に活用できるように情報の提供を行うとともに、関係機関にも協力を得る。資源や情報に関する情報の提供を行う。また、一応子育相談から養育者間の状況や児童虐待等に関する相談まで、また妊婦から子どもの自立に至るまでの子ども家庭支援全体の相談)
- ② **特定妊婦や支援要員及び要保護児童等への支援計画**(危機判断とその対応、調査、アセスメント、支援計画の作成等、支援及び評価等、児童相談所による指導助言の委託を受ける支所長が行う指導)
- ③ **関係機関との連絡調整**(要保護児童対策地域協議会の活用、児童相談所との連携・協働、他の関係機関との連携)
- ④ **その他の必要な支所長(里支支所長、児童相談所のアフターケア)**

- (6) 支援拠点と児童相談所との役割の相違
児童相談所の下部機関ではなく、役割が異なる対等機関。
児童相談所を設置したから児童の機能を包摂しているとはならない。むしろ、支援拠点は、在・面支援であり児童設置（という土台）なので児童相談所の一歩保護・介入強化では長期的に子どもと家庭を守ることは不可能であるとの視点を有することが重要。
支援拠点と児童相談所の役割は子どもの命を守る車の両輪

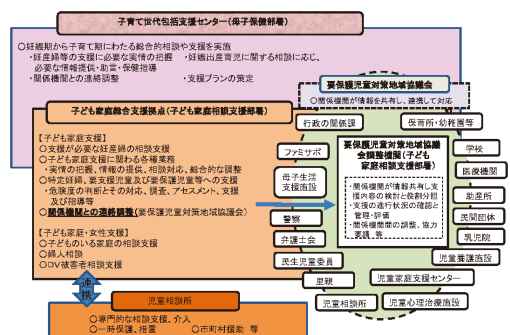
厚生労働省 平成30年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業
市区町村子ども家庭総合支援拠点設置に向けて スタートアップマニュアルよ！

母子保健と子育て支援の概要



厚生労働省の資料より¹⁵⁾

子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点、
児童相談所の関係(イメージ図)



養育支援訪問事業

・乳児家庭全戸訪問事業や母子保健事業などを通して、養育支援が特に必要（若年の妊婦及び妊娠健康診査未受診や望まない妊娠、育児ストレス、産後うつ状態などの問題、食事、衣服、生活環境等が不適切な養育状態にある）な家庭に対し、専門的相談支援は保健師、助産師、看護師など、育児・家事援助については、子育てOB（経験者）等が訪問支援を実施する。
（厚生労働省 養育支援訪問事業ガイドライン） ……無料

子育て短期支援事業

《ショートステイ》・短期入所生活援助事業

児童を養育している家庭の保護者が、疾病、疲労、その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合や経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要となった場合一時的に養育・保護する。

《平日日帰りステイ》

理由は上記と同じ
平日(月曜日から金曜日)の概ね8時から17時までの利用

「トワイライトスタイル」・夜間養護等事業
児童を養育している家庭の保護者が、仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合その他緊急の場合に、その児童を通所させ、生活指導、食事の提供等に努む。

…所得に応じた利用料

Day2. シンポジウム「女性支援・母子保健と社会的養護の連携と協働」

要保護児童対策地域協議会

○要保護児童対策地域協議会とは

虐待を受けている子どもやさまざまな問題を抱えている要保護児童等の早期発見や要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、情報を共有し、連携と協力による支援を行うために設置された法定協議会。(児童福祉法第25条の2)

地域協議会の構成員及び構成員であった者への守秘義務が課せられている。(児童福祉法第25条の5)

○対象児童

1. 虐待を受けている要保護児童等

- (1)要保護児童・・・保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童
- (2)要支援児童・・・保護者の養育を支援することが特に必要と思われる児童
- (3)特定妊婦・・・出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

2. 非行児童

3. 障がい児

○三層構造

・個別支援会議・・・個別の支援対象児童を直接支援している担当者会議

・情報共有、関係性の確認、支援方針の確立と役割分担、ケースの主担当機関と主たる支援機関の決定。

・実務者会議・・・実務に活動する実務者で構成される会議

・ケースの連携管理と主担当機関の確認、支援方針の見直し。

・個別支援会議で課題となった点の更なる検討と創造

市子ども家庭支援部・母子保健部・教育委員会、児童相談所・女性支援部

児童相談所、子ども家庭支援センター「希望館」

・代表者会議・・・地域協議会の構成員の代表者による会議

・関係機関等の円滑な連携を確保するために関係機関の責任者(管理職)の理解と協力を得る

・関係機関等の共通認識が醸成され、連携の継続性が保たれ、支援の質の低下を最低限に抑えることが可能。

母子保健と社会的養育の連携、現状と課題

【母子保健と子ども家庭福祉分野・社会的養育の連携】

市町村の母子保健分野である「子育て世代包括支援センター」と子ども家庭福祉分野である「子ども家庭総合支援拠点」が共同若しくは一体となり、児童相談所と両輪で子どもとその家庭を支援していく。この時、子どもの最善の利益のため、要保護児童対策地域協議会を活用し、関係機関が有機的な連携を図りながら支援をしていく。

【現状と課題】

鳥取県市町村の体制・・・子育て世代包括支援センターは全市町村が設置

子ども家庭総合支援拠点は19市町村中 市部は全市が設置、町村は約半数が設置

児童相談所体制・・・56万の人口に東部・中部・西部と圏域毎に3箇所

保健師・警察職員の配置。県内1箇所により市町村支援児童福祉司配置

児童家庭支援センター・・・圏域ごとに3箇所設置(設置主体は社会福祉法人)

現状・・・鳥取県東部圏域において関係機関連携は比較的良好に行われていると考える。

● 県の取り組み(研修・会議)

子どもの虐待防止ネットワーク鳥取主催の研修、市町村保健師協議会での研修

要保護児童対策地域協議会の活性化

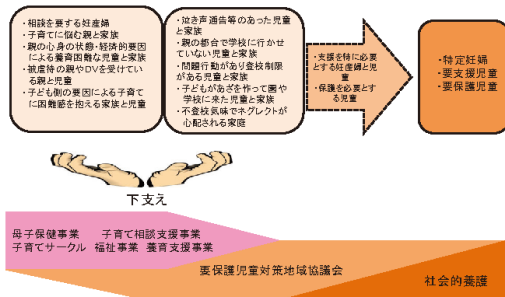
課題・・・若年シングルマザーへの支援

支援者との関係性

産後ケアの受け入れ先の拡大

親子ショートステイの新規取り組み

母子保健と子育て支援、要保護児童対策地域協議会の関わりと社会的養育



4. 母子保健と社会的養育の連携、現状と課題

児童家庭支援センター 子ども家庭支援センター「希望館」

児童に関する家庭その他の相談のうち、専門的な知識及び技術が必要とするものに応じるとともに、児童相談所からの委託を受けた児童及びその家庭への指導、市町村の求めに応じて技術的助言その他必要な援助を行う子どもに関する相談機関。(児童福祉法第44条の2)

【事業】

1. 相談支援

- ①未所相談・支援
- ②心理療法
- ③24時間電話相談
- ④訪問(家庭、学校等)
- ⑤小集団活動

⑥児童地域支援事業

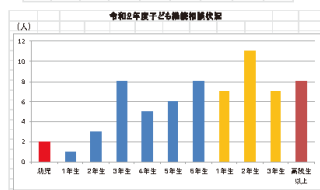
2. 指導委託

①児童相談所からの委託

3. 連絡調整支援

- ①子育て短期支援事業(市町村)
- ②養育支援訪問事業(市町村)
- ③委託一時保護(県)
- ④児童相談所・児童福祉施設・学校等関係機関との連絡調整

令和2年度継続相談支援内容の概況						
児童虐待	その他虐待	障害	性被害	不登校	DV	合計
4	4	1	24	35	3	71



Day2. シンポジウム「女性支援・母子保健と社会的養護の連携と協働」

シンポジスト

大神 嘉

(母子生活支援施設百道寮 施設長)



それでは母子生活支援施設における支援の現状と課題について、というテーマをいただきましたので発表させていただきます。前段では全母協の実態調査を元に支援の現状と課題についての取り組みで、後半は、私の地元の福岡市の取り組みについてお話をさせていただきます。

まずは施設紹介です。母子生活支援施設百道寮、認可定員 30 世帯です。それと産前産後母子支援センター、こももティエと言いまして、産前産後母子支援事業を令和 2 年より受託しております。母子生活支援施設の目的でございますが、根拠法は第 38 条になります。皆様ご存知ない方もおられるかもしれませんが、母子生活支援施設は社会的養護施設に位置づけられております。ただし入所の手続きにつきましては、各市区町村の福祉事務所で入所契約というかたちで行われております。現在施設は全国で 212 カ所、充足率 68.6 パーセントとなっております。

次でございますが、母子生活支援施設への入所理由でございますが、一番下の水色のところの赤字、ここがいわゆる DV です。平成 26 年からずっと高止まりといった状況ではあるんですが、児童虐待の通報が 20 万件を超えて、その要因が心理的虐待、面会 DV の増加ではないか、ということも言われておりますが、それを裏付けるものにもなっているのかなと思っています。ただ一方で、ほかの入所理由との数字の開きがあまりにも大きいというところで、もしかしたら母子生活支援施設は DV 被害者しか入所できないのではないかと誤った認識を持っている可能性もあるのではないだろうかと心配

しているところです。

これが入所者の母親とお子さんの年齢になります。お母さんは 36.5 歳。お子さんは未就学児が 41.7 パーセント、小学生が 38.7 パーセント、中学生以上が 19.6 パーセント。全国的に見ても、未就学児のお子さんが増えてきている施設が多いかなと思います。私が入職した当初は、小学生が非常に多くてソフトボールチームが作れたんですけども、今はソフトボールチームも作れないような感じになっています。こちらがお母さんの障害についてなんです、身体障害者手帳や成人保険手帳などを持たれている方が令和 2 年度で大体 46 パーセントで、手帳は持たれていないんですが精神科に受診しているお母さんが大体 30 パーセントの後半ぐらいおられるという状況でございます。次はお子さんです。一番下、ブルーのところが養育手帳を持たれているお子さんのパーセンテージで、黄色の部分が発達障害と判断されているお子さんのパーセンテージとなっています。

こどもと家族の抱えた課題といたしまして、(1)は飛ばしまして(2)、親子関係の改善の難しさ。吹き出しで書いておりますが、何らかの障害がある母親が 38.7 パーセント、1 施設平均 6 名。何らかの障害があるお子さんが 22.5 パーセント。こちらも 1 施設平均 6 名おられるというところなんです。あとは入所理由の DV、虐待、家庭環境不適切というふうに続きますが、先程 DV の入所が多いということでお話したんですが、DV 避難で逃げて来られて、行政等はその避難から逃れられたということで一安心されるんですけども、実はここからお母さん

Day2. シンポジウム「女性支援・母子保健と社会的養護の連携と協働」

は知らないところで、一人で子育てをしていく、もしくは離婚の調停で暴力を受けていた旦那と親権などで争う。そういったところでいっぱいいっばいになられるというところがあります。下が1施設あたりの障害のある母親の人数なんですが、割合的に一番多いのが1施設平均10人以上というところでございます。

ここはぜひ言わせていただきたいんですが、5番の家族構造や居住地の頻繁な変更というところで、大体今母子生活支援施設の入所期間が2年から3年となっていますが、お子さんは小学生であったら、小学生の間に2回転校をしないといけないということがあります。これはお子さんの人生の連続性が絶たれる危険があるというところで、もちろん安全確保は優先されることではあります。お子さんのそういった重要な対処法を失う危険とか、こういったところも合わせて考えていくべきだろうと個人的には思っています。職員配置基準、ここは何が言いたいかというと、児童養護や乳児院さんと比べて非常に少ないです。うちが30世帯なんですが、母子支援少年指導員、最大で8名というところでございます。これは全国の施設ですが、減少してきているというところでございます。

これが課題に向けたわれわれの取り組みでございます。今年行われるであろう児福法の改正に向けて、全母協内

で特別委員会を立ち上げて、三つの柱を立てました。一つが、全てのこどもが希望を持って生まれ育つ社会に、産前産後支援をやっていくぞ、あと地域支援もやるというところで、アフターケアを含む地域支援。そして分離しない支援というところで、親子関係再構築支援をやっていきたいと思いますということで、三つの柱を立てています。

次が福岡市の話になりますが、昨日のシンポジウムでも出ていましたが、福岡市の日本財団さん、早稲田大学さん、社会的養育研究所と去年の11月に協定を結びました。目的といたしましては、全国的な児童虐待防止対策の推進に役立つ親子支援モデルを構築し、国、自治体による予防的支援メニューの拡大を促進、というところでございます。われわれもテーマをいただいております。ワンストップ型の母子支援拠点の整備というところで、これはまだ日本財団、われわれが審査を受けている段階なのでまだ通っておりませんが、審査が通ったあかつきには、妊婦訪問支援事業や親子支援事業、親子入所等支援、今もう実際にやっております産前産後母子支援事業、母子生活支援施設事業というところで、アウトリーチ、ショートレンジ、ミドルレンジ、ロングレンジで様々な支援を提供していきたいと考えております。ご清聴ありがとうございました。

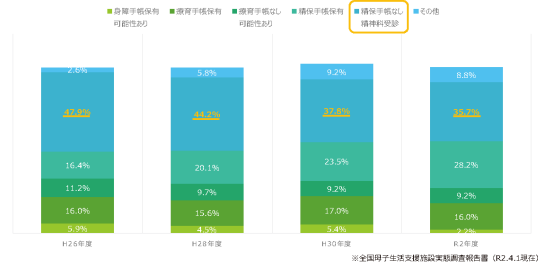
Day2. シンポジウム「女性支援・母子保健と社会的養護の連携と協働」

母子生活支援施設における支援の現状と課題について

発表者: 母子生活支援施設 百道奈
施設長 大神 嘉

2022年1月28日～30日 第4回 FLEC フォーラム
クロージングシンポジウム
「女性支援・母子保健と社会的養護の連携と協働」

障がいのある母親等の内訳の推移



母子生活支援施設の目的（法的根拠）

<児童福祉法第7条>

この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする。

<児童福祉法第38条>

母子生活支援施設は、配偶者のない女子またはこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。

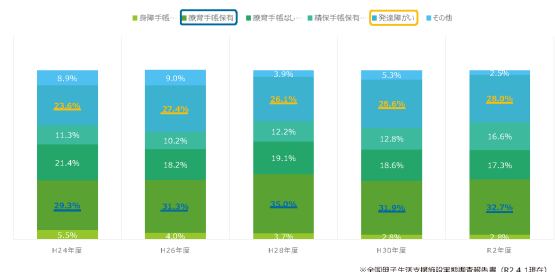
入所手続き

・施設への入所は、都道府県、市及び福祉事務所を設ける町村が児童福祉法に基づいて行う入所契約により行われる。

施設数等	施設数	定員	現員（充足率）
	212カ所	4,319世帯	2,963世帯（68.6%）

※全国母子生活支援施設実態調査報告書 (R2.4.1現在)

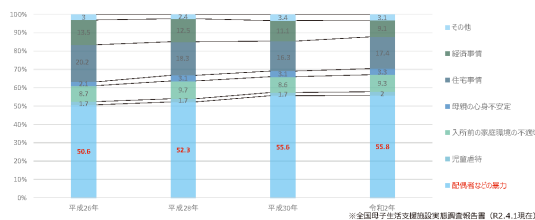
障がいのある子どもの内訳の推移



母子生活支援施設の入所理由別入所状況の推移

母子生活支援施設の入所理由について、「配偶者（パートナー）などの暴力」を理由とするものが増加しており、平成26年度以降5割以上を占めている。

※児童福祉施設入所児童等調査（毎年2月1日現在）



子どもと家族の抱えた課題

○ 子どもの抱えた課題

- 虐待等不適切な環境の影響による課題
 - 不信感や恐怖
 - 愛着形成不全
 - 人間関係構築の難しさ
 - 基本的な生活習慣の習得
 - 衝動や欲求コントロールの難しさ
 - 同年齢集団への適応の難しさ etc.
- 親子関係改善の難しさ
 - 特に配慮が必要な思春期
 - 精神症状が生じやすい時期
 - 自分の適がれた境遇と自己否定感
 - 自己否定感が背景にある様々な問題行動

○ 何らかの障がいのある母親 ⇒ 38.7% (1,146/2,963)
1施設平均 … 6.0人

○ 何らかの障がいのある子ども ⇒ 22.5% (1,107/4,928)
1施設平均 … 6.0人

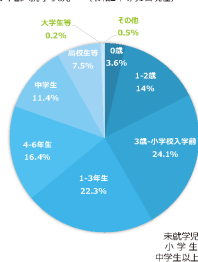
○ 入所理由
DV (55.8%) 虐待 (2.0%) 愛着関係不安 (9.3%)
母親の心身不安定 (3.3%) 住宅事情 (17.4%)
経済事情 (9.1%) その他 (3.1%)

1施設当たりの障がいのある母親等の人数

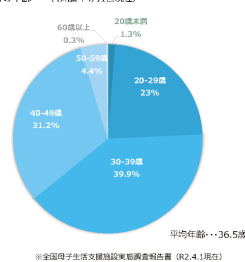
人数	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人以上
割合	15.3%	11.8%	10.0%	12.8%	4.7%	7.4%	6.3%	6.3%	1.6%	24.2%

母子生活支援施設の利用者等の状況

(1) 子どもの年齢・就学状況 (令和2年4月1日現在)



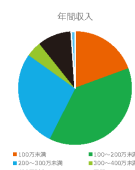
(2) 母親等の年齢 (令和2年4月1日現在)



子どもと家族の抱えた課題

○ 家族の抱えた課題

- 経済的課題
- 基本的な生活の維持の困難さ
生活リズム、食事、入浴、排泄、掃除、衛生管理等の課題
- 子育ての不十分さ
子どもの年齢に合った応答、しつけ、必要な環境（遊びの場、玩具、日課など）がない
- 家庭に安心と癒しがない
日常的に暴言、暴力があるなど家族が安心でき、心身を休ませる場とあり得ない
- 家族構造化や居住地の頻繁な変更
複雑なスケジュール、度重なる養育者の変更、転居、転校
※ 背景にある家族関係不調、貧困、貧困ストレス、認知機能低下（障害）など



移行期の危機
・重要な対象を失う危険
・人生の選択ミスが招かれる危険

Day2. シンポジウム「女性支援・母子保健と社会的養護の連携と協働」

職員配置基準

施設長	職員定数・加算単位数等に基づく配置数(令和2年度)
施設長	1人必須
副施設長	1人必須
教育主事	1人必須
保育士	1人必須
心身障害児指導員	必要とする児童の人数に1人あたり1人配置
アセスメント実施職員	なし(併設施設に委託)
特別生活支援員	必要とする児童の人数に1人あたり1人配置

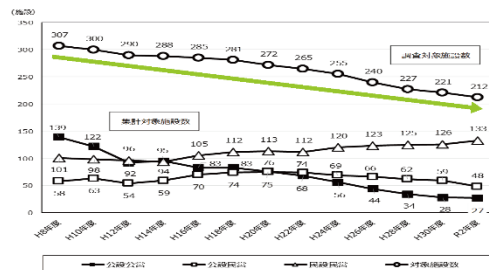
母子支援員	少年支援員
5歳未満	1
5歳以上10歳未満	1
10歳以上15歳未満	2
15歳以上20歳未満	1 [1]
20歳以上25歳未満	4
25歳以上30歳未満	3
30歳以上35歳未満	2 [1]
35歳以上40歳未満	8
40歳以上45歳未満	3 [1]
45歳以上50歳未満	2 [2]
50歳以上	8 + (2)

困難な課題を抱える子どもと女性への総合支援

個別・包括的・総合的な支援のための5つのターゲット

- ・子育てに悩んでいる 母親への支援
- ・予期せぬ妊娠で悩んでいる 女性への支援
- ・DV被害で苦しんでいる 子どもと女性への支援
- ・貧困等に苦しむ 子どもと女性への支援
- ・子どもの最善の利益のために。 **実親支援の強化と里親支援**

施設数の推移



【妊婦訪問支援事業】

若年・経済的不安、産後、パートナー・家庭の状況から、妊婦健診未受診や遅延した育児に陥った家庭を訪ね、継続的に状況を把握することにより、適切な支援に繋げる。

【親子支援事業・親子入所等支援】

レスパイトケアとあわせて、子どもの養育方法や関わり方などのペアレントトレーニングを受けたり、育児・育児に関する相談に応じ、親子で短期入所させ支援を行う。

【産前・産後母子支援事業】

思いがけない妊娠で悩む女性に対し、産前支援や受診案内・生活支援・子育て支援・メンタルケア・自立支援、家庭訪問等により特別養子縁組などの支援を行なうとともに、死産や中絶・養子縁組等により喪失感を受けた女性に対しグリーフケアを実施する。

【母子生活支援施設】

母子生活支援施設に入院し、併設で「家族支援」「養育支援」「就労支援」などを通し、家族の再構築や自立を目指すとともに、退所後もアフターケアを通して地域の生活を見守る。

【アウトリーチ】

【アウトパシエント】
【ショートレンジ】

【ミドルレンジ】

【ロングレンジ】

全国母子生活支援施設協議会の基本的考え方 【3つの柱】

- ・すべての子どもが希望をもって生まれ育つ社会に「産前・産後支援」
【意見①】 母子生活支援施設は、特定妊婦等の安心・安全な出産と母子の養育形成をはぐくむ支援、地域生活に向けた『自立支援』を行います。
- ・地域における子育て世帯の支援拠点として「アフターケアを含む地域支援」
【意見②】 母子生活支援施設は、地域の要保護・要支援状況にある子どもやその家庭を応援するために、その専門性を活かした地域支援に取り組みます。
- ・分離しない支援かつつながりの回復をめざして「親子関係再構築支援」
【意見③】 社会的養護のもとで生活する子どもと母親を、母子生活支援施設において再統合し、さらに、退所後の地域生活を支援します。



私たちの目標

ご清聴ありがとうございました。

0歳0日死亡を
ゼロに！！

ワンストップ型 母子支援拠点

◆予防のための「親子支援モデル」構築に向け、協定を締結（政令市初）

民間の資金を活かし、虐待予防のための新たな事業（裏面）のスタートアップを支援することにより、親子を支援する多様な事業を拡大・実証し、福岡市独自の「親子支援モデル」を構築

福岡市：民間団体と協働して事業を開発・運用、早稲田大学と協働して事業を支援・検証
日本財団：各事業に助成（5年間で5億円規模）
民間団体：事業を実施
早稲田大学：事業を支援・検証



全国的な児童虐待防止対策の推進に役立つ「親子支援モデル」を構築し、国・自治体による予防的支援メニューの拡大を促進

Day2. シンポジウム「女性支援・母子保健と社会的養護の連携と協働」

シンポジスト

平田ルリ子

(社会福祉法人慈愛会 清心乳児園 園長)



今日は乳児院における特定妊婦母子支援の現状と課題というテーマで発表させていただきたいと思います。乳児院はこれまで家庭、または家族から分離されたところから支援が始まり、それを地域に帰すことを中心に行っています。乳児院における支援が、妊娠以前から母子支援も含めどのように行えるかという検証と、全国乳児福祉協議会が2019年に提案したセンター構想に予防的介入があります。そのことを絡めて実際の動き等報告をさせていただけたらと思います。

全国に乳児院は145カ所あり、施設の数とは年々増加しています。ただ見ていただいても分かるように、県に1カ所、2カ所というところが多くて、広域的にいろんな市区町村と関わりを持つ、それも地域に帰るときに地域の母子保健や子育て支援事業の方々と、または保育園の方々と出会うという特徴があります。このスライドは今お預かりしているこどもさんの入所の状況です。虐待は年々増えています。入所の申請理由は主要な要因一つのデータなので、入所理由全体から見ると40パーセント超ですが、虐待のみの調査では50パーセントを超え、ネグレクトが一番多いというのが乳児院の特徴だと思います。そのネグレクトも、保護者の理由というよりはこどもが抱える育てにくさから起きている虐待認定も多々あるということはよく経験いたします。

それともう一つ特徴的なのは、この黄色の層になる家族の精神疾患です。特にお母さんの精神疾患が多く、疾患名がついていない方も多くいらっしゃいます。平成に入り、母親の精神疾患や知的課題があり、養育に困難

が生じ預かりに至るケースが増えている特徴の一つです。

次にこどもの状況です。これは平成28年からのデータになりますが、平成10年ぐらいには、この健全のところは80パーセントぐらいありました。今はこどもが何らかの医学的な疾病を抱えていたり、乳児院に入って療育を受ける、入院看護等のいろんな支援が必要なお子さんが増えているのも最近の動向です。このデータは退所理由ですが、多くは乳児院からお家に帰る、地域に帰っていきます。乳児院はつなぎの施設です。生活をつないでいく施設であると思っていますが、近年の特徴として里親養育、縁組へのつながりが増えていることと、もう1点、障害児施設、母子生活支援施設、他施設への移行も多くあります。その中でも家庭に帰る支援というのは、乳児院にとってはとても大切な支援で、この力が予防的支援のところで生かされていくと思っています。

次のスライドは、乳児院のいろんなサービスの利用を年間経緯で追ったものですが、行政のデータで利用される措置による利用は、年々微減しています。しかし、一時保護委託は、平成25年度を境に措置を逆転しています。一時保護委託で預かり、そのまま地域に帰っていくお子さんたちが非常に多くなっています。加えて私的契約です。既存の制度に乗らないケースも乳児院が私的に契約をしてお受けしています。それとレスパイト。ショートステイは年々増えていて、乳児院を利用型として利用される方たちがおられます。このことは乳児院の強みでもある、24時間365日夜勤体制での宿泊が可能である養育体制があるからだろうと思っています。

Day2. シンポジウム「女性支援・母子保健と社会的養護の連携と協働」

次のスライドです。これは乳幼児総合支援センター構想で、これまで入所機能と一時保護、親子支援再構築、アフターケアは、実施してきたものでありますが、新たに要保護児童等予防的支援機能という、市区町村と虐待の予防的な支援から関わり、この機能はそのままアフターケア機能等で総合されて使えるだろうと提案いたしました。この検討会のなかでも、母子生活支援施設の方にも参加いただき、乳児院の機能をどう生かしていけるかという視点で提案いただきました。黄色でマーカーがついているところが、母子支援において乳児院の機能が生かせるところです。

今年度、当施設「清心乳児園」で挑戦したことがあります。子育て支援短期事業（ショートステイ）のときに、親御さんも一緒に宿泊をしていただきました。これまでの経験の中で、一時保護等の依頼があったとき、お母さんが産後鬱で子どもを預けたいけれどもこどもと離れたくないというのでキャンセルになるというがありました。そのときも、親子で一緒にケアが受けられたらどうなのだろうと考えていたことがきっかけです。親子での通所、産後ケア事業にも取り組んでみえています。

一時保護機能で新たに提案させていただいているのは、親子の一時保護です。分離からではなく、親子一緒に一時保護しアセスメントを行ったうえで、養育が可能な親子なのか、いや、やはりこれはこどもを別の養育者に手渡す方がよいのか、関係性をみながら納得した対応が可能になることを目指しています。今回関係性アセスメントを行うためにお母さんや家族に宿泊していただきましたが、有効だと思いました。しかし、連日となると体制等の課題がでてきます。

乳児院はこれまでも関係性支援を大切にしてきました。関係性アセスメントの経験値は非常に生かせるということと、ここに親の受援力、援助要請力を培うことが重要となります。これは検討会で母子保健の分野の方からの助言でした。暗に親子関係再構築と言って地域に帰すのではなくて、その保護者が困ったときに行政また支援者に頼れる力を養った上での再構築の重要性です。現在、行われている「社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会」でも地域の福祉と母子保健の連携が検討されています。昨日の厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課中野課長の話の中にもありました。全乳協の乳幼児総合支援センター構想の体制を整え、乳児園が母子支援に取り組むことは十分に可能であると考えています。

このスライドは、清心乳児園の事業になります。既存の支援は、この0歳から6歳が対象のサービスになります。独自事業はアフターケアですとか、制度でカバーできないものを実施してきました。今年度一時保護専用棟で宿泊型をやってみたり、産後ケア事業をやってみる中で、地域の母子保健の方々と出会ってきました。加えて、今日のシンポジストでもある大神先生からお声がけをいただいて、妊娠葛藤相談と居宅支援を令和2年の10月からスタートしました。出生前からの支援を今勉強しながらではありますが、これまで培った力を生かしていく道筋は少し見えてきたような気がします。

時間になりましたのでまずは展望のところで、妊娠葛藤相談等々やらせていただいているところのパンフレットを最後に、私の発題を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

Day2. シンポジウム「女性支援・母子保健と社会的養護の連携と協働」

2022年1月30日 第4回FLECフォーラム

クロージングシンポジウム

「女性支援・母子保健と社会的養護の連携と協働」

乳児院における特定妊婦・母子支援の現状と課題について

社会福祉法人慈愛会 清心乳児園
園長 平田ルリ子

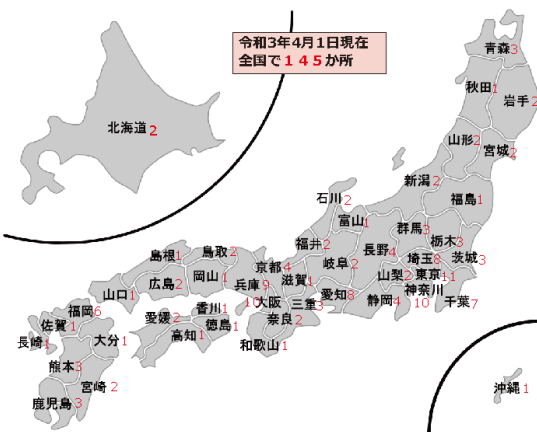
児童福祉法37条(平成16年改正)

乳児院は、乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には幼児を含む）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする

■平成16年法改正で入所児童に関する年齢要件を見直す
乳児（0～2歳）⇒幼児を含む（0～6歳）に変更

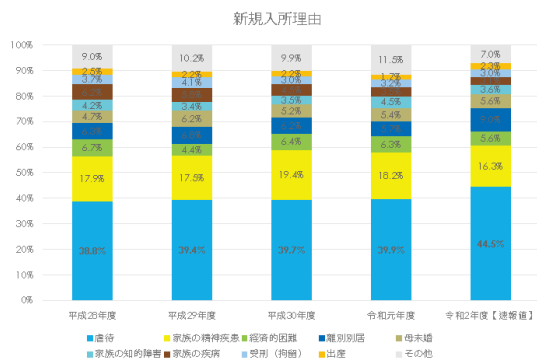
児童福祉法48条2

乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設の長は、その行う児童の保護に支障がない限りにおいて、当該施設の所在する地域の住民につき、児童の養育に関する相談に応じ、及び助言を行うよう努めなければならない



新規入所理由

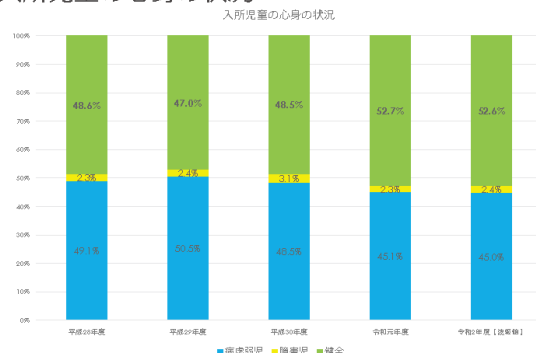
全国乳児院入所状況実態調査・充足状況調査結果経年比較



4

入所児童の心身の状況

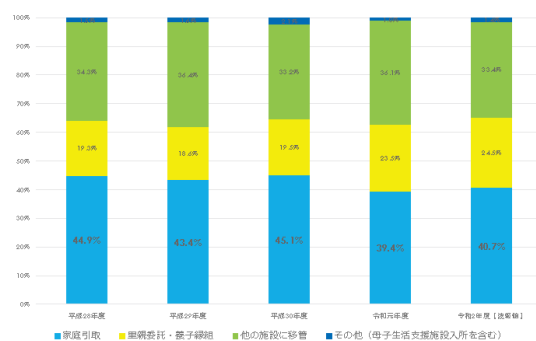
全国乳児院入所状況実態調査・充足状況調査結果経年比較



5

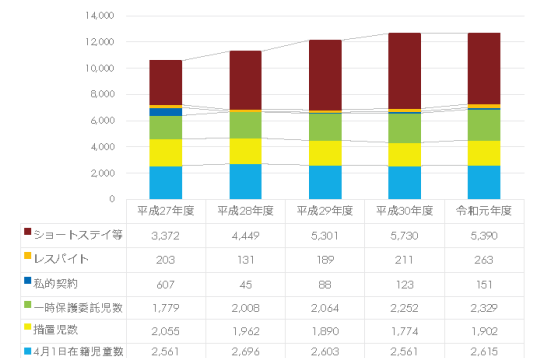
退所理由

全国乳児院入所状況実態調査・充足状況調査結果経年比較



6

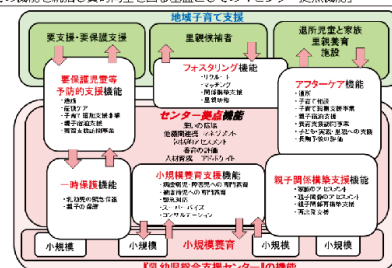
乳児院利用児総数の推移



11

「乳幼児総合支援センター」をめざして～乳児院の今後のあり方検討委員会 報告書～ (令和元年3月全乳協)のポイント

- 【『乳幼児総合支援センター』の機能】
- ① 小児養育支援機能 ... 小児養育環境の整備者と課題を抱えた子どもの双方を支援
 - ② 妻保護児童等予防的支援機能 ... 特定妊婦等のハイリスクケースの支援事業への協力や実施、妻対協への参画
 - ③ 一時保護機能 ... 子どもだけでなく親子の一時保護
 - ④ 親子関係構築支援機能 ... 親の受援力を高め、親子関係を形成、家族機能を回復させ、再出発支援まで
 - ⑤ フォスターリング機能 ... 里親を関与・育成し、里親が相談しやすく協働できる組織的な環境を作る
 - ⑥ アフターケア機能 ... 長期予後の評価・支援を退所児の居住する市区町村との協働で展開
- ⇒ これら全ての機能を統括し質的向上を図る基盤としての「センター拠点機能」



8

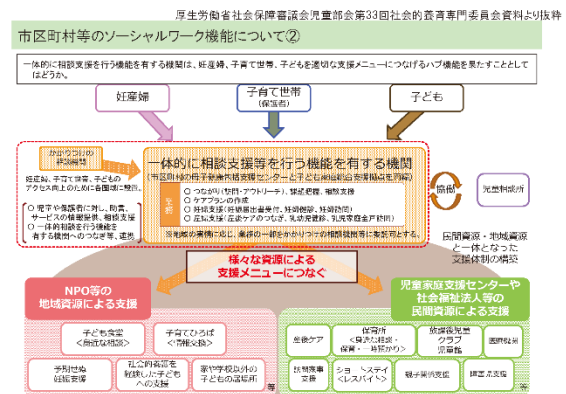
Day2. シンポジウム「女性支援・母子保健と社会的養護の連携と協働」

機能② 要保護児童等予防の支援機能

地域（市区町村）の要保護・要支援ケースへの支援ニーズに応える機能

- ①子育て短期支援事業
 - ・児童福祉法第6条の3第3項に定められた市区町村の子育て支援事業
- ②親子の親所（新）
 - ・親でセンターに通所し、子どもの養育や集団活動に親も一緒に参加して子育てのノウハウを学び、同時にさまざまな親の相談に応じていくものであり、制度化を提案
- ③産後ケア事業（新）
 - ・母子保健事業
- ④親子宿泊支援（新）
 - ・センターに親子で宿泊し、支援者と関係性を形成したうえで、生活支援や養育支援等の必要な支援を提供するもの
- ⑤養育・支援訪問事業（新）
 - ・児童福祉法第6条の3第5項に規定された子育て支援事業

9



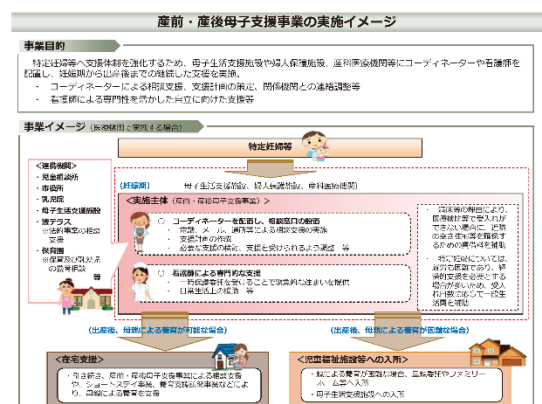
13

機能③ 一時保護機能

従来の一時的保護機能を強化

- ①乳幼児の単独保護
- 子ども安全確保、子どもの行動観察、回復と健全発達を促進するための治療的支援が主な目的
- ②親子の一時保護（新）
- パーマネンシーの保障、可能な限り母子を分離させない
- 関係性のアセスメント
 - 養育スキルの提供と親子の関係性の構築
 - 在宅支援に向けた支援メニューの設定
 - 分離措置に対する実例への支え

10



14

機能④ 親子関係構築支援機能

- ①親の**受援力、援助要請力**を培う
 - ・ 支援の目的のひとつは、親の受援力の形成とエンパワメント。受援力とは、「何かあったら信頼できる人に、必要なくき助けを求める」ことを発信ができる力のこと。
- ②親子関係の形成・改善
 - ・ 子どものアセスメント
 - ・ 親のアセスメント
 - ・ 親子のアセスメント
- ③家族機能の回復
 - ・ 家族のリスク要因の軽減や問題解決のために、児童相談所や家族の居住する市区町村等と連携して支援を行う
- ④再出発支援機能

11



15

機能⑥ アフターケア機能

- ・ 従来行ってきた支援に加え、退所したケースの親子の通所、親子宿泊支援、養育支援訪問事業、長期スパンでの予後の評価を行なうもの
- ・ 要保護児童等要望的支援機能と同様だが、アフターケア機能は、退所後の子どもたちの居住する市区町村との協働のうえで展開されるもの

- ①施設訪問事業
- ②予後の評価
- 退所後しばらくしたときの評価
- アフターケアをしながらの長期予後の評価(新)
- 長期にわたる予後評価は、センターの質的向上ばかりでなく、社会的養護のあり方をより充実、修正、発展させるために重要なエビデンス

12

「Link」とは、「繋がる、繋ぐ、結びつけるもの、絆」という意味
 思いがけない妊娠で困っている女性と繋がり、社会との絆を持ちながら
 その人を幸せに繋げたいという願いをもって活動をスタート

Linkの思い

➤ Linkが目指すもの

- 予期しない妊娠をした女性が、不安と孤独のなか相談でき、支援につながる場所となる。

○妊娠、出産から子どもの家庭養育、女性自身の自立という一連の切れ目のない支援の提供。

○妊娠を誰にも言えないでいる女性が頼れる場所となり、孤立出産と 0 日目の虐待死をなくす。

➤ 活動內容：

妊娠葛藤相談窓口
(福岡にんしん
110番Link)

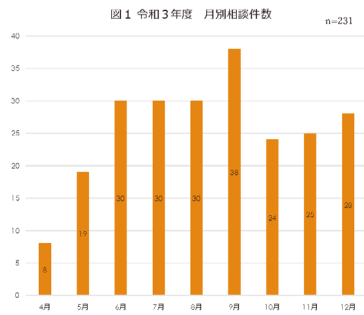
産後ケア

活動内容

16

Day2. シンポジウム「女性支援・母子保健と社会的養護の連携と協働」

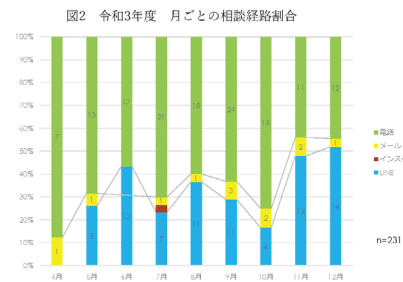
福岡にんしん110
番相談件数について
(令和3年度)



17

月ごとの
相談経路割合

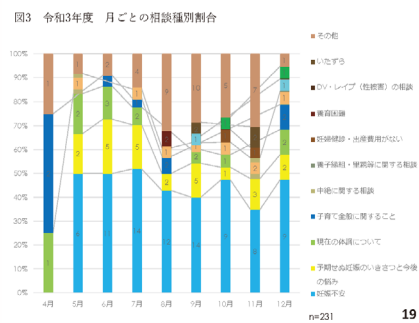
- LINE相談の割合は増加傾向にある。
- 電話相談中には、妊娠相談でないリピーターのケースも含まれている。



18

月ごとの
相談種別割合

- どの月も一貫して妊娠不安の相談割合が大きい。



19

Day2. シンポジウム「女性支援・母子保健と社会的養護の連携と協働」

ディスカッション

村木：

6 人の方々、それぞれ女性支援 2 人、母子保健を中心に 2 人、それから児童福祉を中心に 2 人からお話をお伺いいたしました。司会の不手際でだいぶ残り時間が短くなっているんですけども、これは恐らく司会の不手際というより、皆さんの中身が非常に豊富で、おっしゃりたいことがいっぱいあるものですから、それが積み重なってきたのかなという気がしております。その中でも、どういうふうに重ね合わせて議論をしていくのか、どこがポイントになるのかがなかなか難しいところなんですけれども、いくつかキーワードが出てきていて、例えば最後の平田さんのおっしゃる中では、親の受援力というお話があったり、それから妊娠葛藤相談というお話がありました。大神さんからもそうした話があり、それから妊娠 SOS の話が佐藤さんからありました。

結局、幸せな家庭、幸せな妊娠を前提にしているような措置を進めるというところは、これはほぼ完ぺきにできているんですけども、そうじゃないところ、最初に申し上げましたけれども、予期してなかったとか、あるいはすごく厳しい状況下で妊娠をして、それから出産をしていくという人たちをどう支えていくのか。そのためにはまずそういう人たちをどう発見するのか、捕まえるのかというところが一つ大事なポイントになるのかなという気がしています。

時間の関係でそのへんを中心にして、うちはこういう工夫がある、あるいはもっと大事なものは、ほかにこういうことをお願いしたい、それにはこういう問題点があるよ、というようなことについてお話を深めていければと思います。繰り返しになりますけれども、どうやって望まない妊娠をした人たちを支援につなげていくのか、ということで少しアイデアを頂戴できればと思います。最初に女性支援のほうから堀さん、この点はいかがでしょ

うか。

堀：

ありがとうございます。皆さんの貴重な報告を聞かせていただきました。婦人保護事業との関連は大きいというのを感じました。佐藤さんの報告でしたが、妊娠届けにつながらない、そういったそもそもの課題があるというのもありましたけれども、まさにどのように課題を抱えた、困難を抱えた女性を発見していくのかというところで、アウトリーチの必要性が非常に重要かと思っています。もともと婦人相談員はアウトリーチが期待されていましたが一人職場であるということも多くて、なかなかアウトリーチすることができないとも聞いています。

そうした中で、民間支援団体がいろいろなアウトリーチをしていて、そういうところともつながっていった女性支援につなげる。あるいは母子保健につながる、社会的養護とか児童福祉のほうにつなげるというようなところで、つながりを作っていくネットワークづくりというのを民間の活動を中心に行っていく。ただこれは民間に丸投げというかたちではなくて、きちんと財政的な保障ですとか、民間との連携、きちんとした対等な関係を作った上でそういう仕組みを作るというのも一つなのかなと感じました。



村木：

アウトリーチとネットワークという二つのキーワードが出てきました。それでは佐藤さんにお伺いいたしますけれども、その一つの回答が妊娠 SOS だと思うんです

Day2. シンポジウム「女性支援・母子保健と社会的養護の連携と協働」

けれども、妊娠 SOS で匿名の相談を受けて、そのあとネットワークの中で、みんなで支援するということができるのか、そのことと匿名性とか、個人情報の保護や、それから反対側の情報共有というところ、そのへんをどう整理して考えればいいのか、そのへんでコメントを伺えればと思います。

佐藤：

妊娠かどうかということで医療機関に受診いたしますと、全くの全額自己負担なんです。そこで妊娠届出をして、妊婦健診受診券をもらうまでにたどり着かない人たちが 0 日死亡等の中でも出てきています。ですので、わが国の場合、これだけ健康保険が普及しているのになんで妊娠、出産のところだけは自己負担なのかというところをもう 1 回問い直さなくてはいけないと思うところですね。

それとあとは、自分のところだとばれてしまう、なので自分より遠いところに相談したい、という人たちが多くいます。でもその中で地域で責任を持って支援していくのは、地域公衆衛生ですので、福祉に直接つなげるとそこでなかなかたどり着かない人が多いんですけど、保健師さんにつなぐと保健師さんが一緒に福祉のところに来てくれたりということもあるので、自分を守りたいけど誰かには相談したいという、そういう思いを持っている人たちが妊娠 SOS に匿名で相談してくれるわけで、その気持ちに寄り添いながら、その人たちが自分のことを訴えていただいて、じゃあということで、あなたのことを大事にするよ、心配ないよ、といって地域につないでいく。その役割が妊娠 SOS なんだろうなと思います。ですので、この妊娠 SOS もちゃんと都道府県レベルでは全部に置いていただきたいなと思うところです。

村木：

同じところについて山中さんにもお伺いしたいんですが、けれども、佐藤さんの話をまとめますと、一つは妊娠出産の自己負担を減らすと。これはすごく大事な、制度的な提言になるだろうと。それから地域の中で最初の匿名のものをどう支えていくのかということになると思いますが、山中さんのほうからコメントをお願いいたします。

す。

山中：

今、経済的な理由で妊婦健診、医療機関の門を叩けないという方もいるのは事実というのは伺っています。ですので、鳥取市の場合は、薬局に行かれて、試験紙を購入される方もあるので、そこにポップを出してもらって、妊娠かなと思われたらまず相談ください、健診 14 回分公費で負担がありますよ、ということも案内して、安心して相談できる、医療機関に行けるようになる、ということも取り組んでおります。

それと、妊娠で困っているというのは、既に特定妊婦というふうにつけて、いわゆる要対協に乗っかる。要対協にするとかなり情報共有が図れて、安心していろいろなところからの情報もいただけるということになります。鳥取東部の場合は、産科医療機関をお願いしてまして、妊娠 22 週以降に来られた方は、何らかの理由で 22 週以降になっていて、本当に困っておられるというところで、その市町村の母子健康手帳交付の窓口で連絡をいただくようになっております。ですので、連絡をもらっても、1 カ月ぐらいしても来られないときにはもう 1 回お返しするということで、早期発見につながるようなところでは医師会と話し合っております。以上です。



村木：

ありがとうございます。薬局で、というのは、妊娠検査薬を媒介にして、ということですか？

山中：

お願いして、案内の紙を置かせてもらっているというところですね。

村木：

妊娠検査薬って入り口のところとしては、そういう厳しい状況下の妊娠を発見する入り口としては使えるツ

Day2. シンポジウム「女性支援・母子保健と社会的養護の連携と協働」

ルのような気はしますよね。それからもう一つは、要対協というのはわれわれの側から見ると、なんとなくこどものための要対協だというイメージがあるんですけど、そこはお母さんというか、妊娠した女性に対してはどういうことになるのでしょうか。

山中：

特定妊婦という捉えでいいと思います。

村木：

そうですね、失礼いたしました。それでは母子生活寮と乳児院のほうからこの問題に対してのご見解をお伺いしたいと思います。大神さん、いかがですか？

大神：

アウトリーチとネットワーク、これは両方必要なことだろうと思っています。アウトリーチと言っても闇雲に外に出て探すのも大変なことなんですけれども、われわれは若年女性を支援している NPO さんと連携しておりまして、偶然にも TsunA がーるという名称なんですけれども、その方々が夜回りするとき、われわれのカードを持っていていただいて配っていただいたり。本当はわれわれもそこに参加する予定にしていたんですが、このコロナでまた動きがとれなくなったというところですよ。

それと先程佐藤先生からもお話があったように、若年になればなるほど遠くの相談窓口に相談する傾向は、私もあるのではないかなと思っています。ただ、相談を受けた以上、自分の地域の管轄ではないからということで、たらい回しもできませんし、お断りもなかなかやりづらいというか、するべきではないと個人的には思っています。なので、われわれが各地域の妊娠 SOS だったり、相談窓口だったり、居住支援等もできる支援団体、遠回しに言いましたけれども、例えば母子生活支援ですけど、緊急一時保護で受け入れ可能になっていますので、そういったところの連携は必要だと思っていますし、また可能だと思っています。以上です。



村木：

妊娠 SOS もそうなんですけれども、佐藤さんも大神さんもおっしゃいましたけれども、相談を地域のほうに結びつけていくにあたって、特に SNS を使った相談、電話もそうなんですけれども、別にそれぞれの地域内から相談が来るわけではないわけです。全国から相談が来て、ただ最後は、支援する上では地域というか実際に住んでいるところにつなげていかなきゃならないというところがあると思うんですけども、そこは先程のお話の続きで何か、工夫がありましたら教えてください。

佐藤：

SNS は入り口はすごくいいし、本当にコンドームが破れたレベルからどんどん入ってくるんですけども、でも本当に申告な人たちは、メールでの相談レベルの文章の長さですね。そういったもので相談してきてくれる方のほうが多いです。ですから、自殺予防は SNS でかなり効果が、死にたいというつぶやきに対して何回もやり取りされたりするんですけども、こと妊娠 SOS に関してそうではないレベルが必要なのかなと思っているところです。



山中：

鳥取市のほうも妊娠 SOS 相談を行ってまして、メールや電話で受けているんですけども、メールでも電話でもくださるということは、やはり困っておられるんだなというのがよく分かるので、親身になって、助産師資格のある保健師が対応しているんですけども、とても心

Day2. シンポジウム「女性支援・母子保健と社会的養護の連携と協働」

配しているというところでお話を伺いながら、でも保健師さんにつなげたいので、どこに住んで？と聞くと、教えてくださったりすることもあります。なので、本当に心配なんだというところをお伝えするようにしています。なかなか上手く行かないこともありますけど、本当に電話をしてくれてありがとう、というところから入っているところです。

村木：

最初の信頼関係をどういうふうにつなげていくのかはものすごく大事で、先程私もお話ししましたが、大人って基本的に信頼されていなくて、上から目線で説教ばかり言うんじゃないか、と思っている子にどういうふうに信頼関係をつなぎ、実際の支援につなげていくのかというのは大事なことだと思いますけれども、このへんについて、どういう態度というか、どういうコツがあるのか、そのへん何かご存知の方いませんか？佐藤さん、お願いします。

佐藤：

これに関しては日本財団のご支援もいただきながら、相談窓口を各地で立ち上げるというのが今起こってきていまして、助産師会とか、そういった母子保健領域から、児童福祉系の施設のところに妊娠 SOS を設けるとか、いろいろなところが立ち上がってきているんです。やっぱり言いたいのは、初めから、私たち専門職集団だから、って指導パターンで入るのではない、今困っていることは何なのかなという、一つ聞いたら一つ答える的な感じでいっぱい質問事項があったりするんですけども、一つ一つやり取りをしながら信頼関係を作っていく。もうそれ]]だと思うんです。

今のこどもたちって、人工妊娠中絶にしても、命の大切さを学んできたのに私ってこれ殺人者になるんですよ、とか、そんなやり取りが、深くなってくると始まるような子もいます。ですから、予期せぬ妊娠をした人たちがどう思うかというのを、特別養子縁組もさることながら、みんなで共通で認識して、共有するといいのではないかなと思うところです。

村木：

大変大事な話でした。乳児院でそのノウハウをさらに広げていく活動をしていく上でも、こうした点をどうやって発見して、どうやって接していくのかというのが大事なかなと思いますけれども、平田さん、コメントがありましたらお願いいたします。

平田：

これまで若年で出産したあとに乳児院に出会って、その後何十年もお使いしているご家族がたくさんいらっしゃいます。そのときに私がいつも思うのは、支援関係の中においては親として出会ってしまうのでお母さんを見てしまうのですが、でもやはりそこにその方ご本人の人生があって、ルーツがあって、というときに、本当にその方自身も抱かれる必要があるというのは、乳児院の中でこどもを抱く時間なので、腕の中に抱く時間なので、その親御さんも抱かれる時間が必要なんだということはよく感じてきたことなので、今回妊娠家庭相談のところをやりたいと思いました。

それで、私たちができることの中に、地域の教育のところに少しアウトリーチで、そういう働きかけができればいいのかな、命を大事にするというところをもう 1 回やれたらいいのかなとも思っていますし、赤ちゃんが息づいているところでもあるので、そこにお母さんたちが自分たちが生を産み出したということがどういうことなのかと。辛い生を受けているお母さん、たくさん出会うんですが、そういうところも自分たちの良さを出しながら寄り添えたら、というところが今考えるところです。



村木：

特に命の教育の重要性というのは皆さん同意されるところだろうと思います。それからもう一つ、今のお話でそうだなと思ったのは、親子と言っても、親子が一体なんじゃなくて、親は親としての人生があり、個があり、こどもはこどもとしての個があり、それぞれ大事にしつ

Day2. シンポジウム「女性支援・母子保健と社会的養護の連携と協働」

つどうやって親子関係を作っていくのか、ということがあろうと思います。親の立場というか、女性の立場、あるいは女性の体験、人生を大事にするところが女性支援の一つのポイントかなと思いますけれども、堀さん、このへんで何かコメントありましたらお願いします。

堀：

日本社会として母子一体、こどものための母親という考え方が根付いている部分がまだまだ一般的にあって、そういう考え方ではなくて、女性である母と子どもが、それぞれの人生を生きる、そのための支援を両者に提供していくことが結局こどものためになるだろうし、女性自身の回復や再生にそれはつながっていくというように、社会の考え方、価値観というのを変えていくような発信もしていく必要があると思っています。

村木：

そのへんもかなり皆さんも同意を得られるところかなという気がいたします。だいぶ時間が過ぎてきましたので、最後に一言ずつ皆さんから頂戴したいと思います。その前に、今日の議論を聞いて感じたことを申し上げますので、それに対する意見も言っていただければと思います。

一つは、それぞれの分野、それぞれの施設でいろんなことをされていて、いろんなことを考えておられる。そういう持ち味を生かして連携をしていくことが大事なんだということが一つ目です。

それから二つ目で、そのためにも抽象論とか法律だけではなくて、それぞれの施設が顔の見える関係になる、気軽に相談できる関係になると。まさに要対協の1段階、2段階、3段階というのはそういうものだと思うんですけども、そういうのがネットワークで大事なんじゃないかなというのが二つ目。

それから三つ目は、最後の個の問題がありましたけれども、女性の個、それからこどもの個、その当事者を中心に据えて、というのを常にわれわれは忘れていけないんじゃないかと。それが全ての支援の基本になるんじゃないかなということを強く感じました。

一言ずつ今日の議論についてお話いただければと思い

ます。



堀：

持ち味を生かした連携というところで言うと、女性支援は性暴力被害や性虐待などへの支援に対して、ノウハウを持っていることが多いです。生活を安定させながら、その後の回復支援をしていく、そういう婦人保護事業の強みを理解して、今後連携、あるいはネットワークづくりを行っていただくといいかなと思っています。

佐藤：

今まで地域が支えてきたとか、みんながいろいろ支えてきたのが破綻してきているのが今の世の中ではないかなと思います。ですから、目の前に来ている人たちがどんなことを相談されようとも、その人の背景はかなり大変なものを抱えているかもしれない、というように思い、あなたのことが心配なのよ、あなたのことを私はものすごく大事に思っているから、という、そういう本当のおせっかいメッセージですね。赤ちゃんのためだから我慢しなさい、だけではなくて、あなたの人生が心配だから、というメッセージに切り替わっていかなければいけない時代に今来ているんじゃないかと思った次第でした。

山中：

私は行政のこの業界で仕事をしていました。そこから今、いわゆる社会福祉法人で働いておりますけれども、親御さんは、行政というのは敷居が高いなと思っておられる、というのは感じています。ですので、行政のほうも、民間、法人でできることはあるなというふうに思っておられるようです。ですので、フットワークが軽く、いろいろ取り組みができる、この法人や民間ならではのことができるかなと思っています。皆さんのお話も聞か

Day2. シンポジウム「女性支援・母子保健と社会的養護の連携と協働」

せていただきながら、今児童家庭支援センターで働いていますけれども、この法人で何ができるかというのもまた考えていけるかなと思います。

大神：

こももティエは事業を受託してまだ 1 年ちょっとの、ひよっこもひよっこなんですけれども、その中でも日々相談は来ていますし、重いケースも受けています。前半村木先生のほうから、特定妊婦の方に何らかの障害、知的や精神の方が意外にいるんだ、というお話がありましたけれども、まさしくその通りで。安心、安全な出産までカバーすればいいのかということではなくて、出産後のお母さんのことを考えると、やはり連携先として障害福祉との連携も今後必要になってくるだろうと思いますし、若年妊婦も非常に多いです。うちも 19 歳以下の相談が一番多いです。そういうことを考えると、児童相談所との連携は絶対だと思っているところです。

平田：

妊娠葛藤相談を始めて一番最初に思ったのは、つながるということの重要性でした。乳児院は広域で県とのつながりが多かったので、これを初め自分たちの足で市区町村で出向いて、いろんな課の方たちに直接お会いするとか、こうやって大神さんとの出会いもあって、母子生活支援施設との出会い、今まで知ってはいるけど手はつながっていないというような他職種と出会って、また今日のシンポジウムでも出会いをさせていただいて、アドバイスを受けながら横につながることが 1 人の困ってらっしゃるその方の支援につながるんだということを、改めて今日確認することができたと思っております。

村木：

問題意識が収斂してきたような気がいたします。どうやって困っている女性たちとつながっていくのかということと、もう自分たちの施設とか自分たちの分野だけで問題解決はできない、幅広いネットワークが必要なんだ、というのは共通の思いとしてあるということが今日確認できたと思います。それぞれのお立場で、それぞれいろいろ一生懸命頑張っておられる皆さん、それはとても尊

いことなんですけれども、併せて自分たちだけで何かをするというのではなくて、みんなでつながっていこうと。真ん中に女性と子どもたちを置いて、そのためにみんなが手を携えていこうということをもう 1 回考える機会にできればいいなと思います。今日は大変お忙しい中、ご出席の皆さんありがとうございます。それから聞いていただいた皆さん、どうもありがとうございます。これからまた皆さんと一緒に進めていきたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。それではこれで最後のセッションを終わりにしたいと思います。どうもありがとうございます。

潮谷 義子

(共同代表／スペシャルオリンピックス日本

・熊本 理事長、前熊本県知事)



1月28日から30日まで、それぞれ、オンラインで、あるいはおいでになれる方はこの会場の中においでいただきながら、私たちは会を進めましたけれども、この社会的養護のネットワークということが、実は今回のフォーラムやシンポジウム、あるいは講演のところにいたっても力を発揮したのではないかと、そういう思いがすごくしています。今日の最後のセッションでも、顔を知ることができる、あるいは情報を共有することができる、そして自分たちの対象とする人々の真の状況を、しっかりそれぞれの立場から受け取ることができる。それをどのように解決していくのかという協働や、あるいは努力、そういったものが本当に強く出ていたと思います。

私はこの会の代表ということで、最良目があるかもしれませんが、この4回のフォーラムは、ネットワークということで力を発揮した素晴らしい会だったと、このように総括しているところです。

今日まで3日間、本当にありがとうございました。どうぞこれで終わりではなく、それぞれの職場の中で、あるいは持ち場、立場の中でさらに深めていただき、第5回のフォーラムに続けてまいりたいと考えております。皆様、ご協力ありがとうございました。心よりお礼を申し上げます。

アンケート

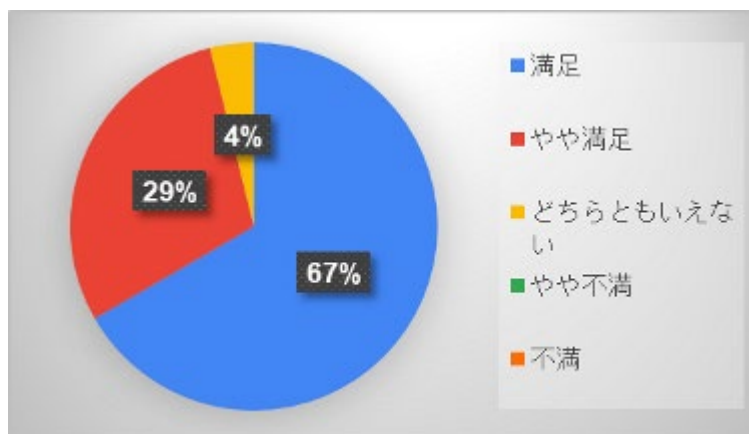
今回の参加者は、386人（※）でした。

アンケート回答数は 84 でした。

※登壇者、招待、報道関係、幹事、事務局を除く

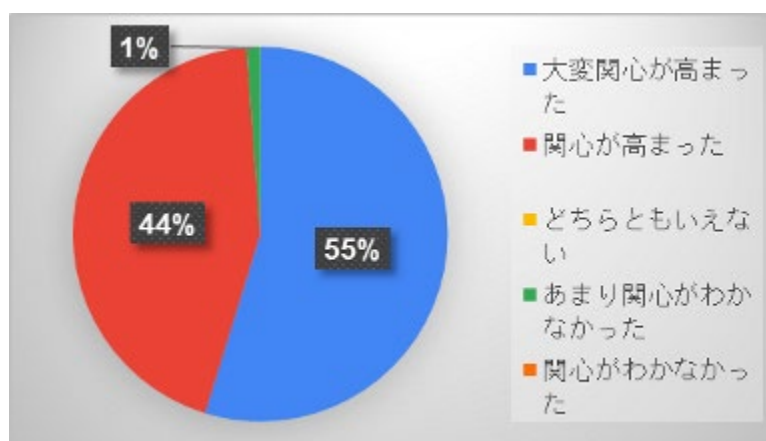
1. フォーラムの全体的な満足度

フォーラムの全体的な満足度について、「満足」が67%、「やや満足」が29%、「どちらともいえない」が4%、「やや不満」が0%、「不満」が0%でした。「満足」と「やや満足」を合わせると、96%でした。



2. フォーラムを通じた関心度の高まり

フォーラムを通じた子どもの社会的養護に関する横断的な相互交流や相互研鑽への関心が高まりについて、「大変関心が高まった」が55%、「関心が高まった」が44%、「どちらともいえない」が0%、「あまり関心がわかなかった」が1%、「関心がわかなかった」が0%でした。「大変関心が高まった」と「関心が高まった」を合わせると、99%でした。

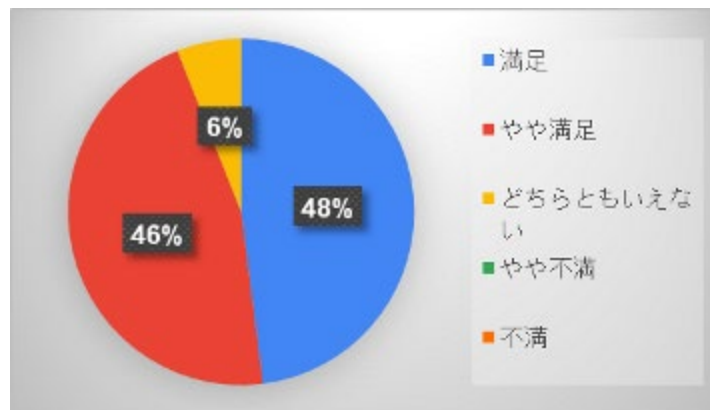


3. 各プログラムの満足度

(1) プレセッション

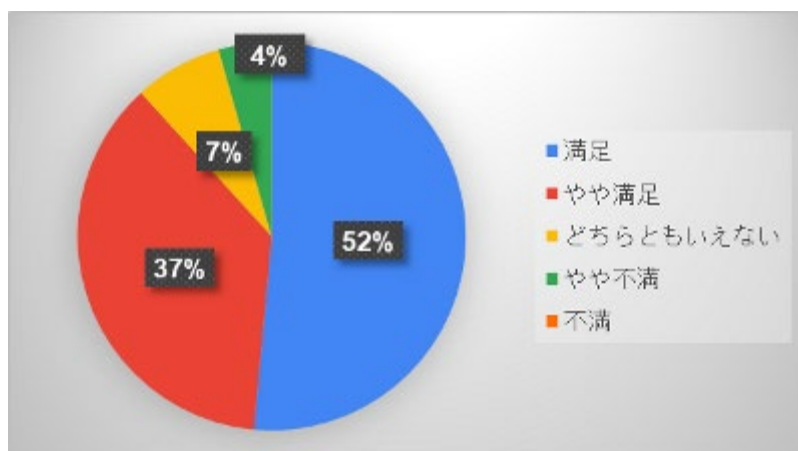
「フォスタリング機関評価を含めた社会的養護全体の評価について考える」

「満足」が48%、「やや満足」が46%、「どちらともいえない」が6%、「やや不満」が0%、「不満」が0%でした。「満足」と「やや満足」を合わせると、94%でした。



(2) 基調講演「社会的養育専門委員会報告の概要と児童福祉法改正の展望」

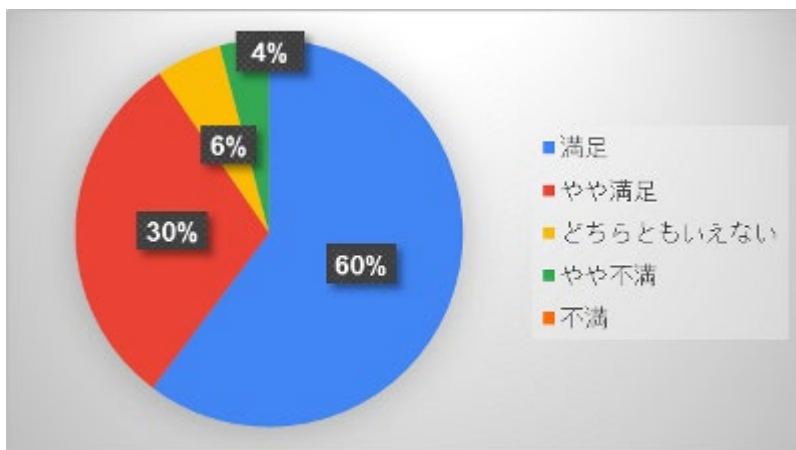
「満足」が52%、「やや満足」が37%、「どちらともいえない」が7%、「やや不満」が4%、「不満」が0%でした。「満足」と「やや満足」を合わせると、89%でした。



(3) シンポジウム

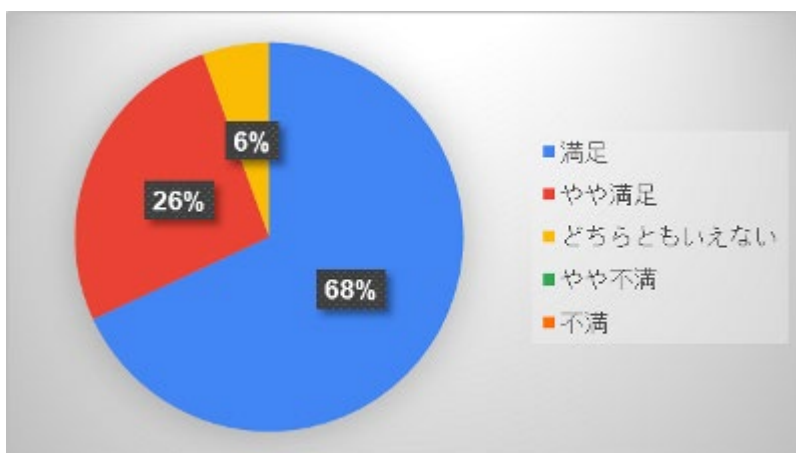
「児童福祉法改正と今後の社会的養護の展望～子どもの権利を中心に置いた徹底討論～」

「満足」が60%、「やや満足」が30%、「どちらともいえない」が6%、「やや不満」が4%、「不満」が0%でした。「満足」と「やや満足」を合わせると、90%でした。



(4) パネル1「家庭養護推進・里親支援の先進事例」

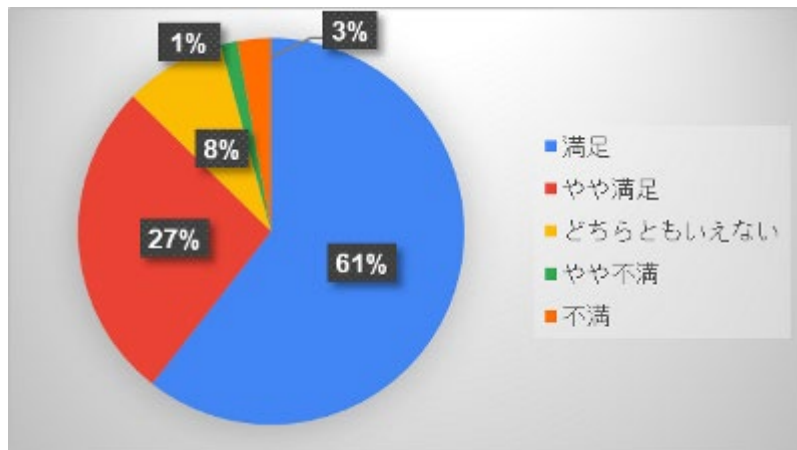
「満足」が68%、「やや満足」が26%、「どちらともいえない」が6%、「やや不満」が0%、「不満」が0%でした。「満足」と「やや満足」を合わせると、94%でした。



アンケート

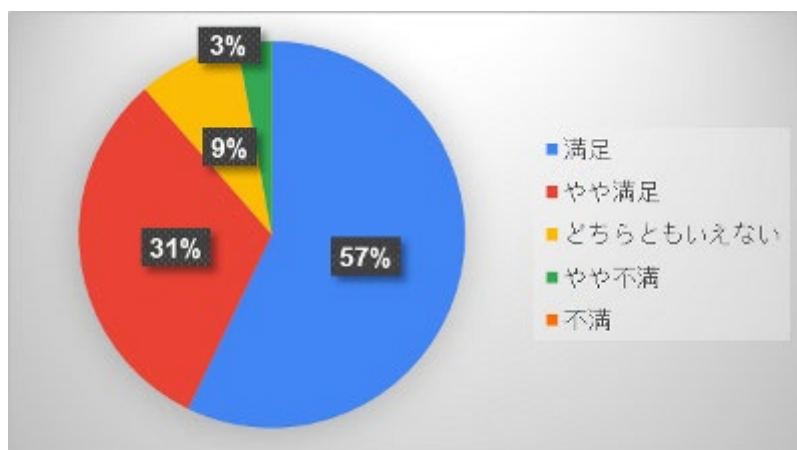
(5) 特別講演「社会的養護における心理職の役割」

「満足」が61%、「やや満足」が27%、「どちらともいえない」が8%、「やや不満」が1%、「不満」が3%でした。「満足」と「やや満足」を合わせると、88%でした。



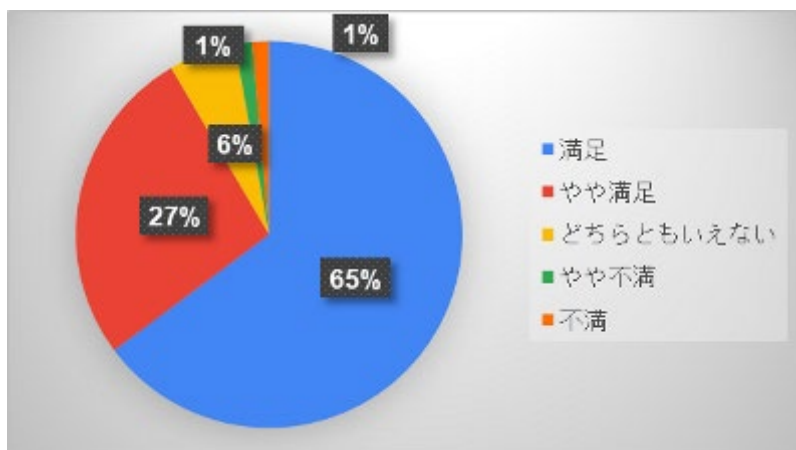
(6) パネル 2「特別養子縁組における子どもの出自の取り扱いをめぐって」

「満足」が57%、「やや満足」が31%、「どちらともいえない」が9%、「やや不満」が3%、「不満」が0%でした。「満足」と「やや満足」を合わせると、88%でした。



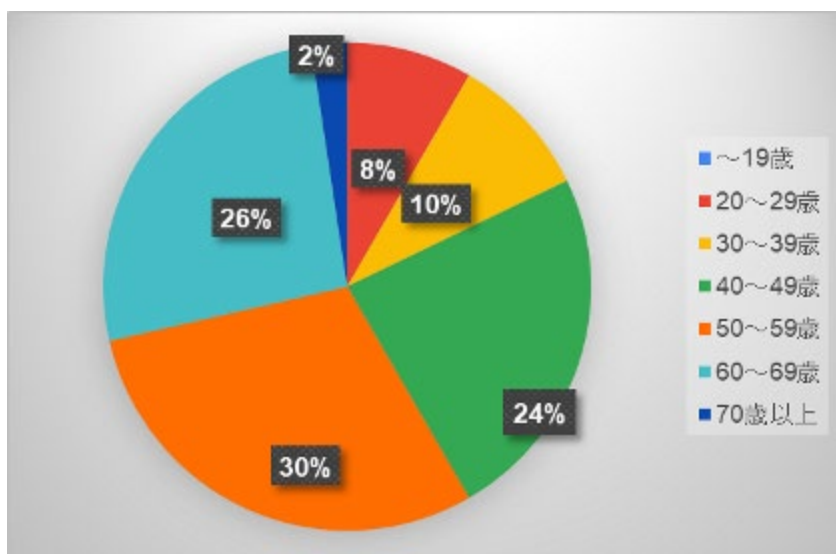
(7) シンポジウム「女性支援・母子保健と社会的養護の連携と協働」

「満足」が65%、「やや満足」が27%、「どちらともいえない」が6%、「やや不満」が1%、「不満」が1%でした。「満足」と「やや満足」を合わせると、92%でした。



4. 参加者の年齢区分

～19 歳以下は 0 %、20～29 歳は 8%、30～39 歳は 10%、40～49 歳は 24%、50～59 歳は 30%、60～69 歳は 26%、70 歳以上は 2%でした。

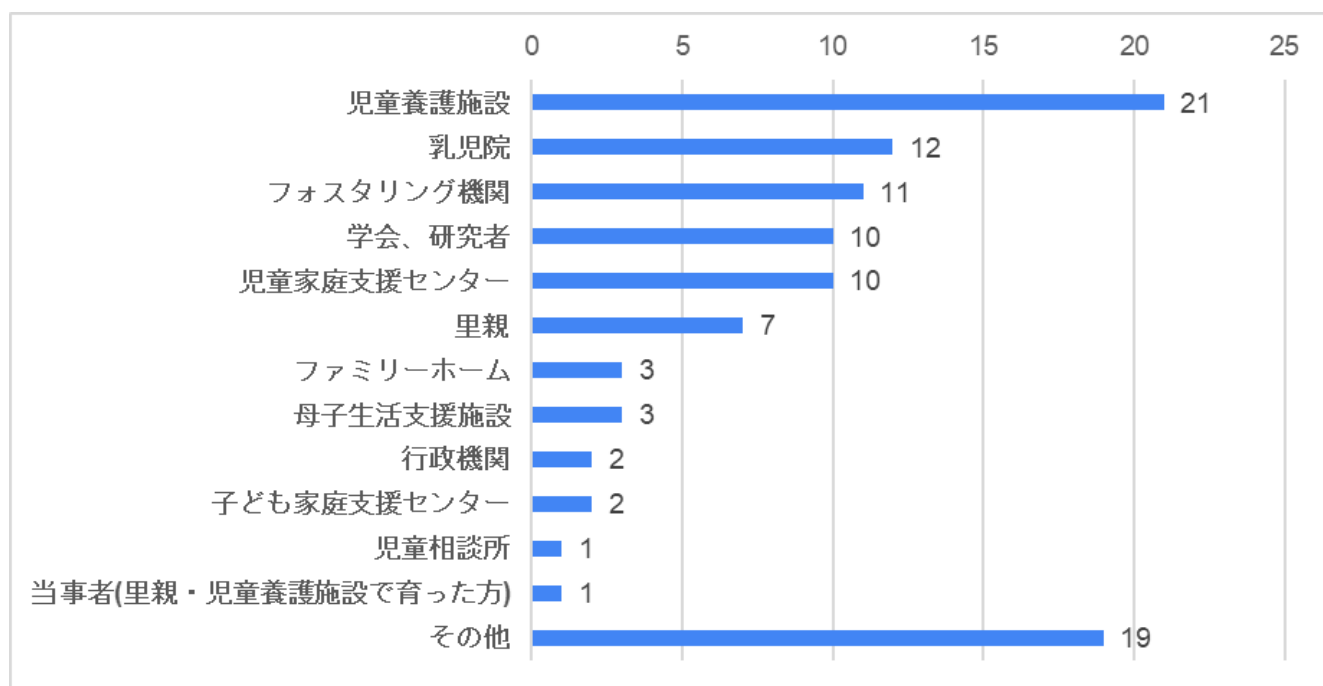


アンケート

5. 参加者の所属 ※複数回答可

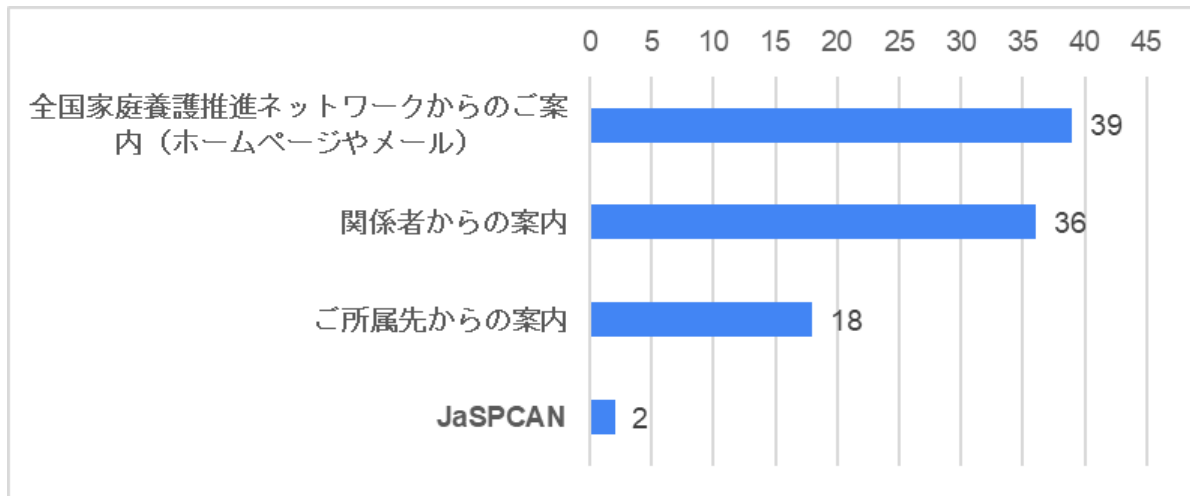
子どもの社会的養護に関わる色々な関係者にご参加いただきました。多い順に、児童養護施設、乳児院、フォスティング機関、学会・研究者、児童家庭支援センター、里親、ファミリーホームの順でした。

その他には、後任心理士、NPO、弁護士、公益財団法人、社会福祉法人、支援団体、里親希望者、保育所、民間子どもシェルター、自立援助ホーム、報道機関、当事者家族、民間養子縁組支援機関等が含まれます。

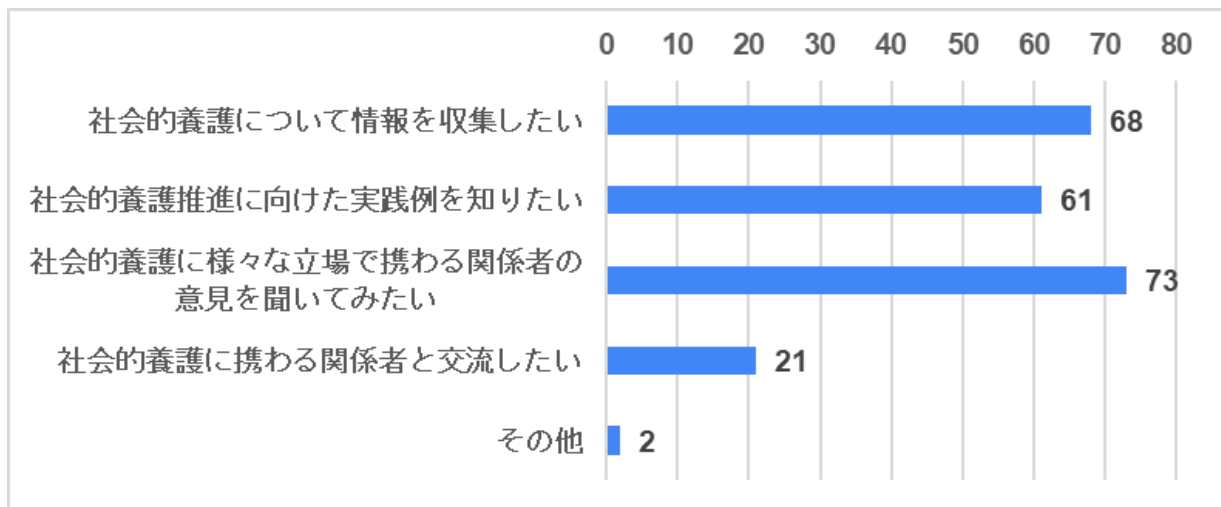


アンケート

6. フォーラムを知った経緯



7. 参加目的



8. 参加者の声（一部抜粋）

（1）特に興味深かった内容

- ・ プレセッション「フォスタリング機関評価を含めた社会的養護全体の評価について考える」
※同様の意見複数あり
＜関連するご意見＞
 - 第三者機関による評価改善、調査対象者への還元について
 - Ofsted の評価基準、第三者評価委員会
 - Ofsted について（関係機関それぞれから評価について一度に知ることができたこと自体が、勉強になりました。）
 - 第三者評価を行う際、対話型であることが望ましいというお話。
 - 評価の評価という視点

- ・ 基調講演「社会的養育専門委員会報告の概要と児童福祉法改正の展望」
※同様の意見複数あり

- ・ シンポジウム「児童福祉法改正と今後の社会的養護の展望～子どもの権利を中心に置いた徹底討論～」※同様の意見複数あり
＜関連するご意見＞
 - 児童福祉法改正に向けて子ども・家庭・若者へとつながる展開について考える事ができた。
 - 特に心に残ったのは上鹿渡先生がおっしゃった「一緒に生きてくれる人が見つかる場所（はもちろん必要だけど）親を助けてほしかった」という言葉。
 - 畑山さんのようにユース事業の方が参加されていることも大切だと思いました。
 - 井上先生のお話から目指す具体的な取り組みを学びました。

- ・ パネルディスカッション1「家庭養護推進・里親支援の先進事例」
※同様の意見複数あり
＜関連するご意見＞
 - 里親支援にかかわっているので、フォスタリング機関の実践事例は今後の参考になりました。

アンケート

- 地域におけるニーズと協働に向けた支援方法が具体的にわかりやすくご教示頂きました。
- 児童家庭支援センターの職員の資質や職務についてのあり方に関わる内容のものに関心がありました。
- 里親種類の多様化
- ショートステイ里親の意義・可能性について
- SOS 子どもの村の実践報

・ 特別講演「社会的養護における心理職の役割」

※同様の意見複数あり

＜関連するご意見＞

- 村瀬先生のお話は、いつも心を打たれますが、今回も素晴らしかったです。生活施設での心理職の役割については、心理職と福祉職が互いの専門性を尊重しながら協働していくためにはまだまだこれから、というのが実感です
- 村瀬先生の講演は涙がこみあげてきました。大切なことを教わりました。ぜひ、来年も先生のご講演をよろしくお願いします。
- 村瀬先生の特別講演「社会的養護における心理職の役割」実践の中で共感できる内容であり、専門性のない自分ですが「人としての根底をおさえての心理職でありたい。これでいいんだ。」と背中を押していただいたようです。心理職の学びも深めたいと思っています。
- もっと長くお話を聞く機会が欲しいです。様々な配慮の中お話されていたように感じられましたが、村瀬先生の養育の在り方は本当の理解までに時間がかかるように感じます。素晴らしさを何度もお話頂きたい気持ちでいっぱいになりました。ありがとうございました。
- 村瀬先生のお話から関わる者の姿勢や覚悟をご教示いただきました
- 「社会的養護における心理職の役割」は、村瀬先生を始め、登壇された方たちの間で「養育（者・現場）の現実をしっかりと踏まえて養育の支援を行うべき」というスタンスが共有されているように感じました。実際に養育にかかわる者として大いに励まされると同時に、心理職に限らず、広くフォスタリングにかかわるすべての人たちにとって役立つお話しであったと思います。

・ パネルディスカッション2「特別養子縁組における子どもの出自の取り扱いをめぐって」

アンケート

※同様の意見複数あり

＜関連するご意見＞

- 個人情報のアーカイブという概念
- 特に記録の保存などはうちも変えていかないと、と考えさせられました。
- 特別養子縁組における子どもの出自の取り扱いについては、新しいことが多く学べた。現場の実践と、研究などの客観的な視点から、現状の分析をまとめたことで、今後進むべき方向性への示唆の流れが興味深かった。
- 乳児院職員なのでかかわる機会の多い「特別養子縁組家庭の出自の取り扱い」に関しては大変重要なポイントと感じ、乳児院だけでなく実親・里親・児相・関係機関との真の連携・協働をより進めていかなければと思いました。
- 里子の“知る権利”について、里子にとっては権利であり、里親に対しては義務としていくべき、などの議論が興味深かった。
- 現状をより良く変えるには法改正が重要。ゆりかごの病院の話のなかで、子どものために必要な情報をできるかぎりあつめる努力をしてほしいことをどう病院側に理解してもらうか？ 知る権利を侵害している、法的に根拠があることを聞いて、法律を知る事はとても重要なことだと学んだ。

・ シンポジウム「女性支援・母子保健と社会的養護の連携と協働」

※同様の意見複数あり

＜関連するご意見＞

- 特に心に残ったのは、最後のシンポジウムで語られた、お母さんたちをまず抱きしめてあげる大切さです。
- さらにさまざまな事例を参考にしながら、実践に取り組んでいきたい
- 子どもの出産前から困難な状況に置かれた女性を支え、さまざまな機関が連携して、継続的に親子両方の支えになって行こうという考え
- 母子保健との関り。医療は社会的養護推進の大きな力になるが、医学的モデルをそのまま当てはめてはいけないので、今後の推進拡大における一つのテーマだと思う。

・ 全体に関するご意見

- 研究者の方々に加えて現場の方々、当事者の方々が登壇してくださる稀有な機会だと思っています。

アンケート

- それぞれのご発題者の方の具体的な事例報告とそこにかかる想いに触れたことは大きな刺激になります。そして、示された課題や成果の中で、私たちの法人は何から取り組むことができるのだろうか、改めて思いを巡らせています。
- 現在子どもシェルターの設立を準備しているので、社会的養護のあり方について参考となった。

(2) 子どもの社会的養護について、特にご関心のあるテーマを教えてください。

- ・ 里親支援 ※同様のご意見は複数あり
- ・ 自立支援・アフターケア ※同様のご意見は複数あり
- ・ 親子支援・家族支援・家庭支援 ※同様のご意見は複数あり
- ・ ライフストーリーワークについて ※同様のご意見は複数あり
- ・ 在宅支援（里親家庭への支援も含む）※同様のご意見は複数あり
- ・ 社会的養護に関わる人材育成 ※同様のご意見は複数あり
- ・ 特別養子縁組 ※同様のご意見は複数あり
- ・ 母子一体ショートステイ
- ・ 社会的養護に入らなくても良いシステム構築について
- ・ 児童家庭支援センター
- ・ 里親委託
- ・ 今回の保健と福祉のように幅広いテーマを設定していただき学びになっています。今後ぜひ学校教育も加えていただけたら嬉しいです。
- ・ 子どもの貧困
- ・ 施設入所児童、里親家庭の児童と家族との関係再構築
- ・ 里親と施設との連携 協働のあり方
- ・ ネットワーク等連携・協働の実際を事例検討から、考える。
- ・ 在宅児童措置について、要対協について、
- ・ 相談業務等に携わる人材について
- ・ 運営について
- ・ リービングケアや妊娠・出産後のサポートなど
- ・ どのように援助に繋がる力を強化していくか
- ・ 地域ネットワークの中で心理職が何が出来るか（所属施設を超えて）
- ・ 児相に弁護士を配置した事例、家庭裁判所とのやりとりや、各種法的事務での効果などについて、聞いてみたいです。
- ・ 被虐待児の心身の発達、将来への影響
- ・ その子にとって最前の支援とは何か
- ・ 当事者の声を聴くことが重要だと考えています。その意味で、今回も中村みどりさん、畑山麗衣さんの意見をきくことができたのは良かったです。こどもアドボカシーの取り組みやケ

アンケート

アリーバーの現実についても学びたいです。また、中野課長が指摘されたように、虐待の相談件数が 20 万以上ある中、社会的養護の対象となる 3 万人に入らない、在宅の 17 万人の子どもたちが置かれている現状をどう捉えるか、畑山さんが指摘されたように、社会的養護につながらなかったけれど過酷な人生を歩んでいる子どもたち・青年たちの現状について、またそこへの支援の現状についても学びたいです。

- ・ チーム養育について
- ・ 里親ですが、子どもが問題行動を起こすと、ご家庭で、と叱責され、地域連絡会に参加しても里親リクルートだ、研修だと行政も児相も委託率の指針に踊らされているように感じられます。委託率を上げるのに一番必要な事は安心して子供を養育できる事に尽きると思います。
- ・ 社会的養護の子どもの発達支援や、里親、施設職員への心理的支援
- ・ 里親認定審査の基準の明確化
- ・ 社会的養護が担う地域の子育て支援の事例などもお伺いしたいです
- ・ 子どもシェルター設立を準備しているので、自立援助ホームも含めて考えていきたい。
- ・ 小規模化、高機能化、地域分散化、機能転換
- ・ 児童養護施設の多機能化・高機能化、それにとまなう施設職員の質の向上
- ・ どもの思いをどのようにして引き出し、それをどう分析し、評価し対応するのか。また、引き出せない場合は、どのように対応していくとよいのか。
- ・ 発達障害と言われる子どもたちへの支援
- ・ 子どもの権利、家庭養育と里親推進との連携の必要性(里親ショートステイ)
- ・ 行政説明と施策検討、要対協の機能強化、児家センの運営管理
- ・ 例えば児童相談所や施設は子どもの最善の利益の視点から里親等への委託を進めたいと考えているが、保護者と連絡が取れないあるいは意識的に逃げ回っているようなケースで「実親の意思」「親権」などの大きな壁によって阻まれることで結果的には消極的選択として児童養護施設への措置変更に留まってしまう場合も少なくない。こういったいわゆるコールドケースでは海外のように保護者に一定期間のチャンスを与えた上で、それに応えられない場合は司法の力で「子どもにとって一番良い選択」を進めるべく、「親権の濫用」等にならないよう児童福祉法や民法などの関連法を横並びにきちんと整備していく必要があると思う。
- ・ ケアリーバーへの支援、児童養護施設が行う地域支援
- ・ 社会的養育システム全般
- ・ 施設における在宅支援について
- ・ 社会養護と心理支援

アンケート

- ・ 児童養護施設の多機能化
- ・ 子どもを中心に考え声を聴いて行く支援の在り方、 梶原真也さんのソーシャルペタゴジーを通した共通言語の在り方
- ・ 障害児支援
- ・ 児童施設等卒園後の状況把握と支援
- ・ 他機関連携、母親のメンタルヘルスと子育てなど
- ・ 里親啓発活動
- ・ 子育て短期支援事業利用児童と一時保護措置と入所措置児童の適用の考え方
- ・ 里親委託率 3 歳未満児は 75%とあるが、地域支援の充実や施設の充実との関係性
- ・ 社会的養護を担う人材について
- ・ 福祉に繋がらない、繋がることのできない子どもたちへの対応策・アウトリーチ etc
- ・ 今回の御話しにあがっていた「かかりつけ相談所」市区町村が担う包括的な支援に関心があります。
- ・ 子ども庁創設後における社会的養護の位置づけと子ども庁との関係
- ・ 自立支援、母子支援、トラウマ、愛着障害、喪失体験をしている子供たちの心理支援
- ・ 様々な所属機関が子どもたちのために取り組んでいる活動の点と点がつながり面となり、隙間から零れ落ちる子どもや親子がでないような連携が必要だと感じました。また、就学前の性教育の重要性を若草プロジェクトの活動からも強く感じました。
- ・ 子どもに関わる全てのことが気になります。
- ・ 人材の養成と確保、不本意な退職の防止、成長支援について
- ・ 女性支援と社会的養護との関りについて
- ・ 当事者の声
- ・ 自立後のトラウマに対するケア・支援情報の充実
- ・ 機関連携、特に教育機関との連携をどのように子どもの退所後の自立や社会的自立につなげるか。
- ・ 一時保護について
- ・ 子どもの人権を尊重した社会的養護の在り方
- ・ 児童養護施設、乳児院の古い体制からの変革
- ・ 措置解除後の自立に関する課題と支援
- ・ 社会的擁護の経験者による評価
- ・ フォスタリング機関の評価

(3) フォーラムの改善に向けてのご提案

<運営の改善>

- ・ 30 日は、肝心なところでの音声不安定があり、村瀬先生のお話が途絶えたことが残念でした。
- ・ Web 環境が音量含め時々聞きずらかった
- ・ 討論時、マイクを一人 1 台設置しておく、タイムロスが少なくなり議論もスムーズになると思われました。
- ・ オンライン環境の整備
- ・ 今回は、音声の不具合が多くて、少し残念でした。
- ・ zoom 会議での研修参加とウェビナーとの違いの周知がもう少しの間必要だと思った。
- ・ 運営の不便が少しだけ気に掛かった。

<時間配分等>

- ・ 全体的に各パネリスト等からの報告に割く時間が多く、シンポジウム、ディスカッションとしては物足りなさがありました。報告も中身の濃いもので参考になったので、進行上の両立の難しさは感じました。
- ・ 報告が長くなる傾向があり、その後の議論が少なくなるセッションが多かったように思いました。
- ・ 丸二日と 2 時間は、研究学会だと普通かもしれませんが、個人的には、ズームでパソコンに向かい続けるのはちょっと長くてバテ気味でした。
- ・ 内容を絞る
- ・ 職場での zoom 研修でした。タイムテーブルがあるにも関わらず時間を超過したり、休憩時間が十分に確保できていなかったりと時間に対して甘い部分が見受けられました。職場で借りたパソコンなどの機材類を返却するため他職員に対しても予定時間外まで待ってもらう形になり迷惑をかけてしまいました。
- ・ 時間が決められているのなら守るべきであるし、時間を管理できないのなら司会の他にタイムキーパーを設けるなど対応したほうが良いと思いました。
- ・ 29 日のシンポジウムを「やや満足」にした理由は、大変重要な問題だが論点が盛沢山すぎて時間が足りず未消化に感じたためです。いつも感じますが、大きな課題を前に、この FLEC フォーラムでは、本当に重要な問題提起、課題認識、先進的取り組みの紹介などがな

アンケート

されて、盛りだくさんで、大変勉強になります。もう少し、余裕のある時間配分にして十分な論議が聞けるとよいのではないかと思います。

- ・ それぞれのプログラムの講師の先生方が提供する話題内容は広くて深いものばかりです。いろいろな観点での話題提供で興味深いものばかりでしたが、時間の調整もあり、話題提供が早口になり、割愛しなければならないこともありました。また、プログラムとの間が短いため、消化不良のまま次に進まなければならない感じが続きました。
- ・ 議論が不十分という印象がありました。オンラインでの視聴者からの質問も取り上げるようにして頂けるとありがたく思います。

<開催方式>

- ・ ハイブリッド形式の継続、見逃し配信の活用。
- ・ 今年もコロナの感染急拡大中で現地参加ができず残念でしたが、セッションの中で何度か出てきた、「連携のために互いに顔が見える関係づくり」のためにも、会場で繋がる日が早く来ることを願います。
- ・ 一昨年は現地参加、昨年の 2 回はオンライン参加、今回はオンラインと参集のハイフレックス開催でしたが現地で参加しました。やはり主催者側も仰っているように、同じ方向を見ている方々との直接的な交流や意見交換、あの場の雰囲気を感じてはすごく大切だとあらためて感じました。準備等々がギリギリまで大変だったかとは思いますが、本当にありがとうございました。
- ・ 広く多くの人たちに発信していくため、「zoom オンラインによる配信」only でも良いのでは？ そうであるならば、参加費はもっと低廉であった方が良いように思われる。
- ・ 配信や WEB で参加できる開催方法はとても参加しやすかったのでコロナ禍以降も是非ご検討いただけると嬉しいです。
- ・ レセプションを WEB 開催
- ・ WEB 参加は今後も継続して欲しい。

<内容について>

- ・ 村瀬先生の講義は、特別講演ならば講演だけにされても良かった気がします。現役の心理士の当事者がいない状況で、他のパネルなどに比べ、やや主観的な議論や 1 事例で話が進んでいたのは少し残念でした。現状の分析（施設では特に賃金体系の厳しさから、院の学費返済やスーパービジョンを私費で受ける文化の中で初学者が集まりやすいこと、一人職場になり

アンケート

やすく経験の蓄積が少ないこと、心理と教育分野の基本原則の違いから誤解が生まれやすい、養成コースで社会的養護について学ぶことが少ない) など現場で明らかになっている客観的な実践データを提示した上で、再度あの議論があると、より良い理解と示唆が得られたのではないかと思います。

- ・ 現状育児や養育が母親に偏った責任を任せているのはわかるが、このような大きなフォーラムで、それを当たり前として言葉に気をつけず発表する登壇者があまりにも多くて、女性蔑視や女性差別につながると想定していないところが残念だった。父親の話を織り交ぜて欲しい。女性側の問題として話を進めすぎである。社会的養護を進めていく上で男性の役割が明確でないでそこを重点的に研究発表して欲しい。
- ・ いつも同じようなメンバーで新鮮味がない。多様な視点からの意見交換が行えるよう幅広い分野からの講師が必要
- ・ 今年は母子保健の情報がかなり盛り込まれていて大変参考になりました。
- ・ "特別養子縁組について潮谷さんがわかりやすく説明してくれたのでそれに沿って議論が出来る面白かったと思うのですが堂々巡りの感がありパネルディスカッションは少し深みが足りませんでした。
- ・ 母子生活支援施設の取り組みをもっと聞きたい

<励ましのお言葉>

- ・ コロナの大変な中、開催に向け関係者の皆様のご尽力に感謝しております。ありがとうございました。
- ・ とても勉強になり感謝しております。
- ・ リモートは、慣れの問題ですが、フォーラム運営に参加している感があって楽しさがあってそれはそれでよかった。お疲れ様でした。担当を責めないでくださいね。
- ・ とても難しいハイブリッド運営がスムーズで、事務局の皆様のご尽力に感謝いたします。
- ・ 内容が豊富な第4回フォーラム、準備された方々、講演いただいた皆様、どうもお疲れ様でした。
- ・ 今回のフォーラムでは、実体がどうか、体制や制度設計をどうするかといった堅いお話の中に、重要な課題が多く見られ、勉強になりました。
- ・ 特に村瀬先生と潮谷先生のお話に、個別の児童の貴重な対応事例が紹介があり、より柔らかい、心情的により一層社会的養護の対象児童のよりよい生活支援のために頑張らねば、という気持ちにさせていただきました。

アンケート

- ・ これまでのフォーラムでは、堅い話と柔らかい話が組み合わされて出てきましたが、今後も、両者の組み合わせでお願いしたいと思います。まず柔らかい話があって、こうした児童に対する思いやりの気持ちを沸かせ、その後に、制度などをどうやって組み立てていくべきか、どう動くべきかを考えるということだと思います。
- ・ とても充実をした2日間でした。ありがとうございました。
- ・ 今後も、継続して発信してください。
- ・ 厚労省の方、専門家の方々に現状を捉えて研究検討してくださり、また、先進的な取り組みを聴かせていただくことで、日々の実践の中で課題としていることにご示唆いただき、前を向くことができます。自分にとって大切なフォーラムです。いつもありがとうございます。
- ・ 前向きな内容が多くとても励みになります。
- ・ コロナ禍での全国規模のオンラインないしハイブリッド方式の大会は多大なるご苦労があると思います。発起人・関係者並びに事務局の皆様のお支えに深く敬意を表します。
- ・ 今回も内容の濃いプログラムで勉強させて頂きありがとうございました。
- ・ ご準備等大変な状況の中、配信ありがとうございました。おかげで、遠方から参加させていただき、貴重なお話をたくさん聞くことができ、大変充実した学びの時間となりました。
- ・ とくにありません。いつもありがとうございます。
- ・ 会場とオンラインでの開催でしたので、ご苦労が多かったと思います。お世話になりました。ありがとうございました。
- ・ 3 日間にわたるフォーラム、大変お疲れ様でございました。登壇者の皆さまが素人な私にも大変わかりやすく説明してくださり、多くのことを学びました。特に当事者の方にとって必要なことは「日常のなにげない継続したやりとり」だと仰っていたこと、大きな枠組みで制度化するだけでは不十分でその当事者をみて適切な方法を検討していくことが重要であると提言されていたことが印象に残りました。ありがとうございました。
- ・ 皆様、コロナ禍での開催にご苦労があったと思います。どうもありがとうございました。

<その他>

- ・ 提案というより質問です。プレセッション 「フォスタリング機関評価を含めた社会的養護全体の評価について考える」で評価そのものが「何（目標値は何？）に対しての、誰にとっての評価」なのか理解しにくいところがあった。文科省は教員免許更新制度を取っているが、評価の視点でそのことを捉えると評価するためには（評価が成立する）「①教科書（教える内容）②教師（教える人）③免許制度（教える人）」が存在し、それを支えるために更新制

度であると理解しています。（個人的には教員免許更新制度には反対ですが）その前提として、国としての方針や教育目標があることはご承知の通りです。社会的養護を实践するうえで、施設・職員の働きに対しての評価は必要だと認識しておりますが、「どのような方向に子どもたちの成長発達を促すのか」に対する働きの評価の前提もある程度は明確化する必要性はないかという疑問です。

報告書

第4回 FLEC フォーラム～社会的養護の健全な発展のために～

発行 一般社団法人 共生社会推進プラットフォーム

住所 〒151-0053 東京都渋谷区代々木 1-10-7 島村ビル2階

TEL 03-5738-8548 FAX 03-5738-8549

MAIL info@isephp.org